

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正案に対する意見書

金融庁監督局銀行第二課金融会社室 御中

当会は、標記改正案に対し、下記のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

第1 改正の概要（1）、（3）及び（4）は、改正案に賛成する。

但し、公正証書のあり方については、公証人法改正を含んだ検討が引き続き行われるべきであることを申し添える。

第2 改正の概要（2）は、改正案に賛成する。

意見の理由

債務者・保証人等（以下「本人」という）が、公正証書作成委任状を差し入れた事実を知らず、または知っていたとしてもその内容や法的意味を理解しておらず、このために貸金業者から予期せぬ強制執行を受け、不測の損害を被るといったケース後を絶たない。

このような中、金融庁ガイドラインに公正証書作成委任状についての説明責任に係る規定が新設され〔改正の概要（1）〕、これを含めた「説明責任」が新たに章立てされ〔改正の概要（3）〕、説明責任を十分に果たすことを確保するために必要かつ適切な措置を講じられていないことを、貸金業の規制等に関する法律13条2項違反に該当するおそれが大きいものの例示に追加している点〔改正の概要（4）〕、当会はこれを評価し賛成するものである。

しかし、これまでの公正証書作成の場面では、公証人は、公証役場に出頭した代理人に公正証書作成委任状と委任者の印鑑登録証明書を提示させ、印影の一致をもって作成意思を確認すれば足り、提示された委任状が委任者の真意に基づくか否かまでの調査は、求められていない（公証人法32条参照）。

冒頭のような被害を助長する原因が、公正証書作成の場面における不十分な意思確認にあるとの認識に立ち、法務省は、平成17年2月9日付の法務局・地方法務局長宛ての通達により、委任の意思が疑われる場合の意思確認の徹底を求めているが、根本的解決には至っていないのが現状である。

本人の意思に反して作成された公正証書に基づく強制執行に対しては、請求異議の訴え（民事執行法35条）、強制執行停止の申立（同36条）等の対抗手段が用意されているが、これらは事後的な救済にすぎない。ひとたび強制執行を受けたことによって失墜した本人の信頼は、強制執行自体が事後的に解消されたとしても取り戻せないものであるから、意思に反す

る公正証書が作成されないための法制度の完備が求められるのである。

以上の観点から、少なくとも執行認諾条項付きの公正証書の嘱託は、原則として本人が公証役場に出頭して行わなければならないとすべきであり、やむを得ず代理人が出頭する場合も、代理人は、本人の配偶者及び四親等内の親族、本人が法人の場合には当該法人の役員または従業員、もしくは弁護士・司法書士等の法律専門家に限定すべきであり、そのための公証人法改正がなされるべきである。

よって、公正証書のありかたについては、今後、公証人法改正も視野に入れた検討を引き続き行っていくべきであり、この点を意見書提出にあたり申し添える。

以上

宮城県貸金業協会提案に反対する意見書

内閣府構造改革特区推進本部 御中

- 1 宮城県貸金業協会は6月23日、内閣府構造改革特区推進室に対し「ヤミ金被害回避のための上限金利緩和特区」提案書を提出した（日本金融新聞7月1日号）。
宮城県内で行われる一定の貸付に関し、利息制限法並びに出資法所定の金利規制を適用除外とし、年40.004%までの貸付金利の容認を求めることを内容とするが、提案理由のひとつに「金利規制がヤミ金被害を招く」旨が掲げられている。
- 2 しかし、上記提案理由は、以下のとおり事実と合致せず、合理性を欠く。
 - (1) 現在のヤミ金融のほとんどが暴力団関係者である。既存の登録業者が、出資法の平成11年改正による上限金利引き下げに対応できずにヤミ金化したのではない。
また、ヤミ金自体は、「トイチ」「トサン」などの呼称で平成11年改正以前にも存在していた。ヤミ金の社会問題化と上限金利の引き下げには、何らの因果関係も存在しない。
 - (2) ヤミ金融業者は、破産歴のある者、ブラック歴のある者等、信用力の著しく悪化した資金需要者を貸付のターゲットとするのであるから、金利規制を緩和あるいは撤廃したとしても、解決される問題ではない。
- 3 一方、金融庁は現在「貸金業制度等に関する懇談会」を設置し、上限金利やみなし弁済規定を含めた、広い視点での貸金業を取り巻く現行法の見直し作業が進行中である。
そのような状況の中、改正前の40.004%という高金利を容認せよとする特区提案は、平成11年及び平成15年の出資法並びに貸金業規制法を改正した趣旨を没却するものであることは明らかである。
- 4 ところで、構造改革特別区域は「各地域の特性に応じて規制の特例措置を定め、教育、農業、社会福祉などの分野における構造改革を推進し、地域の活性化を図り、国民経済を発展させること」を目的とする。
しかし本件特区提案は、宮城県だけに高金利を容認する必要性や合理性が明らかとされておらず、単に、貸金業者の保護を目的とする恣意的提案と言わざるを得ず、構造改革特別区域を設けた趣旨に反する提案でもある。
- 5 以上の理由により、本件特区提案は認められるべきではなく、当会は、上記提案に反対する。

以上

会長声明（「対キャッシュ取引履歴開示義務」最高裁判決を受けて）

貸金業者の借主に対する「取引履歴開示義務」の有無を巡って争われてきた訴訟において、平成17年7月19日、最高裁判所第三小法廷（浜田邦夫裁判長）は、「債務者は、債務内容を正確に把握できない場合には、（中略）大きな不利益を被る可能性があるのに対して、貸金業者が保存している業務帳簿に基づいて債務内容を開示することは容易であり、貸金業者に特段の負担は生じないことにかんがみると、貸金業者は、（中略）貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随義務として、信義則上、保存している業務帳簿（保存期間を経過して保存しているものを含む。）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負うものと解すべきである。」とし、信義則を根拠とする貸金業者の取引履歴開示義務を認め、控訴審判決を破棄した上で審理を大阪高等裁判所に差し戻した。当会は、多重債務者の法的救済を支援する青年司法書士の代表として上記最高裁判決を支持し、同判決の精神を実務に反映すべく以下のとおり声明を發表する。

声明の趣旨

- 1 すべての貸金業者に対し、債務者及び保証人から取引履歴の開示を求められた場合、所持する全取引履歴を速やかに開示すること
- 2 すべての貸金業者に対し、債務者及び保証人から取引履歴の開示を求められる場合に備え、法令上の帳簿保存義務期間にかかわらず、取引履歴を保管すること
- 3 国及び関係省庁に対し、前各項について法制化することを求める。

声明の理由

- 1 貸金業者が取引履歴の一部または全部を開示せず、あるいは速やかな開示に応じないことが、債務者及び保証人に対し、更なる請求を受けるのではないかという不安と、経済的更生に長期を要するという不利益を与えている事実を、多重債務者の法的救済の現場にいる私たちは知っている。
- 2 貸金業者が取引履歴の一部または全部を開示しない目的が、利息制限法所定の利率を超過する不当利得の返還を免れることであることも私たちは知っている。
- 3 債務者及び保証人の経済的更生の最後の「よりどころ」は、借主保護を立法趣旨とした利息制限法であり、同法の理念に基づく最高裁判決（昭和39年11月18日判決、昭和43年11月13日判決）である。貸金業者が商法上の帳簿保存義務期間（10年間）を理由とし全取引履歴の速やかな開示に応じない場合には、事実上、利息制限法の趣旨が埋没される結果となり、貸金業者に不当利得を残すことになる。

4 よって、声明の趣旨のとおり求める次第である。

事務ガイドライン（第3分冊：金融会社関係）の一部改正（案）に対する意見書

貸金業者は「貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約の付随業務として、信義則上、保存している業務帳簿に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負う」と平成17年7月19日最高裁判所第三小法廷において判断がなされ、本件事務ガイドライン一部改正（案）が、上記判決をうけた行政上の効果的な措置であると評価するとともに、本件事務ガイドライン一部改正（案）に対し、当会は次の通り意見を述べる。

意見の趣旨

- 1, 改正の概要（1）貸金業者の取引履歴開示義務の明確化につき、顧客等の弁済計画の策定、債務整理のみならず、過払金返還請求を正当な理由として明示すべきである。
- 2, 改正の概要（1）貸金業者の取引履歴開示義務の明確化につき、開示義務のある取引履歴とは顧客と貸金業者の契約当初（顧客と貸金業者の取引の途中、貸金業者において債権譲渡・営業譲渡・合併がなされた場合、債権譲受前・譲渡会社・被合併会社からの取引履歴を含む）からの開示義務があることを明確化すべきである。
- 3, 改正の概要（2）取引履歴開示請求の際の本人確認手続きの明確化につき、顧客等自身が開示を求める場合において例示されている、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下、本人確認法という）による本人確認は不要であるとすべきである。
- 4, 改正の概要（2）取引履歴開示請求の際の本人確認手続きの明確化につき、弁護士・司法書士が代理人となり開示をもとめる場合、例示されているイ・ロ・ハの書面全ての提示は必要なく、「顧客等の代理人が弁済計画の策定、債務整理、過払金返還請求につき顧客等よりその処理の依頼を受け、受託した旨の通知のみで足る」とすべきである。
- 5, 「偽りその他不正又は著しく不当な手段」に該当する行為に「当該顧客の帳簿を破棄すること」を加えるべきである。

意見の理由

1.

- (1) 上記の最高裁判決においては、取引履歴の開示がない場合、債務者は、「弁済計画を立てることが困難となったり、過払金があるのにその返還が請求できないばかりか、更に弁済を求められてこれに応ずることを余儀なくされるなど、大きな不利益がある」とその判断の理由に示している。
- (2) また、「過払金返還請求」が正当な理由として例示されない場合、既に取引が完済により終了しているようなケース、あるいは特定調停により債務不存在が確認されているケースにおいて、「債務の弁済を行おうとする者」ではないとし、貸金業者が取引履歴の開示に応じない事も考えられる。
- (3) 以上から、貸金業者と債務者との間の貸付に関する紛争の発生を未然に防止し、又は生じた紛争を速やかに解決する事をはかる、事務ガイドラインにおいては、取引履歴の開示請求の正当な理由として「弁済計画案の策定、債務整理」のみならず、「過払金返還請求」についても明示すべきであると考えます。

2.

- (1) 貸金業者は契約の当初からの取引履歴を保存しており、契約の当初からの取引履歴を開示しなければならないのは上記最高裁判決に述べられていることである。
しかしながら、一部の貸金業者によっては、10年分の取引履歴しか開示しない業者もある。これは、商法上の帳簿保存期間が10年とされていることからくる誤解であると思われる。
については、貸金業者において保存期間を誤解し、一部の取引履歴しか開示がなかった為に弁済計画の策定、債務整理、過払金返還請求において、紛争が発生することがないよう開示義務のある取引履歴は契約の当初からである旨を明確化すべきであると考えます。
- (2)
 - ① 近時、貸金業者間において、債権の譲渡・営業譲渡・合併が盛んに行われている。これらの場合において、債権の譲受・営業の譲受した貸金業者において、債権譲受前・営業譲受前の取引履歴については、保管していない旨の主張がなされる。その様な主張がなされた場合、弁済計画の策定、任意整理、過払金返還請求が困難となる。
 - ② また、貸金業者間の債権譲渡・営業譲渡に際し、貸金業者は、当然のことながら、みなし弁済をめぐる紛争を想定し、契約を締結している。紛争がおこる可能性を予想し、契約をする以上、債権譲渡・営業譲渡をする貸金業者の取引履歴についても、債権譲受・営業譲受をする貸金業者において引継・保管されてしかるべきである。
 - ③ 合併においては、存続会社が被合併会社を包括承継するのであるから、被合併会社の取引履歴については、存続会社において保管されてしかるべきである。
 - ④ 以上から、貸金業者において債権譲渡・営業譲渡・合併がなされた場合、紛争の発生

を未然に防止するためにも、引継・保管され、開示義務のある取引履歴は債権譲受前・譲渡会社・被合併会社からの取引履歴を含むと明確化すべきである。

3.

- (1) いわゆる本人確認法は、そもそもテロリズム集団に対する資金供与の防止・組織的犯罪集団のマネーロンダリングの防止・公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金提供等が金融機関を通じて行われることの防止を目的としており（本人確認法1条）、預貯金契約等の締結の際に（同法3条）、厳格な本人確認を金融機関に義務付けたものであるところ、取引履歴の開示の場面では、特定の債務者から特定の貸金業者に対し、「資料」の開示を求めているに過ぎないこと、およびこれによって本人確認法1条が想定する事態は絶対に起こり得ないことなどから、本人確認法を適用するがごとき本件ガイドライン一部改正（案）3-2-8（1）①の本人確認方法を規定するのは極めて不適切であると考えらる。
- (2) 本人確認法施行令5条において顧客等について既に本人確認等を行っていることを確認する方法において確認する事が出来るため、「顧客等しか知りえない事項その他の顧客等が本人確認記録等に記録されている顧客等と同一であることを示す事項の申告をうけること」で足りると考える。例えば顧客自身が開示を求める場面としては、対面による場合、電話・郵便等による場合が考えられるが、その様な場合であれば、住所・氏名・生年月日及び貸金業者が顧客に付している会員番号を確認すれば足りると考える。また、その開示についても本人限定郵便によるなどすれば足りると考える。
- (3) さらに貸金業者によっては、本人確認書類を複数徴求するなどして、実質、取引履歴開示義務を免れる事を考えるところも出てくるものと思われる。であれば、上記最高裁判所判決の趣旨を埋没させる結果とも成りうる。
- (4) よって、本件事務ガイドライン一部改正（案）において本人確認手続きの明確化として、本人確認法による本人確認は、顧客等自身が開示を求める場合において例示すべきでないと考えらる。

4.

- (1) 弁護士・司法書士が、債務者より自己の債務の処理を受託するにあたっては、当然の事ながら、充分かつ適切に本人確認を行い、債務者と間で委任契約を締結しているのであり、貸金業者に対し改めて本人確認書類・委任関係を示す書類を送付する必要はないと考えらる。
- (2) よって弁護士・司法書士が代理人となり、顧客等の取引履歴を開示請求する場合には、本件事務ガイドライン一部改正（案）において要求するイ・ロ・ハの書類を送付する必要はないと考えらる。

5. 貸金業者と債務者の取引が長期になればなるほど、過払金が発生している蓋然性が高くなる。そして、債務者は過払金を返還する権利がある。

一方、貸金業者は、先にも述べたとおり、帳簿の保存期間を10年と誤解し、それ以前

を破棄したと主張することがある。この貸金業者が取引履歴の一部を破棄したと主張し、一部の取引履歴しか開示しない目的は、利息制限法所定の利率を超過する不当利得の返還を免れることであると思われる。

このような場合においては、貸金業者は債務者の権利を一方的に害し、貸金業者においては不当な利得を残すこととなる。

よって、貸金業者が取引履歴を破棄することは、不正ないし不当なものであると明示すべきであると考えられる。

会 長 声 明

～平成17年10月17日三洋信販最高裁訴訟「請求認諾」をうけて～

本日、消費者金融大手三洋信販株式会社（福岡財務支局長（8）第00015号）が、最高裁判所の口頭弁論において、同社の貸付に関して貸金業規制法第43条のいわゆる「みなし弁済」の適用につき争われていた訴訟について、債務者側の請求を全て認めるという「請求認諾」の手段をとり訴訟は終了しました。

最高裁は、リボルビング方式による返済については契約書面に「返済回数」「返済期間」の記載は不要であるとして「みなし弁済」の成立を認めた原審福岡高裁判決を変更すべく口頭弁論期日を平成17年10月17日に指定しましたが、三洋信販は最高裁がリボルビング払いに対する法律判断をする前に「請求認諾」の手段をとったため判決に至らずに訴訟は終了しました。

しかし、最高裁が口頭弁論期日を指定したことから分かるように、最高裁は貸金業規制法43条の厳格解釈の立場を貫き、その法律判断につき、リボルビング方式による返済においても「返済回数」「返済期間」の記載がない以上は「みなし弁済」は成立しないと判断しようとしているのです。三洋信販がこの最高裁の判決を避けたということは、事実上、最高裁の法律判断及び債務者側の主張に対して全てを認めたということであり、今後は同種の訴訟及び訴訟外の場面において「みなし弁済」を主張することは信義則上許されません。

また、リボルビング方式による貸付については、御承知のとおり三洋信販のみならずATM・無人契約機を利用している多くの消費者金融において採用されている仕組みであります。そしてリボルビング方式による取引においては「返済回数」「返済期間」の合意がなくその記載は不可能であり「みなし弁済」の適用を受けることなど不可能であります。

私たち全国青年司法書士協議会は、今般の三洋信販最高裁訴訟「請求認諾」を受けて、三洋信販のみならず消費者金融業者全てに下記の事項を要請いたします。

- (1) リボルビング方式による取引においては本日以後「みなし弁済」の主張を行わず、現在訴訟中若しくは和解・調停中の全ての取引について「みなし弁済」の主張を撤回すること
- (2) 現在継続中の既存顧客とのリボルビング方式による取引については利息制限法の制限利率の範囲内での計算及び契約に切り替えること
- (3) 計算上既に過払金となっている顧客に対しては即時に過払金の全額を返還すること

保証料問題に関する会長声明

当会では、金銭消費貸借契約に付帯してなされる保証契約の不当性を明確にするため、平成17年11月27日「保証料問題を中心として学びそして考える」消費者問題実務研修会を行い、併せて保証制度の抜本的な見直しを実現するための集会を開催した。当会は、本研修会、集会の閉会にあたり、以下の声明を發表する。

第1 声明の趣旨

1. 利息制限法潜脱目的の「保証料」の徴収は許されるべきものではなく、この場合債務者が支払った「保証料」は支払い先が債権者であると第三者であるとを問わず、利息制限法第3条に定めるみなし利息である。
2. また、利息制限法所定利率を超える金銭消費貸借契約に付帯してなされる保証契約による保証料の取得は、利息制限法の趣旨に反し無効である。
3. 以上の法理を遵守することを消費者金融業者に要請すると共に、「保証料」名目による脱法行為を行い得る余地がある現行利息制限法の改正及び保証会社への監督行政の確立を求める。

第2 声明の理由

1 貸金業の規制等に関する法律（以下、貸金業規制法という。）第43条をめぐる判例の動向

貸金業規制法第43条のみなし弁済をめぐる現在の判例は、平成15年7月18日第二小法廷判決によれば、「利息制限法1条1項及び2条の規定は、金銭消費貸借上の貸主には、借主が実際に利用することが可能な貸付額とその利用期間とを基礎とする法所定の制限内の利息の取得のみを認め、上記各規定が適用される限りにおいては、民法136条2項ただし書の規定の適用を排除する趣旨と解すべき」とされ、また、平成16年2月20日第二小法廷判決においても、「利息制限法2条の規定の趣旨からみて、法43条1項の規定は利息制限法2条の特則規定ではないと解するのが相当・・・(中略)・・・法43条1項の規定の適用要件については、これを厳格に解釈すべき」とされるなど、同条が定める要件を厳格にとらえ、同条の適用を認めない方向である。

2 利息制限法潜脱目的の保証料の徴収

一方、貸金業者が貸付を行う前提条件として、債務者に対して「保証会社」に「保証料」を支払わせる動きが出てきていることに注目しなければならない。

これは一見正当な営利行為に見えるが、その実、債務者に利息とは別の保証料を支払わせることにより、上記判例理論を潜脱し、利息制限法の趣旨を形骸化する行為である。

なお、平成17年10月13日、札幌簡易裁判所においては、このような事例につき、「原

告及び訴外会社は、(利息制限)法による利息の制限を潜脱することを目的とし密接な連携をもって共同して・・・被告から本件貸付けに関し保証料を受けていたともものというべきである。したがって、訴外会社が受けていた本件保証料は、(利息制限法)3条所定のみなし利息に該当する。」とし、上記最高裁判決の趣旨に則った判断を下している。

3 利息制限法の趣旨

資金需要者に営利を目的として貸付を行う者は、その立場を利用してより高い利益をあげようとする。経済的弱者たる借主は契約の場においては強者である貸主の要求に従わざるを得ない。

そこで、このような貸主の一方的な専横を制限するために利息制限法が定められている。同法の趣旨は、一定の制限利息を設けこれを超過する利息を無効とすることで債務者を高利から解放することにある。そして同法3条は、利息制限法の趣旨の潜脱、脱法を排し、金利規制を徹底するため、「債権者が受け取る元本以外の金銭をその名義のいかんを問わず利息とみなす」と規定している。

4 保証料徴収の不当性

利息制限法が債務者保護のための強行法規であることを鑑みれば、同法において債権者が取得できる利息とは、債務者が現実に利用可能な元本とその利用期間から算出される性質のものであり、債務者が払わなければならない実質的な出捐を基礎として判断されなければならない。したがって債権者の受け取る利息と、保証会社の受け取る「保証料」の合計額が制限利息を超える場合、債務者が現実に利用できない金銭は、その支払先が債権者であると、第三者であることを問わず、これを原則みなし利息とすべきであり、利息制限法所定利息を超える金銭消費貸借契約に付帯してなされる保証会社による保証契約は利息制限法の趣旨に明らかに反している。

さらに債権者と保証会社との間になら関係性がなく、利息制限法潜脱目的が認められない場合であっても、利息制限法を超過する利息をとる貸金業者は、その債務者の将来収入を担保に高利で貸付をしているのであるから、そのような貸付形態の取引の中では、債務者以外の連帯保証人などの人的担保の徴収を認めるべきではなく、ましてや債務者負担により、債権者のみが実益を受け得るような保証会社による保証契約の締結自体、弱者保護を目的とする消費者契約法の趣旨に明らかに反している。

以上、利息制限法及び消費者保護の趣旨を考えた場合、社会経済的情報強者である債権者と社会経済的情報弱者である債務者との間における利息制限法所定利息を超える利息契約を含む金銭消費貸借契約に付帯してなされる保証契約は、それ自体、法的保護を与える必要はなく無効である。

よって上記のとおり、この声明を発表する。

「リボルビング方式の分割返済を約定した貸金契約」に関する声明

声明の趣旨

我々は、貸金業者に対し、2005年12月15日最高裁判所判決（平成17年（受）第560号）が言渡されたことに鑑み、以下のことを求める。

- 1 リボルビング方式の分割返済を約定した貸金契約に関するすべての案件（不当利得返還請求に関する訴訟事件・任意整理案件等）について、貸金業規制法第43条のみなし弁済の成立の主張をしないことを求める。
- 2 現在、貸金業者がリボルビング方式の分割返済を約定した貸金契約に基づき貸付けをしている債務者に対し、利息制限法所定利率を超過する利息の約定を無効と認め、同法所定の利率に改める措置を早急に講じることを求める。
- 3 今後、利息制限法所定金利を超えた利率による新たなリボルビング方式の分割返済を約定する貸金契約をしないことを求める。

声明の理由

第1 2005年12月15日最高裁判所判決（平成17年（受）第560号）について

- 1 表記最高裁判所判決は、いわゆるリボルビング方式の分割払いの約定をした貸金契約について、貸金業規制法第43条のみなし弁済の成立を明確に否定した判決である。
- 2 本判決は、貸金業規制法の趣旨目的及び同法第43条1項の解釈基準について、次のとおり述べている。

（1）貸金業規制法の趣旨目的

「貸金業者の業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護を図ること等を目的として、貸金業に対する必要な規制等を定める」（本判決書第3頁・14行目以下）

（2）同法第43条1項の解釈基準（厳格解釈の原則）

「これを厳格に解釈すべきものであり、17条書面の交付の要件についても、厳格

に解釈しなければならず、17条書面として交付された書面に法17条1項所定の事項のうちで記載されていない事項があるときは、法43条の規定の適用要件を欠くというべきである」（本判決書第3頁・16行目以下）

3 以上の論理は、本判決の結論を導くための前提として述べられたものであるが、(1) は貸金業規制法1条の目的規定の解釈を示したものであり、(2) は同法43条1項の解釈基準を一般論として示しているのであるから、決して本判決の事案に関する事例的判断を示したものではなく、貸金業規制法の解釈・適用上の問題に関するすべての案件について、あまねく通じる一般的解釈論を示したものと解されなければならない。

第2 リボルビング方式の分割返済の約定をした貸金契約に関する案件について

1 これまで貸金業者は、リボルビング方式の分割払いの約定をした貸金契約については、その特質として返済額の決定は債務者に委ねられていること、したがって、(ア) 貸金業規制法第17条1項6号に掲げる「返済期間及び返済回数」や、(イ) 同法施行規則第13条1項1号チに掲げる「返済金額」の記載を契約書に記載するのは不可能であることなどを理由として、貸金業規制法第17条所定の記載事項のうち、(ア) (イ) 以外の所定事項を記載していれば、適法に同法第17条を遵守したことになる。したがって、そのような書面を交付してさえいれば、同法第43条1項が規定するみなし弁済の成立要件に欠けるところはないという主張を展開してきた。

2 しかし、前記判決は、そのような場合でも、貸金業規制法についての厳格解釈の原則等の一般的解釈論を唱えた上で、「仮に、当該貸付けに係る契約の性質上、法17条1項所定の事項のうち、確定的な記載が、不可能な事項があったとしても、貸金業者は、その事項の記載義務を免れるものではなく …」(本判決書第3頁・21行目以下) としている。したがって、リボルビング方式の分割返済の約定をした貸金契約については、同法第43条の規定するみなし弁済は、成立しないことが明らかになったのである。

3 すなわち、法令解釈の実務上の指針となる最高裁判所の判決において、このようなことが明らかにされた以上、現在係争中あるいは今後提起される不当利得返還請求訴訟や任意整理の交渉等の場において、貸金業者が、今後も第1項のような主張を展開することは、紛争解決をいたずらに引き延ばすための主張にすぎないのであって、許されるべきではない。

4 また、このようなことが明らかにされた以上、貸金業者は、これを債務者らに直ちに告知すべきであって、何らこのようなことを告知せずに、既存の契約ないし新たに締結されるリボルビング方式の分割返済を約定した貸金契約に基づき、引き続き利息制限法所定利率を超過する利息を収奪する行為は、不作為による欺罔行為というほかなく、民事法上は不法行為を構成し、刑事法上は詐欺罪を構成することになる。

5 よって、声明の趣旨記載のとおり、第1に、リボルビング方式の分割返済を約定した貸金契約に関するすべての案件(不当利得返還請求に関する訴訟事件・任意整理案件等)について、貸金業規制法第43条のみなし弁済の成立の主張をしないこと、第2に、現

在、貸金業者がリボルビング方式の分割返済を約定した貸金契約に基づき貸付けをしている債務者に対し、利息制限法所定利率を超過する利息の約定を無効と認め同法所定の利率に改める措置を、早急に講じること、第3に、今後、一切、リボルビング方式の分割返済を約定する貸金契約を絶対に締結しないことを求める。

6 なお、前項第2の「利息制限法所定利率を超過する利息の約定を無効と認め同法所定の利率に改める措置」とは、具体的には以下のような措置である。

(1) 貸金業者が日頃から安易な借入れを誘引するために利用しているテレビCMや新聞広告を利用して、?「リボルビング方式の分割返済を約定した貸金契約では上限利率が利息制限法所定利率となる旨」、?「最初の取引から現在に至るまでの全取引経過を利息制限法所定利率で引き直し計算をし、過払いとなっている案件については、自ら進んで過払い金の全額を返還する旨」、?「これまでリボルビング方式の分割返済を約定した貸金契約に基づき違法な金利を収奪してきたこと」を広く一般国民に告知すること。

(2) 既存のリボルビング方式の分割返済を約定した貸金契約に基づき取引をしているすべての案件について、最初の取引から現在に至るまでの全取引経過を利息制限法所定利率で引き直し計算をし、?過払いとなっている案件については、自ら進んで過払い金の全額を返還すること。また、?過払いとなっていない案件については、最初の取引から現在に至るまでの全取引経過を利息制限法所定利率で引き直し計算をした結果に基づき残元本を確定した上で、債務者の健康で文化的な最低限度の生活を害さない範囲での分割返済に応じること。

利益の吐き出し法制の実現に向けた提言

内閣府国民生活局
消費者団体訴訟制度検討室
法律案骨子意見募集担当 御中

提言の趣旨

事業者の違法・不当な行為によって消費者が損害を受けた場合に、個々の被害者だけでなく、一定の要件を備えた消費者団体が、当該事業者に対して裁判上および裁判外において損害賠償請求をなしうる法制度を早期に導入すべきである。

提言の理由

第1 我が国の法制度の現状と問題点

(1) 現状

平成17年夏、高齢者らの自宅を訪問して虚偽の事実を告げるなどし、不必要なリフォーム工事契約を締結させて代金を騙し取った容疑で都内の住宅リフォーム業者が摘発された。本件では全国30以上の都府県の約6000人が被害に遭い、被害総額は115億円にも上ると言われている（平成17年6月30日付毎日新聞朝刊）。このように全国規模で被害を発生させたリフォーム業者の摘発は我が国では極めて異例のことである。

しかしながら、全国の消費生活センターに寄せられる消費者からの訪問販売や電話勧誘販売等に関する苦情・相談の統計を見れば、こうした消費者被害が極めて日常的に発生していることは疑いようのない事実であり、前記リフォーム業者の摘発によって明るみとなった被害は氷山の一角に過ぎない。

現実に日々起きている膨大な消費者被害に対し、官憲による摘発が不十分であるという問題に加えて、我が国では刑事法と民事法が厳格に分離され、互いに独立している。そのため、前掲のごとき悪質業者が幸いにして摘発され、刑事処分を受けたとしても、個々の消費者が被った損害は回復されない。現状では、個々の被害者が自ら相手業者と交渉し、あるいは民事訴訟を提起するなどして損害賠償請求権を行使するか、支払済みの代金について不当利得返還請求権を行使しない限り、違法・不当な行為によって得た利益は悪質事業者の手元に残る結果となる。

消費者被害の特徴として、個々の損害額が比較的少額であり、そのため損害回復のための時間的・金銭的負担が損害額に比して著しく大きい点があげられる。このことが、個々の消費者に自らの損害を回復するための行動を起こすことを躊躇させるとともに、事業者には違法

・ 不当な行為によって獲得した利益の保持を許してしまう一因となっている。

消費者被害のもう一つの特徴として、消費者と事業者との間における情報量及び交渉能力の圧倒的格差の存在がある。前記のような消費者被害は、契約当事者以外の第三者が現場に居合わせない、いわゆる「密室」で起きることが多く、そのため損害を受けた消費者の側には十分な証拠が存しないのが通常である。このことが、個々の消費者の損害回復を一層困難にさせている。

これら消費者被害特有の問題に加えて、悪質事業者の取締りが不十分であること、さらには刑事法と民事法の分離による弊害とがあいまって、悪質事業者を「どんなに悪いことをしても捕まるはずがない。万一捕まったとしても得た利益は手元に残る」という心理に誘う。このことが、悪質商法が叩いても叩いても無くならず、次から次へともぐら叩きのようにして発生し、悪質事業者を肥え太らせ、消費者被害を増大させている最大の要因であるといっても過言ではない。彼らに「やり得」を許してしまっているという意味において、我が国の法制度には重大な欠陥がある。消費者被害を根本から絶つためにも、彼らに「リスクを犯してまで悪事をはたらいても割りに合わない」と思わせる仕組みを作ることこそが必要である。

(2) 組織的犯罪処罰法の改正に向けた動き

現在、法制審議会刑事法部会では、一定の犯罪行為が行われた場合に、犯人から犯罪収益を剥奪し、被害回復に充てるための新たな法制度の導入が検討されている。

この新たな法制度は、「1. 犯罪被害財産の没収及びその価額の追徴等」、「2. 被害回復給付金の支給手続」を骨子としている。

(<http://www.moj.go.jp/SHINGI2/050721-1.html>)

上記骨子案では、一定の場合に限って国が「犯罪被害財産」を没収した上で、これを「被害回復給付金」とし、犯罪被害者からの申請を待って支給するとされている。しかしながら、本制度の対象は「犯罪の性質に照らし、組織的犯罪処罰法13条2項に規定する罪の犯罪行為により被害を受けた者が、その被害の回復に関し、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権を行使することが困難であると認められるとき」などの一定の場合に限定されているため、事業者による違法・不当な行為によって消費者が損害を受けたとしても、組織的犯罪処罰法が適用される犯罪行為に該当する場合でなければこの制度の対象とはならず、消費者の損害回復はなされない。

上記制度は、ヤミ金融や暴力団等の関与のもとに巻き起こされる一定の犯罪行為による犯罪被害者の救済という意味では画期的であり、有効な手段となり得るが、特定商取引法違反等の組織的犯罪処罰法が適用されない行為による消費者被害が日常的に生じている点に鑑みれば、消費者被害の未然防止及び損害回復のための手当てとしてはいまだ不十分である。

(3) 「消費者団体訴訟制度の在り方について」の問題点

平成17年6月23日付けで消費者団体訴訟制度検討委員会がとりまとめた「消費者団体訴訟制度の在り方について」(以下、「報告書」という)は、一定の条件を満たした消費者団体に、消費者契約法に違反する契約条項や勧誘行為の差止請求の訴権を認めるべきであると

しながらも、消費者団体への損害賠償請求権の付与については、以下のとおり「制度の必要性も含めて、慎重に検討されるべきである」としている。

すなわち、報告書は、

- ① 「消費者被害は、同種の被害が多数の者に及ぶものの、個々の消費者に生じる被害額が比較的少額であることから、事後の被害救済を求めて個々の消費者が訴えを提起することは困難な場合が多い。このため、消費者団体が個々の被害者に代わって損害賠償を請求するといった制度の導入が必要との考え方がある」とした上で、
- ② 「この考え方は、個々の被害者が損害賠償請求権など事業者に対する何らかの請求権を有していることを前提として、少額多数被害救済の実効性を確保しようとするものである。しかしながら、このような少額多数被害救済のための手法については、消費者団体が損害賠償などを請求する制度以外にも、さまざまなものが想定され得る」としている。
- ③ さらに、「実際こうした観点から、選定当事者制度の改善がなされ、その他司法アクセスの改善など、個人が訴えを提起することに伴う困難性そのものを改善しようとする具体的な施策が講じられつつある」とした上で、
- ④ 「このように、消費者団体が損害賠償などを請求する制度の導入については、上記のような手法の展開を十分に注視し、その上で、同制度の必要性も含めて、慎重に検討されるべきである」としている。
- ⑤ さらに、欄外に「注」を設け、「なお、消費者団体による損害賠償の請求に関しては、消費者個人の損害賠償請求権を前提としない考え方（利益の吐き出し請求等）もあるが、そのような考え方は、我が国において一般的ではなく、慎重な検討が必要と考えられる」と述べている。

当会は、報告書が指摘するように、少額多数被害救済のための手法が消費者団体による損害賠償請求に限られるものではなく、上記②のとおり「(同制度以外にも)さまざまなものが想定され得る」こと、さらにそうした観点から、上記③のとおり「選定当事者制度の改善」や「司法アクセスの改善」といった施策が講じられつつあることについて異論は無い。

しかしながら、以上の点を根拠とし、上記④のとおり「上記の手法を十分に注視し、その上で、同制度の必要性も含めて、慎重に検討されるべきである」と結論付けている点には、以下の理由により疑問を呈する。

第一に、選定当事者制度についてであるが、そもそも同制度の趣旨は、共同訴訟人が多数になることの弊害（送達事務の繁雑化、訴訟費用の増大、当事者の一人に中断事由が生じることにより審理の進行が揃わなくなり訴訟が長期化する等）を除去し、訴訟当事者を少なくすることで訴訟手続きの単純化、迅速化を図ることにあり、制度の沿革からしても、少額多数被害の救済を目的としたものではない（小林秀之編著「新民事訴訟法の解説」新日本法規 68～69頁）。確かに、平成8年の民事訴訟法改正の過程では、当初、少額多数被害の救済を促進する見地から、選定者募集のための広告制度の導入をも含めた選定当事者制度の拡充が検討されていたが、経済団体などからの反対により立法化に至らなかった。結局、同年の改正では、選定当事者制度による訴訟追行が生ずる場合として、従来の類型に加えて、

新たに、他人間に訴訟が継続している場合に、選定当事者及び選定者と共同の利益を有する者であって当事者となっていない者が、その選定当事者を自己のためにも選定当事者として選定することができることを認めたに過ぎず、選定当事者制度が利用されない理由として従来から指摘されていた、個々の選定行為、すなわち「書面による授権」を要件としている点に変更されていない。また、選定当事者制度を利用し得るためには、多数の者が「共同の利益」を有していなければならないところ、冒頭で述べたような消費者被害における契約時の状況は、個々の消費者ごとに異なることから、このような場合に果たして「共同の利益」を有すると言えるかについても疑義がある。

第二に、司法アクセスの改善については、日本司法支援センターを中心とした総合法律支援構想や弁護士的大幅増員、ADRの拡充、司法書士への簡裁代理権の付与等の様々な施策が講じられつつあるものの、これらの施策によって司法アクセスの抜本的な改善が図られるにはなお相当の年月を要すると考えられること（我が国の民事法律扶助制度に充てられる国家予算が諸外国に比べて圧倒的に少ない点からも、そのような予想を立てざるを得ない）。

ところで、報告書は、損害賠償制度それ自体の持つ、「利益の吐き出し」という機能の重要性について全く言及していない。上記⑤では、「利益の吐き出し」を、消費者個人の損害賠償請求権を前提としないものと位置付けた上で、「消費者団体による損害賠償請求の根拠を利益の吐き出しに求めようとする考え方は我が国において一般的ではない」と結論付けている。しかし理論的には、消費者個人による損害賠償請求が徹底された場合、事業者が不当に得た利益はすべて吐き出されることとなる。その意味では、損害賠償請求と利益の吐き出しは表裏の関係にあるのだ。ところが現実には、先に指摘した選定当事者の件や司法アクセスの件のように、法の考える制度理念が必ずしも十分には機能せず、このために個々の消費者による損害賠償請求権の行使が消極的となり、結果的に不当な利益が事業者の手許に残されてしまうのである。

違法事業者から不当な利益を吐き出させることの必要性は既に指摘したとおりであり、報告書がこの点に全く言及せずに「制度の必要性も含めて、慎重に検討されるべきである」としている点には大いに疑問が残る。むしろ、消費者団体訴訟制度の導入を契機に、悪質事業者への制裁と再発抑止機能を重視した、新しい発想に基づく損害賠償請求の制度化が強く求められる。

第2 諸外国の法制度

(1) 英米法と日本法の背景の違い

不当な利益の吐き出し法制について報告書は、わが国の実情に馴染まないとの理由で導入には極めて消極的な立場を取る。一方で諸外国の法制度を俯瞰すると、いわゆる懲罰的損害賠償制度を含んだ、悪質事業者が不当に得た利益を吐き出すことを目的とする法制度が確立している国が多く、これが消費者団体訴訟制度の一環として制度化されている国も少なくない。

ところで、不法行為法の機能については、i) いったん被害者に生じた損害を加害者に回復させることにより、加害者被害者間で財産状況の調整を図ることを目的とするもの、ii)

それに加えて損害賠償制度が存在することで潜在的な加害行為を抑止できるという副次的効果までも目的とするもの、の二つに大別されると説明される。

不法行為法の「損害補填機能」を重視する前者は、ヨーロッパ大陸法系の国々で採用されている考え方であり、日本の不法行為法もこの立場をとる。損害賠償を文字どおり「生じた損害の補填」に留めるべきとするこの考え方は、被害者の焼け太りを許さないことにもつながる。

一方、「損害抑止機能」に注目する後者は、英米法系（コモン・ロー）の国々で採用されている考え方であり、損害補填機能を基本に置きつつも、それと共に、損害賠償制度に加害者の悪性に着眼した制裁機能を認めている。後述するように英米法系、ことにアメリカでは、「名目的損害賠償」や「懲罰的損害賠償」といった、もっぱら制裁機能に着目した損害賠償制度も確立している。

日本に比べ、アメリカにおける損害賠償額が著しく高騰化する理由は、以上のような法制度の違いに起因するのである。

（２）ドイツでは

ドイツでは、２００１年の法律相談法の改正により、公的資金援助を受けている等の一定の要件を満たした消費者団体が、消費者から損害賠償請求権の譲渡を受けて、事業者に対し、損害賠償請求をなすことが可能となった。法律相談法とは、日本における弁護士法７２条とその例外に相当する法律で、他人間の法律問題の処理を一定の資格を有する者に限って取り扱わせようとするものである。同法により、消費者団体が一定の活動（法律問題の処理など）を行うことが認められている。

すなわち、同法の２００１年改正により、「公の資金により支援された消費者センター及びその他の消費者団体が、消費者保護の利益において要求される場合に、消費者から回収目的で債権の譲渡を受け、裁判上の回収を行うこと」が許されるに至った（法律相談法１条３項８号）。これにより、消費者団体が消費者から損害賠償請求権等の譲渡を受けて、事業者に請求することが可能となったのである。消費者から債権の譲渡を受ける際に、消費者と消費者団体との間で、回収が受けられた場合の金銭の分配について合意することも可能であるとされている。

また、２００４年７月には不正競争防止法の全面的な改正が行われ、事業者が不正競争行為によって得た利益を剥奪するための新たな制度として、消費者団体に対して、事業者の不正な利得を国庫に納付させる「利益剥奪請求権」が付与された。すなわち、同法に故意に違反して多数の購入者の負担で利益を獲得した者に対して、その利益を国庫へ返還するよう請求する訴権が消費者団体に認められたのである。訴権を行使した消費者団体は、訴訟に要した費用を、国庫に納められた利益の金額を限度として、連邦機関に請求することができるとされている。

（３）フランスでは

フランスでは、個人の利益と公益の中間に位置する、消費者全体・労働者全体といった一

定の集団に共通する利益（集団的利益）の存在を積極的に承認するという社会的背景により、1973年に、消費者の集団的利益を保護するための訴訟提起権限（民事訴権）を消費者団体に対して認めた。さらに現在では「民事訴権」を含め、次の4種類の団体訴訟制度が消費者団体に認められている。

① 「民事訴権」

民事訴権とは、刑事事件の被害者が被った損害の賠償を求める訴権である。消費法典L421-1条は、刑事事件の被害者に認められたこの権利を、消費者の集団的利益を侵害する事件に限り、認可を受けた消費者団体にも認めている。フランスにおいては、消費者を保護するための規制の多くに刑事罰の規定が設けられているため、事業者による違法行為のかなりの部分について消費者団体が訴権を行使することが可能となっている。民事訴権を用いた消費者団体による損害賠償請求は、消費者の集団的利益が害されたことに対する賠償を求めるものであり、この点で個々の消費者に生じる損害とは異質のものとしてされている。そのため、事業者から支払われた賠償金は消費者団体が独自に取得することになる。

② 「不正行為差止訴権」

刑事罰の課されない消費者保護法規に対する事業者の違反であっても、消費者団体のイニシアチブにより差止めを求める訴訟制度。

③ 「消費者個人による損害賠償請求訴訟への参加」

刑事罰の課されない消費者保護法規に対する事業者の違反であっても、消費者による損害賠償請求訴訟が先行して提起されている場合には、この訴訟に消費者団体が訴訟参加して、当該事業者に対して損害賠償請求や差止請求をなすことを認める制度。

④ 「共同代理訴訟」

複数の消費者から書面による委任を受けることを条件として、消費者団体が、彼らの損害賠償請求権を代理して行使することを認める制度。

このようにフランスには消費者団体が行使できる数種類の訴訟制度があるが、この中で最も活用されている制度は「民事訴権」であり、2002年の1年間に提起された民事訴権による事件数は464件に上る。しかしながら、現実に認められる賠償額は少額であることが多い。このことから、フランスにおいて、消費者団体がイニシアチブをとって損害賠償（金銭）請求をする「民事訴権」制度は、利益の吐き出しよりも、むしろ犯罪の抑止的機能により、消費者被害の未然・拡大防止に一定の効果をあげているといえる。

（4）アメリカでは

アメリカでは、消費者個人による損害賠償請求権の行使を後押しする制度として、次の4種類の制度が存在している。

① 「クラスアクション」

クラスアクションは、共通の利害関係を有する一定の範囲の多数者を代表して、一人又は数人が、全員のために原告として訴え、又は被告として訴えられる形態の訴訟である。一つの加害行為によって多数の被害者が存在しているものの、一人一人の被害額は

小さく、個々に訴訟を提起しては経済的に釣り合わない場合に、複数の請求を統合することを可能にするものである。クラスアクションの結果としての判決、和解の効果は、クラスの全構成員に及ぶのが特徴である。

②「名目的損害賠償」

名目的損害賠償は、補填すべき実質的な損失が認められないか、又はそれを証明することが困難である場合にも定額の損害賠償を認めるものである。

③「重畳賠償」

重畳賠償は、ある行為によって一人の消費者が被る損害は小さくても、不当な行為によって事業者が得る利益が大きい場合に、特定の消費者による訴訟提起の果たす公益的な役割を評価し、それを促すために実際に受けた損害額の二倍、三倍の賠償を認めるものである。

④「懲罰的賠償」

懲罰的賠償は、非道な行為をなした者を処罰し、当該行為をなした者だけでなく、他の者が将来において同様な行為を行うことを抑止する目的から、実際の損害額を超えて高額な賠償を認めるものである。

さらに、アメリカにおいては私人による民事訴訟の提起だけでなく、行政が主体となって民事裁判を提起し、あるいは行政処分によって、違法行為者に対して民事制裁金を課す制度や、行政が被害を受けた消費者に代わって損害賠償請求訴訟（民事裁判）を提起し、あるいは行政命令によって、違法行為者から賠償金ないし不当な利益を吐き出させた上で、これを被害者に分配する制度（父権訴訟・ディスゴージメント）が存する。

このようにアメリカでは、私人および行政がそれぞれの立場で法の執行主体としての重要な役割を果たし、事業者が違法・不当な行為によって得た利益を徹底的に吐き出させることで、悪質事業者のやり得を許さない仕組みが構築されている。

（５）台湾では

台湾では、1980年創立の民間団体である中華民国消費者文教基金会（以下、「消基会」という）が、長年にわたって消費者の權益を保護する機能を果たしてきた。消基会は、消費者からの苦情を受け付け、トラブル解決に向けた交渉や、企業への賠償請求を支援する団体として、1981年から90年の10年間に、4万件近くの苦情を受理している。

その後、1994年に施行された消費者保護法に基づき、行政院に「消費者保護委員会」が設置されるとともに、各県や市にも消費者サービスセンターが設置されている。同法には、20人以上の被害者が集まれば消費者保護委員会が消費者に代わって団体訴訟を提起し、損害賠償を請求できる旨の規定が置かれている。

第3 提言

（１）消費者団体に損害賠償請求権を認めるべきである

事業者の違法・不当な行為によって消費者が損害を受けた場合には、被害を受けた個々の消費者だけでなく、一定の要件を満たした消費者団体にも損害賠償請求権を認めるべきであ

る。その理由は、すでに述べたとおり、事業者が違法・不当な行為によって獲得した利益を吐き出させることで、当該事業者及び他の者が今後同様な行為をなすことを防止する必要があることと、少額多数被害のケースにおいて、個々の被害者の損害回復を可能にするこの二点に求められる。

この場合、現実には損害を受けたわけではない消費者団体が、損害賠償請求をなし得る根拠をどこに求めるかが問題となる。この問題を解決するためには、個々の消費者の持つ損害賠償請求権を前提としながらも、従来の我が国における不法行為理論の枠を超えた新たな損害賠償制度の創設が必要と考える。ここにおいて、前述のフランスにおける「集団的利益」という考え方を参考にし、公益と私益の中間に位置付けられる集団的利益の追求のための新たな権利としての損害賠償請求権を消費者団体に付与することを提唱するものである。

すなわち、個々の消費者による損害賠償請求権の単純な総和としての損害賠償請求ではなく、消費者団体が独自に、集団的利益の追求のために事業者を訴えることを認めるべきである。先の報告書の言を借りるならば、「このような考え方は我が国において一般的ではない」が、社会において真に有用な制度であるならば、たとえそれが我が国において一般的ではなくとも、積極的に立法化を検討すべきである。既に述べたように、現にアジア及び欧米諸国においては消費者被害の未然防止及び損害回復のために様々な工夫を凝らした法制度が整えられており、我が国は後塵を拝していると言わざるを得ない。我が国においても、前述のとおり、一定の犯罪行為が行われた場合に犯人から犯罪収益を剥奪し被害回復に充てるといった、これまでに無かった、その意味ではまさに「我が国において一般的でない」全く新たな法制度の導入が検討されている。躊躇すべき理由は何ら見当たらない。

(2) 当会が提言する損害賠償制度

消費者被害の未然防止及び損害回復を図るべく、事業者が不当に得た利益を吐き出させ、可能な限り消費者の損害回復に充てるとの理念に基づき、概ね以下のような制度とすべきである。

- ① 一定の要件を満たした消費者団体（報告書における「適格消費者団体」を指すこととし、以下、「適格消費者団体」という）が、事業者に対して損害賠償請求（訴訟外での請求も含む）をなすことを認める。

適格消費者団体に認められるべき損害賠償請求の対象（範囲）については、フランスの民事訴権に倣い、刑罰法規に違反した場合に限るとする考え方や、台湾の消費者保護法を範とし、一定の人数以上の被害者が集まることで提起を可能とする考え方、あるいはより広範に、適格消費者団体が事業者による一定の違法行為及びそれによる消費者被害の存在を知った場合に提起できるとする考え方などが想定される。

この点、日本法は、フランス法のように刑事罰の設けられた消費者保護規定が多くないため、損害賠償請求権の対象を刑罰法規違反行為に限定することは、その実効性を期待できない結果を招く。その一方で、経済界の指摘する「濫訴の防止」もまた重要な課題の一つであることは確かであるから、台湾方式を採用し、被害者の人数としては10～20名程度の比較的少人数と定めることが適当であろう。

② 適格消費者団体が請求できる損害賠償の性質はどう考えるべきか。この点は、以下の四点を基本とすべきである。

i) 公益と私益の中間に位置する「消費者全体の有する集団的利益」の存在を認める。ここにいう「集団的利益」とは、消費者被害を未然に防止する利益ないし消費者被害の拡大を防ぐ利益と考えられる。

ii) 事業者の行為により、一定人数以上（10～20名とするのが適当であることは先述した）の消費者が損害を被った場合、当該集団的利益もまた侵害されたものと評価できる。

ところで、適格消費者団体は、当該集団的利益の確保を目的とする団体である。よって適格消費者団体は、個々の被害者の被った実損害に加え、当該集団的利益が害されたことによって、消費者全体あるいは適格消費者団体自身が被った損害の賠償をも、請求することができる。

iii) この場合の「損害」は、次のふたつに大別できる。

ひとつは、個々の消費者の被った実損害であり、この点は、従来の不法行為法における損害補填機能から導かれる。

もうひとつは、集団的利益が侵害されたことによって消費者全体あるいは適格消費者団体自身が被った観念的損害である。この点は、不法行為法のもうひとつの機能である損害抑止機能から導かれる。

そもそも、消費者団体訴訟に損害賠償請求訴訟を導入することの必要性は、従来の損害補填機能だけでは、現実の被害回復に様々な困難が伴い、結果として事業者に不当な利益が残ることにつき、立法的な解決を図ることにある。であれば、損害抑止機能に注目した、集団的利益の侵害に対する損害を積極的に肯定し、事業者には個々の被害者の被った実損害以上の賠償義務を課すことは、社会の要請なのである。

iv) 集団的利益の侵害に対する損害は観念的損害であるから、その額は、一定のルールを定め、そのルールに基づき算定されなければならない。

考えられるルールとしては、アメリカの重畳賠償を範とし、個々の消費者の被った実損害の総和と同額とする方法や、あるいは、我が国の独占禁止法7条の2を範とし、個々の消費者の被った実損害の総和に一定の率を乗じる方法等が考えられる。

なお、いずれの場合も、消費者の被った実損害の総和を適格消費者団体が主張立証しなければならないが、この点は、事業者の顧客名簿や販売伝票や銀行口座を調査したり、提携先の信販会社に報告を求めたりする方法により、相当程度の特定が可能となろう。

v) 適格消費者団体は、消費者の権利擁護を目的とする団体であることから、当然に被害者から被った損害を賠償する権限を委任されているものとし、被害者から事前に委任を受けていなくとも、事業者に当該権利を行使することができる。ただし、適格消費者団体に自己の権利を行使されたくない被害者のことを考慮し、アメリカのクラスアクション制度を参考に、適格消費者団体が被害者の被った損害を賠償する権利を行使する場合は、一定期間、官報及び適格消費者団体のホームページ等に、行使する権

利の内容及び当該権利を行使されたくない被害者は届出をする旨を告知しなければならいとする制度を設ける（被害者から届出があった場合は、当該被害者の損害については、適格消費者団体が行う損害賠償請求から除外される）。

- ③ 賠償金の支払先として、新たに「消費者基金」を設立する。「消費者基金」設立の提言は、既に独立行政法人国民生活センター発行の報告書「消費者取引分野の違法行為による利益の吐き出し法制に関する研究」においてなされている。同報告書は、「消費者基金」について、「実際の被害者に直接支払うことが困難な損害賠償金の支払先としてや、違法に得た不当な利益の吐き出し先として、財団法人、公益信託、ないしはNPO法人の形で設立することが構想されている」（同報告書87頁）との構想を述べている。

さらに、「消費者基金」を設立する必要性については、「このような基金を考えることの必要性は、違法行為によるやり得を許さないという理念と、支払いを迫る法執行主体に帰属すべきでない金銭的利益が帰属することを防止するという理念を両立させることにある」（同報告書87頁）と述べている。

当会は、新たに「消費者基金」を設立すべきであるとする上記の提案に賛同するものである。

- ④ 「消費者基金」は、一定の期間内に被害の届出をしてきた消費者に対して弁済又は配当をなすべき旨を公告する（知れたる被害者には個別に通知する）。
- ⑤ 現在、法制審議会刑事法部会で検討されている財産犯等の犯罪収益の剥奪・被害回復に関する法案を参考に、消費者が被害の届出をなすにあたっては、一定の期間内に書面にて、自己が被害者であること及び当該被害額の疎明を必要とし、被害者及び被害額の判断は、「消費者基金」によって設けられた、消費者基金の理事、弁護士、司法書士等で構成される専門委員会が行うものとする。

なお、消費者が、自らの権利行使によって、損害を回復している場合は、配当の対象にはならない。

- ⑥ 事業者から消費者基金に支払われた金銭が、期間内に届出のあった全ての消費者の被害額の総額を上回るときは、届出のあった全ての消費者の届出債権額に応じて弁済を実施し、残った資金は消費者基金においてプールしつつ、消費者の利益となる事業に役立てることとする（もしくは消費者団体に返還することも考えられて良い）。
- ⑦ 事業者から消費者基金に支払われた金銭が、期間内に届出のあった全ての消費者の被害額の総額に満たないときは、届出のあった全ての消費者に対し、その被害額に応じて按分配当を実施する。

第4 まとめ

上述のとおり、消費者被害の未然防止及び損害回復を図る上で、我が国の消費者法制が抱える不備は極めて重大である。昨今の肥大化、深刻化を続ける消費者被害を前にしたとき、その不備はもはや看過することのできないものである。一方、既に述べたように、諸外国には、我が国には無い様々な法制度が存在し、消費者保護に一定の成果を上げている。

以上の点を踏まえて、本提言は、現在我が国において立法化が検討されている消費者団体

訴訟制度の一環として、適格消費者団体に損害賠償請求権を付与することの必要性を、強く訴えるものである。消費者被害の未然防止と損害回復のためには、悪質事業者にけしてやり得を許さず、彼らが不当に得た利益を徹底的に吐き出させ、可能な限り被害者への分配に充てることが、何にも増して重要であると考えからである。

以 上

(参考文献)

- ① 消費者取引分野の違法行為による利益の吐き出し法制に関する研究（独立行政法人国民生活センター調査室）
- ② 諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査（内閣府国民生活局）
- ③ 新民事訴訟法の解説（小林秀之編著・新日本法規出版）

シティズ最高裁判決に関する声明
～すべての貸金業者に告ぐ！金銭消費貸借取引を利息制限法所定の金利に！～

声明の趣旨

我々全青司は、高金利による被害者の保護に携る立場から、シティズに対する最高裁2006年1月13日判決（平成16年（受）第1518号）並びに最高裁同年同月19日判決（平成15年（受）第467号）の二つの判決が言渡されたことに鑑み、利息制限法を超過する利率を約定して金銭の貸付けを業とするすべての貸金業者に対して、以下のことを求める。

記

- 1 現在継続中の元金及び約定利息にかかる期限の利益喪失特約をした貸金契約に関するすべての案件（不当利得返還請求に関する訴訟事件・任意整理案件等）について、貸金業規制法第43条のみなし弁済の成立の主張を撤回すること。
- 2 これまでに利息制限法所定利率を超過した利率を約定して貸付けをしたすべての債務者に対し、過去一切の取引について利息制限法所定利率で引き直し計算を行い、以下の措置を講じること。
 - (1) 過払いとなっている案件については、自ら進んで過払金の全額を返還すること。
 - (2) 過払いとなっていない案件については、債務者の健康で文化的な最低限度の生活を害さない範囲での分割弁済に応じること。
- 3 今後、利息制限法所定利率を超過した利率の約定をしないこと。

声明の理由

第1 確立した最高裁の理論

昨年の最高裁2005年12月15日判決（平成17年（受）第560号）は、リボルビング方式の分割返済を約定した貸金契約について、貸金業規制法第43条のみなし弁済の成立を否定した。そして、今般、シティズに対する表記二つの最高裁判決は、元金及び約定利息にかかる期限の利益喪失特約をした貸金契約について、同じく同法43条のみなし弁済の成立を否定した。

これらの最高裁判決は、一般論として、いずれも、貸金業規制法17条・18条・43条等の規定の解釈基準については、厳格解釈の原則を貫くものとなっている。すなわち、この

厳格解釈の原則が、近時、たて続けに最高裁の判決で維持されている以上、もはやこれらは司法の場において確立した法理と解するほかない。

したがって、貸金業者は、今後、司法の場でこれに反する理論を軽々に展開することを厳に戒めなければならない。

第2 任意性の要件

今般のシティズに対する二つの最高裁判決では、債務者が、事実上にせよ強制を受けて利息の制限額を超える額の金銭の支払をした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということとはできないとして、元金及び約定利息にかかる期限の利益喪失特約（以下、「期限利益喪失特約」という。）をした貸金契約については、貸金業規制法43条のみなし弁済の成立要件であるいわゆる任意性の要件が認められないことを明らかにした。

この点、貸付けの際に貸金業者が用いる約定書には、例外なく期限利益喪失特約が付されているのであるから、事実上、貸金業者と資金需要者等との間の取引については、一切任意性の要件が否定されることとなったのであり、すべての取引についてのみなし弁済が成立しないことになったのである。

したがって、今後、貸金業者が安易にのみなし弁済の成立を主張することは、訴訟遅延ないし不当な解決の引き延ばしを招くものに過ぎないのであるから、現在継続中のすべての案件（不当利得返還請求に関する訴訟事件・任意整理案件等）について、その主張を速やかに撤回しなければならない。

加えて、貸金業者は、これまで期限の利益喪失特約を約定するなどして利息制限法所定利率を超過する利息の支払を強制してきた自らの業態を素直に反省しなければならないのであり、このような反省の上に立って、現在及び過去に貸付けをしたすべての債務者に対し、過去一切の取引について同法所定利率で引き直し計算を行った上で、早急に、次のような措置を講じる責務がある。すなわち、第1に、過払いとなっている案件については自ら進んで過払金の全額を返還すること、第2に、過払いとなっていない案件については、債務者の健康で文化的な最低限度の生活を害さない範囲での分割弁済に応じること、第3に、今後利息制限法所定利率を超過した利率の約定を一切締結しないこと、である。

なお、利息制限法は飽くまで強行法規であるから、期限利益喪失特約があるか否かにかかわらず、同法所定利率を超過する利息の約定自体がそもそも無効な約定であることを付言する。

第3 法の支配実現へ向けて

ところで、今般の二つの最高裁判決のうち、2006年1月13日判決（平成16年（受）第1518号）では、いわゆる18条書面の記載事項に関する貸金業規制法18条1項6号の「前各号に掲げるもののほか、内閣政令で定める事項」とされる規定については、同項1号から5号までの法定事項に「追加して」内閣政令で定める事項を法が委任したものと解した。その上で、この内閣政令に該当する施行規則15条2項が、法定事項の代替事項を規定

している点について、「法の委任の範囲を逸脱した違法な規定として無効と解すべきである。」とした点が注目される。

すなわち、今般の同最高裁判決は、貸金業規制法に関する行政の規則制定権の行使に際しても、同法の趣旨・目的を逸脱しないように警告を発するものである。我々は、この最高裁判決が契機となって、貸金業者側の業界益を擁護する内容の規則の制定にも大きく歯止めがかかるものと信じている。

また、これまで高金利によって逼迫した債務者の窮状を直視することなく、貸金業規制法17条・18条・43条等の規定を緩やかに解釈し、安易に同法43条のみなし弁済の成立を認めた判決を言渡したり、調停や和解等の場においても利息制限法所定利率を超過する和解等を強引に押し進めることなどもあった下級裁判所においても、今般の二つの最高裁判決を契機として、今後は、正しい法解釈・法適用をして頂けるものと信じている。

以上のとおり、今般のシティズ最高裁判決は、まさに「法の支配」の実現に寄与したものであり、我々は、これを高く評価するものである。

全青司2006年会発第7号
2006年3月29日

銀行業法等の一部改正に関する意見書

金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 御中

全国青年司法書士協議会
会長 大部 孝
〒160-0004東京都新宿区四谷1丁目2番地
tel:03-3359-3513 fax:03-3359-3527
E-mail KYW04456@nifty.com
URL <http://www.zssk.org/>

お詫び

意見の提出期限は平成18年3月22日あったことは承知いたしております。しかしながら当会といたしましては、本法案は国民生活に重大な影響を与えることになると考え、提出期限を経過しておりますが、本意見書を提出いたします。何卒受領いただきますようお願い申し上げます。

今般の銀行業法等の一部を改正する法律（以下、改正法という）により、一般事業者が内閣総理大臣の許可を得て銀行代理店業務（預金の受け入れ資金の貸付為替取引等を内容とする契約の締結）参入することが可能になる。これにより、高利消費者金融業者が銀行代理店業務に参入申請を行うことが考えられる。

私どもは、多重債務者の被害救済活動を通じ、高利消費者金融業者の業務実態を目の当たりにしている法律家として、以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

高利消費者金融業者の銀行代理店許可申請に対しては、改正法の定める許可基準を厳格に解釈し、貸付業務はもとより、預金受け入れ、為替取引等を内容とする契約の締結業務を含め、銀行代理店への参入許可を与えるべきではない。

意見の理由

1. 銀行業務の公共性

銀行等金融機関は、公衆からの預金を預り、これを元に業務を行う。したがって銀行業

務は高度の公共性を持つ。金銭は生活のための基本的な経済的手段であるから、金融取引が取引相手方とその家族の生活に与える影響は大変大きい。また銀行等金融機関と利用者である消費者との間には、圧倒的な情報力と交渉力の差がある。

このことから、銀行業務を行う者は、重要事項の説明義務、顧客情報の適正な管理義務、融資を行う場合の借主の経済的信用度と貸付金の多寡の調査義務など様々な義務を負う。

一般人からすれば、銀行の言うことは「間違いはないだろう」という認識がはたらくのも、以上の理由からであり、銀行業務を行う者はこの信頼を裏切ることが許されない。

このことは銀行業務を代理として行う者にも当然当てはまる。

2. 消費者金融業者の行う金融取引の実態

消費者金融は、元はサラ金と呼ばれ、高利融資、過剰与信、過酷な取立てが問題となった。しかし、これらの行為は未だ解決を見ることもなく継続しており、そのうえ、契約時の説明責任の欠如、過剰融資にみられる調査責任の欠如が、多重債務という社会問題の引き金となっている。

また、消費者金融は出資法上限金利、いわゆるグレーゾーン金利により営業をしているが、今般の最高裁判例によれば、利息制限法の上限利率を超える貸付は一切できないことは明らかであるにも関わらず、刑事罰がないのを良いことに市民を欺き、未だ違法な貸付行為を継続している。

これらの業務実態をかんがみれば、企業としてのコンプライアンスが欠如していることは紛れもない事実であり、高利金融業者は銀行代理店に求められる義務と責任を果たすことができないということは明らかである。

なお今回の意見からは外れるが、銀行等金融機関が消費者金融業者と提携し、合併等により消費者金融業務に参入する動きが広がっているが、銀行等金融機関は、その求められる義務と責任に充分配慮されなければならない。

また、15日の参議院予算委員会で与謝野金融相は「超一流銀行と思っていた銀行がサラ金業者と一緒に広告を出していることは不愉快だ」と消費者金融と提携して商品広告を出している大手銀行を痛烈に批判している。このことは、法の遵守を怠り、社会的責任を果たしていない消費者金融が公共性の強い銀行と同視されることの危険性を意味するものである。

3. 参入により考えられる具体的弊害

- ① 消費者が銀行と高利消費者金融業者とを混同することによる生じる弊害
- ② 低利の銀行融資を希望する消費者へ高利融資行われるおそれが生じる弊害
- ③ 顧客情報の不正利用が行われるおそれが生じる弊害
- ④ 預金の受け入れ業務の代理を通じ、本業の貸付金の優先回収を図ろうとするおそれが生じる弊害

これらの弊害を防止するため、顧客保護のための措置が改正法において講じられている

が、いったんこれらの弊害が現実化した場合、消費者が受ける損害を事後的に回復することは極めて困難であることは明確である。

4. 結論

以上のとおり、高利消費者金融業者は銀行代理店に求められる社会的責任と義務を果たし得ない。また参入には様々な弊害が考えられる。よって意見の趣旨のとおり、高利消費者金融業者に銀行代理店参入許可を与えるべきではない

ヤミ金融被害に関する声明

全国青年司法書士協議会

会長 大部 孝

東京都新宿区四谷 1-2 伊藤ビル 7 F

電話:03-3359-3513 FAX:03-3359-3527

E-mail KYW04456@nifty.com

URL <http://www.zssk.org/>

声明の趣旨

我々全青司は、ヤミ金被害者の権利救済に携わる立場から、違法な取立てにより大阪府八尾市在住の 3 名の生命を奪ったヤミ金融犯人逮捕を受けて、以下のことを求める。

1. 警察当局は、組織犯罪集団であるヤミ金融の全貌を更に追究するとともに、ヤミ金融は脅迫罪・強要罪等の凶悪犯罪に至る事件であることを再度認識したうえで、市民からの被害申告に対し、直ちに対応し、更なる被害の未然防止に全力を傾けること。
2. 金銭消費貸借契約において、出資法上の上限利率を超える割合による利息契約をなした場合は、当該消費貸借契約は無効であり、さらに貸主は給付した金員につき返還を請求することができない」ことを貸金業規制法上明文化すること。
3. 法定刑を引き上げる等、ヤミ金融事犯に対して厳しく処罰する改正を行なうこと。
4. ヤミ金融が犯罪に使用する携帯電話・通帳については、犯罪発覚後、容易な手段により、直ちに使用を差し止めできる制度を構築すること。
5. 立法府及び行政府は、ヤミ金融による犯罪被害は、単に生活・経済上の犯罪被害ではなく、市民の身体・生命・名誉を脅かす凶悪犯罪による被害であること強く再認識し、ヤミ金融被害の温床である、多重債務問題の根本的解決と二度とこのような被害者を出さぬよう、ヤミ金融犯罪の撲滅のためにあらゆる施策を取ること。

声明の理由

2003 年 6 月 14 日に大阪府八尾市で、ヤミ金融に対する借金返済を苦にした 60 代の夫婦が 81 歳の兄とともに鉄道自殺をするという痛ましい事件が起き、今般、そのヤミ金グループの全貌が解明され、犯人を特定したことにより本事件は終着したかのように思われる。

しかし、被害者は5月12日に八尾警察署を訪れ相談していたにもかかわらず、ヤミ金融の執拗な嫌がらせにより、その尊い生命を奪う結果となってしまったという事実は決して解決していない。

このことを公権力である警察や行政を含めた社会全体は絶対に忘れてはならない。

本件は、社会が作り出した歪みにより、尊い命を奪ってしまったという事実を絶対に忘れることなく、社会全体としてヤミ金融撲滅へと導かなければならない。

また、当事者ともいうべき、警察や行政当局は今回の事件の顛末を深く胸に刻み、今後、このような悲惨な犠牲者を出さないよう、ヤミ金融問題の抜本的解決のため、積極的に被害の未然防止に努めるとともに、市民の安全な生活確保のため、ヤミ金融を根絶し、社会から廃除しなければならない。

【ヤミ金融の貸付の効果】

最高裁第三小法廷は、ヤミ金融による貸付については、「業者の貸し付け全体が違法行為だから、元本も含めて法律上の保護に値しない」という札幌高裁判決を支持し、利息のみならず、元金の返還も不要である旨判示し、ヤミ金融の貸付については元金を含め一切の支払い義務がないことは明らかとなった。そのため、出資法の上限利率を超える貸付契約は無効であり、元本の返済は不要であることは言うまでもなく、そもそもヤミ金融自体犯罪行為であるのだから、国家は、ヤミ金融による支払請求には一切助力しないことを明確にするため、これを明文化し、ヤミ金融を経済的窮地に追い込み、社会から撲滅させるべきである。

【ヤミ金融撲滅に向けた措置】

ヤミ金融による犯罪は未だに横行しており、本事件捜査中も同様の手法により自殺寸前まで追い込まれた債務者が発見されるなど、本事件は氷山のほんの一角でしかなく、何ら減少傾向をたどっていない。暴力団の資金源となっているヤミ金融事犯については、法定刑を引き上げるなどの罰則を強化・厳罰化し、社会からこれを排除しなければならない。

また、本事件の捜査により、債務者名義の100本以上の携帯電話が犯罪に使用されていたことや、遠隔地の市民に貸付をして通帳に振り込ませていた事実も解明されているため、ヤミ金融の犯罪を助長させないよう、ヤミ金融が使用する携帯電話や通帳は即座に差し止めできる制度を構築し、現在存在するヤミ金融を撲滅するとともに、今後ヤミ金融を始めることができない社会にするべきである。

当会は、国家権力である警察がヤミ金融を積極的に検挙し、被害相談があった場合は、直ちに対応すること、及びこのようなヤミ金融被害の未然防止に努めること、出資法の上限利率を超える貸付契約は無効・元金返還不要である旨明文化すること、ヤミ金融事犯の刑罰を厳罰化すること、ヤミ金融が犯罪に使用する携帯電話・預貯金通帳を即座に差し止めできる制度を構築することを求め、ヤミ金融が存在することができない社会を構築することを強く要望する。

意見書

金融庁監督局総務課金融会社室 御中

全国青年司法書士協議会
会長 大部 孝
東京都新宿区四谷 1 - 2 伊藤ビル 7 F
電話:03-3359-3513 FAX:03-3359-3527
E-mail KYW04456@nifty.com
URL <http://www.zssk.org/>

我々全青司は、高金利による被害者の保護に携わる法律家の立場から、「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正（案）」について次のとおり意見を提出する。

記

1. ガイドライン 3-2-1 (2) について

(2) の後に、「これには、顧客に対して返済を拒否する等により債務額を維持するよう要請すること及び顧客の要請がないにもかかわらず包括契約の貸付限度額を含む。」を追加することは賛成である。

しかし、これまでも過剰貸付けを防止する規定は定められていた。しかし、この規定が効力を発し、過剰貸付けが防止できていたとは到底考えられないのは明白である。そのため、今回の改正ではこの規定をより実効性あるものとするのが重要である。

貸金業規制法 13 条 1 項を受けているガイドライン 3-2-1 に該当する行為を行ったとしても、同法 36 条 1 号の業務停止規定では同法 13 条 1 項が処分の対象とされていない以上、ガイドライン 3-2-1 違反を理由として行政処分を行うことができない。

したがって、ガイドライン 3-2-1 が効力を有するためには、貸金業規制法 13 条 1 項に違反した場合も行政処分の対象となるように、将来的に同法 36 条 1 号を改正するべきである。

2. ガイドライン 3-2-1 (5) について

(5) の前段の「物的担保を徴求して貸付けを行おうとするときは、資金需要者の収入、事業計画、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況、その返済計画及び金利など当該貸付けの条件等をかんがみて、当該担保物件を換価せずに返済しうるか否かを調査し、その結果を書面に記録すること。」については、賛成である。

しかし、「当該担保物件を換価せずに返済しうると認められない場合」については、換価せずに返済できない状態というのはそもそも返済能力を超えた過剰貸付けであり、貸金業法 13 条 1 項違反である。

このような規定が存在することは、物的担保を換価することを前提とする貸付けを認容す

るような印象を貸金業者に与え、さらなる過剰貸付を増加させるおそれがある。よって、後段の部分については、反対である。

3. 3-2-1 (6) について

(6) を追加して保証人となろうとする者についても、収入、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況及び既往借入額の返済状況等について調査することには賛成である。

しかし、本来借主本人についての収入、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況及び既往借入額の返済状況等をしっかりと審査し、借主本人の返済能力を超えるような過剰貸付を行わないようにするべきであって、保証人からの回収を見込んだ貸付を容認するような規程は必要なく、逆に保証人を必要とする貸付行為自体禁止するべきである。

なお、経済産業省は、連鎖倒産や連帯保証人の財産没収などが社会問題化したため、国が認可する信用保証協会が手がける信用保証制度で第三者を「連帯保証人」とすることを原則として禁止する方針を決めている。

仮に保証人を付けて貸付を行う場合には、保証人の権利を保護するために、保証契約を行う際には債権者が調査した借主本人の返済能力、信用状態を保証人となろうとする者に説明する義務を定めるべきである。さらには、保証人が負う実質リスクを保証人に告知する義務も定めるべきである。

3-2-1 (6) を実行性あるものとするためには、この規定も行政処分の対象とすべき点は3-2-1 (2) と同様である。

4. 3-2-2 (1) について

(1) について「又は変更」を追加したことは賛成である。

5. 3-2-2 (1) ⑥について

⑥を追加したことについて、そもそもこのような制限は平成 16 年の貸金業規制法改正の際に行われていたはずである。

貸金業規制法 20 条の 2 は、貸金業者が年金等の公的給付の払込まれる口座に係る通帳等の引渡を受けること等を禁止し、これに違反した場合は刑罰が科せられるように規定されている。この違反行為には、通帳等を引渡・提供を求める行為だけでなく「貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報」の提供を求めることも含まれる。自動振替を返済の方式とする場合、当然にその公的年金等の振込口座の情報の提供が行われるはずである。

また、「債務者が自らの便宜のために求める場合を除き」と例外規定が設けられているが、債権者は、この規定を潜脱するために、債務者が自らの便宜をはかるために自動振替を返済の方式とすることを求めたような外観を作り出すと考えられる。したがって、⑥の規定を設けるとしても、貸金業者の潜脱行為を許すような例外規定を設けるべきではない。

以 上

大手貸金業者に対する行政処分についての会長声明

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-2
全国青年司法書士協議会
会長 大部 孝
TEL : 03-3359-3513 / FAX : 03-3359-3527
E-mail KYW04456@nifty.com
URL <http://www.zssk.org/>

我々全青司は、多重債務問題救済に関わる法律家として、平成 18 年 4 月 14 日近畿財務局が、貸金業の規制等に関する法律に基づき大手貸金業者に対して下した全店舗業務停止の行政処分について以下の通り声明を発表する。

声明の趣旨

- 1, 貸金業者は資金需要者の人権を無視した過酷な取立行為を即時停止せよ。
- 2, 貸金業者は資金需要者の返済能力を超える貸付行為の禁止を徹底せよ。
- 3, 貸金業者は資金需要者に対し、利息制限法・出資法・貸金業の規制等に関する法律並びに必要情報の全てにつき、詳細な説明を行え。
- 4, 貸金業者は資金需要者を欺網するような過度な広告を行うな。

声明の理由

- 1, 今般、処分が下された貸金業者は 5 店舗において明らかとなった貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という）の違反事実により、全店舗に対して、営業停止命令がなされた。このことは、貸金業者が組織的に貸金業法を遵守する意識が希薄であったことが浮き彫りにされたものとする。

しかしながら、この貸金業規制法を遵守する意識が希薄なのは、処分された、いち貸金業者のみならず、貸金業界全体に見られるものである事を、我々は、日々接する市民からの相談の中で十分把握しており、全貸金業界全体に対し貸金業規制法の遵守を求めるものである。

- 2, 貸金業規制法の趣旨は、貸金業者を規制し、一方で資金需要者の権利保護を図ることである。その為、貸金業者が貸金業規制法を遵守し、営利行為を優先した過剰融資・過剰与信を行わなければ、多重債務により資金需要者が経済的困窮に陥るようなこと極めて少なくなるはずである。しかしながら、現状として経済的理由による自殺者は年間約 9000 人を数え、自己破産件数が年間 18 万 4000 人を超え、潜在的な多重債務者は 200 万人にもものぼるといふ異常な事態が生じているのは正に貸金業者が法の遵守を

していない事の証左である。

3, ところで、多重債務問題の根本的原因として「高金利」「過酷な取立」「過剰融資」が上げられるが、今般、処分された貸金業規制法の違反行為は、まさに「過酷な取立」「過剰融資」であった。このことから、市民は多重債務に陥るのではなく、貸金業者により多重債務者が生み出されていると言っても過言ではなく、貸金業者は法を遵守する意識しないのではないかとわざるを得ない。

4, よって、我々は、全貸金業者に対し、法令を遵守し、多重債務者を生み出す環境を改めるべく、「過酷な取立行為の即時禁止」「返済能力を超える貸付行為禁止の徹底」を求めるものである。

5, また、貸金業者は、資金需要者の無知につけ込み、あたかも利息制限法超過利息を支払うことが当然の事であるかのような外形を作り出し、市民を欺網し契約を締結している。しかしながら昨今の最高裁判決からも明らかなように、本来、利息制限法超過利息を支払う義務はない。貸金業者は、このことを契約の際に資金需要者に明らかにするとともに、利息制限法・出資法・貸金業の規制等に関する法律並びに契約に必要な事項につき、詳細な説明を行うよう求めるものである。さらに、あたかも利息制限法超過利息の支払いが当然であるかのように市民を欺網する広告は直ちに中止し、過度にマスメディアに露出して、借入を助長する広告を行わないように徹底するべきである。

以上のとおり、当会は全貸金業者に要望するものである。

出資法上限金利引下げについての緊急会長声明

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-2
全国青年司法書士協議会
会長 大部 孝
TEL : 03-3359-3513 / FAX : 03-3359-3527
E-mail KYW04456@nifty.com
URL <http://www.zssk.org/>

我々全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会（以下、「小委員会」という。）における出資法の上限金利見直し等に関するこれまでの議論を鑑み、平成 18 年 6 月 27 日に予定されている小委員会での適正金利の具体的検討に際して、以下の通り緊急声明を発表する。

声明の趣旨

1. 出資法の上限金利の検討にあたっては、短期・小口融資制度等、いかなる例外規定も一切認めるべきではない。
2. 出資法の上限金利の検討にあたっては、市場適正金利の確保に向けて、少なくとも利息制限法の範囲にまであくまでも一律に引き下げられるべきであり、今後数年間での段階的な引下げには断固反対する。

声明の理由

1. 突然の新聞報道

平成 18 年 6 月 24 日付朝日新聞朝刊の一面における「貸金金利 上限 15～20% 与党方針 灰色部分を撤廃」との記事の中で、次のような報道がなされている。

「みなし弁済規定を撤廃し、出資法の上限金利を数年で段階的に下げる案が有力。ただ、少額・短期の融資は多重債務に陥る危険が少ないとして例外を認める可能性が高い。上限 50 万円、期間 1 年以内などの案がある。」

2. 短期・小口融資制度の危険性

短期・小口融資制度については、これまでの小委員会で議論の俎上にのぼったことがあったとはいえ、具体的な上限金額や期間については言及すらされておらず、あまりにも唐突かつ具体的な提案に困惑する次第である。本制度がもし導入されてしまうと、短期小口を名目とする借り換えによって、長期間に渡り潜脱的に高金利を取り続ける事が可能となり、多くの貸金業者がその制度を悪用するであろうことは容易に予見できる。

このような例外規定を認めることによって「グレーゾーン撤廃」を検討している小委員

会において、さらに後世に不明確な「グレーゾーン」を残してしまうという過ちを犯す可能性が極めて高い。

本来、緊急かつ突発的な資金需要に対しては、短期返済を前提としている以上貸し倒れの可能性は極めて低く、少数資金需要者に対して高金利を設定・維持する必要性は全くないと言える。

海外の短期・小口融資制度としては、米国の「ペイデイローン」と英国の「Home credit（訪問貸付）」が代表的であるが、現実に先述の実態が存在しており、多くの高金利被害が発生していることから明らかなように、かような例外は多重債務の被害拡散防止の観点からも一切認めるべきではない。

3. 小泉首相ヤミ金融発言の誤報

平成18年5月18日の参議院行政対策特別委員会での質疑において、小泉首相が「金利を下げるとヤミ金が跋扈する」旨の発言をしたとの報道が多くマスコミでされことにより、貸金業者はこの報道を奇禍として根拠なきヤミ金流出論を展開している。

しかしながら、同年6月13日の参議院財政金融委員会での質疑において、与謝野馨金融担当相は「小泉さんは歴史的な体験の場면을述べた」と回答し、80年代の大蔵金融委員会での議論の様子を紹介したに過ぎず、首相が“ヤミ金が跋扈する”といった発言を否定している。

ヤミ金融は、金利の変動に関わりなく、平成8～9年頃より既に組織的に活動していたのであり、平成12年の29.2%への金利引下げによって出現したわけではない。ヤミ金融の規制は、本来刑事面での取締り強化によって対応すべき問題であり、取締りの補完機能を高金利に求めることは論外である。

4. 貸金業界の誤った主張

貸金業界は、「金利を下げると業者が貸せなくなり、借りれない人が増える。」と主張しているが、消費者保護の観点から与信管理や過剰貸付禁止を定めた法制下において、与信管理を怠り信用情報を共有できない貸金業界の体制不備こそ、多重債務社会を惹起した根本的要因のひとつと言えるのであり、貸し倒れを前提に多額の利益を生む高金利という条件を政治が付与している現状は健全とは言えない。

本来資金需要者のニーズを満たす社会政策的役割を果たすべきなのは、貸金業界ではなく、生活保護や低所得者向けの公的貸付である生活福祉資金貸付制度の充実をはじめとした行政であり、その行政のセーフティーネットの充実に向けた施策こそ、政治に要求されるものと言える。

以上のとおり、当会は、全自由民主党の衆参両議院議員に要望するものである。

「自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会」 による特例設置に関する要望書

〒 160-0004 東京都新宿区四谷 1 - 2
全国青年司法書士協議会
会 長 大 部 孝

TEL : 03-3359-3513 / FAX : 03-3359-3527

E-mail KYW04456@nifty.com

URL <http://www.zssk.org/>

我々全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会（以下、「小委員会」という。）開催にともない、多重債務問題の現状と全国各地の地方議会（都道府県 19 議会、市町村議会 596 議会）での意見書採択状況を鑑み、小委員会において、金利について特例を認めないよう、以下の事項を強く要望する。

要望の趣旨

1. 出資法と貸金業規制法の上限利率の検討にあたっては、短期・小口融資制度等、いかなる例外規定も一切認めないこと。
2. 法改正にあたっては、少なくとも利息制限法の範囲内に一律に引き下げ、優良企業特例などを設けないこと
3. 法改正後の利率適用にあたっては、数年間での段階的な引下げ等、法の抜け道となるような特例を設けないこと

要望の理由

1. 現状の報道

平成 18 年 7 月 4 日に開催された小委員会はマスコミ等関係者の傍聴を禁じたため、新聞各紙の紙面には、少ない情報により矛盾する報道がなされており、市民に対して適正な情報が提供されていない状況である。

それら報道の中で、出資法の上限金利を数年で段階的に下げる案や少額・短期の融資の特例を認める案、優良企業については多少の利率を付加する案などの特例措置を設けるような報道がなされている。

しかしながら、これらの特例措置を設けた場合、現在の多重債務問題の抜本的な解決とはならず、特例措置を悪用した脱法行為や撤廃したグレーゾーン金利をなおも残す結果となってしまうかねない。

2. 短期・小口融資制度の危険性

短期・小口融資制度については、短期小口を名目とする借り換え契約によって、長期間に渡り潜脱的に高金利を取り続ける事が可能となる。

そもそも、多くの貸金業者は初回30万円から50万円の限度額で貸し付け、その後、追加融資や借り換え契約を行い、数年間の長期に渡って利息のみを徴収し続け、債務者は高利であるが故に元金を返済することができず、利息のみの支払いを強制されているのが現状である。

このような例外規定を認めることによって、多くの貸金業者が、高利を取り続けようと、その制度を脱法的に悪用するであろうことは容易に予見できる。

3. 優良企業の特例、段階的引下げについて

「グレーゾーン撤廃」を検討している小委員会において、ある一定の要件を定めた、優良企業に関する特例金利や数年間にわたる段階的な利率の引下げを認めることは、なおも後世に不明確な「グレーゾーン」という制度を残し、あるいは新たに「グレーゾーン」を作ってしまうという、現在の議論及び市民の期待と逆行し、法改正以前と同じ過ちを犯す可能性が極めて高い。

よって当会としては、自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会に対して、金利については特例を認めないよう強く要望するものである。

以 上

「金利規制の特例・経過措置導入に反対する緊急会長声明」

〒 160-0004 東京都新宿区四谷 1-2
全国青年司法書士協議会
会長 大部 孝
TEL : 03-3359-3513 / FAX : 03-3359-3527
E-mail KYW04456@nifty.com
URL <http://www.zssk.org/>

我々全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、多重債務問題の現状と全国各地の地方議会（都道府県 39 議会、市町村議会 880 議会）での意見書採択状況を鑑み、以下のとおり声明を發表する。

声明の趣旨

1. 出資法と貸金業規制法の上限利率の検討にあたっては、短期・小口・事業者用融資等、あらゆる特例措置の導入に絶対に反対する。
2. 法改正後の利率適用にあたっては、数年間での段階的な引下げ等、法の抜け道となるような経過措置を設けることに絶対に反対する。
3. 上記 2 つを設けることによって、新たなグレーゾーンを作り出すことに絶対に反対する。
4. 利息制限法の制限金利を引き下げるべきであり、実質的な利上げに繋がる区分の変更には絶対に反対する。

声明の理由

1. 現状の報道

これまで金融庁は多重債務問題解決のため、グレーゾーン廃止、出資法の上限金利を利息制限法まで引き下げることを前提として検討してきたはずであるが、昨今の新聞報道等によると（1）10万円～50万円半年～1年での少額短期特例、数百万円、数ヶ月の事業者特例を認める少額・短期・事業者用融資の特例を認める案、（2）法律改正後から施行日1年、経過措置3年、特例措置3～5年とされ、金利が全て一本化するのに7～9年程度を要するという出資法の上限金利を数年で段階的に下げる案などの特例措置を設けると共に利息制限法の制限金利の金利区分を引き上げるとする報道がなされている。

2. 特例・経過措置導入の必要性の有無とその危険性

上記（1）の少額・短期の特例のうち、個人については金利引き下げに伴い低所得者層が

市場から排除され、ヤミ金融等違法業者の被害に遭うことを防ぐために、また事業者については、つなぎ融資の需要に応えるために導入されるとも言われているが、これは誤った考え方である。

低所得者層が借入をするケースを考慮してみると

ア. 既に多重債務で返済のための新たな借入

イ. 生活費が足りなくて明日の食事代やライフラインの確保のための借入

2つのケースがほとんどであると言ってよいであろう。

アについては少額短期による救済などというものは考えられない。返済のための借入をすると言うことはその時点で本来法的債務整理に着手すべき状態であり、いたずらに債務の整理を先延ばしすることはかえって将来的に残債務額を増やす結果となり、ヤミ金被害に導く可能性すら高くなるのである。

この問題は司法アクセスの拡充の観点から救済措置のアクセス充実を図る方法で解決すべき問題であり、金利を高くして解決する問題ではない。

イについてはそもそも金融理論による救済措置の問題ではなくセーフティ ネットの構築の問題であり、生活費が足りないのであればその様な困窮者に対して利息制限法よりさらに高い利息で貸付けることを許容してしまうと翌月以降さらに生活費の捻出に加えて毎月の返済により苦しみが増えることは確実である。この問題は生活困窮状態にある国民を最低限度の生活を営むことができるよう生活保護その他の社会福祉政策により解決すべき問題であり、政府は低利短期小口融資制度の拡充を図るなどしてその責任を果たすべきである。

以上述べたとおり、少額短期特例では生活困窮者は救済できず、ヤミ金被害の抑制効果など全く期待できない。すなわち少額短期特例を立法化する合理的理由が存在せず、この特例には違憲立法の可能性すらあると言える。

さらに事業者向けの特例も必要性は低い。高利は事業者の経営状態を悪化させるきっかけとなり、そもそもつなぎ融資が高利でなければならぬ根拠は一切存在しない。

これに比べて少額短期特例を導入することの副作用は大変大きい。もし仮にこれら少額・短期融資制度の特例を認めてしまえば、少額短期を名目とする借り換え契約によって、長期間に渡り潜脱的に高金利を取り続ける事が可能となる。現在、多くの貸金業者は最初の融資の後、追加融資や借り換え契約を行い、数年間の長期に渡って利息のみを徴収し続け、債務者は高利であるが故に元金を返済することができず、利息のみの支払いを強制されているのが現状であり、このような例外規定を認めることによって、多くの貸金業者が、高利を取り続けようと、その制度を脱法的に悪用するであろうことは容易に予見できる。

上記(2)の経過期間、数年間にわたる段階的な利率の引下げを認めることは、「グレイゾーン撤廃」を検討している昨今の議論に逆行し、新たな「グレイゾーン」を認めることとなる。

以上、これらの特例・経過措置の導入は、上限金利の実質的な引き上げであり、法改正以

前の状況を追認することとなるため、現在の多重債務問題の抜本的な解決とはならない。また利息制限法の制限金利を越える金利の取得を許さないとした最高裁判所の判断に反し、後述する、金利に対する市民の意識にも反することは明らかである。

3. 利息制限法の制限金利区分の変更

現行利息制限法は元本「10万円未満」で年利20%、「10万円以上100万円未満」で18%、「100万円以上」で15%を制限金利としている。この区分について「10万円」を「50万円」に、「100万円」を「500万円」に引き上げるとすれば、消費者金融の貸付の大半を占める50万円未満の貸付については金利引き上げとなる。本来市民にとって必要なのは、利息制限法の引き下げであり、物価の上昇のみを考慮し、現在の市中金利と利息制限法の金利水準の乖離の現状や資金需要者の生活を破壊しない金利水準についての議論のないまま、事実上利息制限法の上限金利の引き上げを行うことは絶対に許されない。

4. 金利に対する市民の願い

現在、全国で300万人の高金利引き下げの署名がなされ、都道府県39議会、市町村880議会で「高金利引き下げの意見書」が採択されるなど、大多数の市民は特例なき一律の利息制限法の制限金利への金利引下げを願っている。そのため、これらの特例措置は市民の声を無視した一部の業界寄りの改正といわざるを得ない。

よって当会としては、単に貸金業者の繁栄・経済的利益の確保のみを目的とし、かたや生活者・資金需要者に対しては従来と同様の苦しみを与える結果となる経過・特例措置に絶対に反対し、すみやかに出資法の上限金利を利息制限法に一致させ、グレーゾーン金利、みなし弁済規定を撤廃することを強く求めると共に、利息制限法の制限金利区分を変更することに断固反対する。

以 上

利息制限法改正に関する意見表明

法務大臣 杉浦 正健 様

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2
全国青年司法書士協議会
会長 大部 孝
TEL : 03-3359-3513 / FAX : 03-3359-3527
E-mail KYW04456@nifty.com
URL <http://www.zssk.org/>

私たち全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として以下のとおり利息制限法改正について意見を表明します。

意見の趣旨

利息制限法の制限利率は引き下げるべきであり、区分変更による実質的金利に引き上げには絶対に反対します。

意見の理由

1. 貸金業制度等の改革の議論の現状

現在、金融庁が与党自民党に提出した原案をもとに出資法・貸金業規制法の改正を中心として、貸金業制度全般の見直しが議論されています。

本来ならば、これらの貸金業制度の改正は、深刻化する多重債務問題を、消費者・経済的弱者保護の立場から根本的に解決するためになされなければなりません。

しかしながら、9月5日付金融庁原案及び9月11日付「貸金業制度等の改革の骨子(案)」によれば、利息制限法の制限金利について、下記のとおり金利区分を引き上げるとする提案がなされています。

記

【現行】

【改正案】

10万円未満20% → 50万円未満20%
10万円以上100万円未満18% → 50万円以上500万円未満18%
100万円以上15% → 500万円以上15%

上記のとおり、現行利息制限法の金利区分について「10万円」を「50万円」に、「100万円」を「500万円」に引き上げるとすれば、消費者金融の貸付の大半を占める50万円未満の貸付については事実上の金利引き上げとなります。

この金利区分変更の理由として、①利息制限法制定当時（昭和29年）以来見直しがなされていないこと、②当時と現在の物価の上昇などを理由としていますが、一番大切な現在の市中金利と利息制限法の金利水準乖離の問題や、一般市民の生活を破壊しない金利水準について全く議論がされていません。

利息制限法制定当時（昭和29年）の銀行貸出金利は年9パーセント強の水準ですが、以降低下の一步を辿り、平成18年8月時点の国内銀行の貸出約定平均金利は年1パーセント半ばとなっています。

また利息制限法制定当時の政府は、その提案理由において「金融機関一般の金利の実情及び動向を参酌して利息の限度を改めた。」と述べています。

言うまでもなく、利息制限法の制定趣旨は、高金利に苦しむ庶民金融利用者の保護であり、経済的強者である貸金業者・貸金業界の保護ではありません。

利息制限法の制限利率は、社会実態や市場金利と見合う利率、市民の生活を破綻に導かない利率でなければなりません。

2. 金利に対する市民の願い

現在、全国で300万筆以上の高金利引き下げの署名がなされ、都道府県39議会、市町村886議会で「高金利引き下げの意見書」が採択されるなど、市民は少なくとも現行の利息制限法の制限金利への金利引下げを望んでいます。

サラ金・クレジットの高金利に苦しむこれら市民の声を何ら考慮することなく、金利区分変更により実質的な利息制限法の上限金利の引き上げを行うことは、高利によって苦しむ市民を引き続き生み出すこととなり、また貸金業者の経済的繁栄を約束する結果となります。

3. 結論

よって当会は、速やかに出資法の上限金利を現行法の利息制限法に一致させることを望むとともに、利息制限法の制限金利区分を変更し、実質的な利上げをすることに絶対に反対します。

利息制限法改正に関する意見表明

衆議院議員各位
参議院議員各位

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2
全国青年司法書士協議会
会長 大部 孝
TEL : 03-3359-3513 / FAX : 03-3359-3527
E-mail KYW04456@nifty.com
URL <http://www.zssk.org/>

私たち全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として以下のとおり利息制限法改正について意見を表明します。

意見の趣旨

利息制限法の制限利率は引き下げるべきであり、区分変更による実質的金利に引き上げには絶対に反対します。

意見の理由

1. 貸金業制度等の改革の議論の現状

現在、金融庁が与党自民党に提出した原案をもとに出資法・貸金業規制法の改正を中心として、貸金業制度全般の見直しが議論されています。

本来ならば、これらの貸金業制度の改正は、深刻化する多重債務問題を、消費者・経済的弱者保護の立場から根本的に解決するためになされなければなりません。しかしながら、9月15日付「貸金業法の抜本改革の骨子（案）」によれば、利息制限法の制限金利について、下記のとおり金利区分を変更する提案がなされています。

上限金利	【現行】	【改正案】
20パーセント	10万円未満	50万円未満
18パーセント	10万円以上100万円未満	50万円以上500万円未満
15パーセント	100万円以上	500万円以上

現行利息制限法の金利区分について「10万円」を「50万円」に、「100万円」を「5

00万円」に引き上げるとすれば、消費者金融の貸付の大半を占める10万円以上50万円未満の貸付については実質2%の利上げ、100万円以上については実質3%の金利引き上げとなります。

金融庁原案によると、

①利息制限法制定当時（昭和29年）以来見直しがなされていないこと

②当時と現在の物価の上昇

などをこの金利区分の変更理由としていますが、一番大切な現在の市中金利と利息制限法の金利水準乖離の問題や、一般市民の生活を破壊しない金利水準について全く議論がされていません。

利息制限法制定当時（昭和29年）の銀行貸出金利は年9パーセント強の水準ですが、以降低下の一途を辿り、平成18年8月時点の国内銀行の貸出約定平均金利は年1パーセント半ばとなっています。

また利息制限法制定当時の政府は、その提案理由において「金融機関一般の金利の実情及び動向を参酌して利息の限度を改めた。」と述べています。

言うまでもなく、利息制限法の制定趣旨は、高金利に苦しむ庶民金融利用者の保護であり、経済的強者である貸金業者・貸金業界の保護ではありません。

利息制限法の制限利率は、社会実態や市場金利と見合う利率、市民の生活を破綻に導かない利率でなければなりません。

2. 金利に対する市民の願い

現在、全国で300万筆以上の高金利引き下げの署名がなされ、都道府県39議会、市町村886議会で「高金利引き下げの意見書」が採択されるなど、市民は少なくとも現行の利息制限法の制限金利への金利引下げを望んでいます。

サラ金・クレジットの高金利に苦しむこれら市民の声を何ら考慮することなく、金利区分変更により実質的な利息制限法の上限金利の引き上げを行うことは、高利によって苦しむ市民を引き続き生み出すこととなり、また貸金業者の経済的繁栄を約束する結果となります。

3. 結論

よって当会は、速やかに出資法の上限金利を現行法の利息制限法に一致させることを強く望むとともに、利息制限法の制金利区分を変更し、実質的な利上げをすることに絶対に反対します。

自由民主党「貸金業法の抜本改正の骨子」に対する 修正及び規制強化・改革推進を求める要請書

国会議員各位

2006年10月16日
全青司2006年会発第122号

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2
全国青年司法書士協議会
金利引下げ実現緊急対策本部
本部長(会長) 大部孝

TEL: 03-3359-3513 / FAX: 03-3359-3527

E-mail KYW04456@nifty.com URL <http://www.zssk.org/>

我々全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、1年余に渡る金融庁有識者懇談会の議論を受けて平成18年9月19日に自由民主党により取りまとめられた「貸金業制度に関する改革骨子」について、以下のとおり意見提言する。

はじめに

今般提出された改革骨子は、改革の目的として①「借り手の保護を大前提に、深刻化している多重債務問題を抜本的に解決するために有効と考えられるあらゆる施策を実施する。」と述べ、さらに②「この改革により、貸金市場において、リスクと市場メカニズムが適切に機能し、適正水準の与信が行われる信用供与体系の実現を目指す」としている。①に関しては妥当であるが、②は貸金市場の本質を誤って理解しているものといわざるを得ない。

本要請書では、はじめに貸金業法の改正の方向性について我々の考えを述べ、資金需要者保護の徹底の観点から、貸金業法において貸金業者及び貸金業協会の責務規定を創設することを提案している。

次いで、今般の改革骨子に対し、多重債務に苦しむ市民の目線に立った多重債務被害の早期・根本的解決を目指し、その声を代弁すべく真に目的を達成するためには種々の問題点が存在することを指摘し、その問題点の早急な修正と真の目的実現のための更なる規制強化・改革推進策を提言している。

第1 貸金業法改正の方向性

貸金業は市民の資金需要に応える役割を担っているが、金銭は生活のための基本的な経済的手段であり、貸付行為が取引相手方とその家族の生活に与える影響は大変大きい。

元来、貸金業者と資金需要者間で結ばれる貸金契約については、貸金業者が圧倒的に優越的な地位に立っているため様々な弊害が生じやすい構造となっている。

事業者が提供する商品につき生命、身体に関わる安全確保に関しては、市場メカニズム

の活用が適当ではないことは、平成15年3月に取りまとめられた「21世紀型の消費者政策のあり方について」においても指摘されているところである。貸金業が提供する商品である「金銭」は、まさにこの「安全」に関わるものである。貸金業者に対する諸規制については、貸し手と資金需要者の圧倒的な地位の格差を十分に配慮して定められるべきものであることをまず確認しなければならない。骨子が改正の目的としている「市場メカニズムによる適正な与信水準の実現する」との考え方は誤りである。以上の点を踏まえた上で、資金需要者の基本的人権が貸金業者の営業の自由に踏みにじられることのないよう貸金業法を改正する必要がある。

第2 貸金業者及び貸金業協会の責務規定の創設

上記のことから資金需要者を保護するためには法律によって貸金業者に対して諸規制を定め、また実効性を担保することにより「業務の適正な運営を確保」することが必要となる。

しかしながら、「深刻化している多重債務問題」を見るとおり、貸金業規制法はその目的を達していないばかりでなく、その他法制の不備とも相まって、「多重債務問題」の深刻化、構造化の要因ともなっている。そこで改正法においては次のとおり貸金業者及び貸金業協会の責務を明確に定め、資金需要者の保護を図るべきである。

① 貸金業者は、資金需要者と貸金業者の地位の格差にかんがみ、資金需要者の利益を実質的に保護するために次の責務を有する。

- (1) 資金需要者との取引における公正を確保すること。
- (2) 資金需要者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 資金需要者の信用状況が悪化した場合にはその経済的再建に協力すること。
- (4) 貸金業者としての倫理の確立努めること。

② 貸金業協会は、貸金業者の責務が十分に果たされるよう促すため、公正な業務運営に努めること。

第3 骨子案に対する提言

I 「貸金業の適正化」について

(修正・更なる改革を進めるべき要点)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 貸金業協会の自主規制強化にあたっては協会運営の透明性、中立性を確保するための措置を講じること。2 (1) 行為規制の強化にあたっては、その実効性を確保するための違反行為に対し民事上のペナルティを課すこと。(2) 貸金業者が債務者から公正証書作成嘱託委任状を取得することを禁止すること。(3) 「自動契約機」による新規契約を禁止すること。(4) 借り手の同意がある場合でも、書面交付の電子化は認めないこと。 |
|--|

3 監督手法の強化にあたっては、貸金業者の不当な業務に対し監督官庁が早期にこれを把握することを可能にするための措置を講じること。

(理由)

貸金業は利用者の生活向上、国民経済の適切な運営に資するために営まれるべきものであり、貸金業者は、自らの利益追求のみを求めることなく、その社会的責務を自覚しなければならない。

改革骨子は貸金業の適正化のため、参入規制、貸金業協会に対する自主規制機能強化、行為規制の強化、監督規制の強化、刑事罰の引き上げ、新設の5点を挙げているが、以下の点につき、さらなる適正化策を講じるべきである。

1 貸金業協会の自主規制機能強化

自主規制機能強化は貸金業協会の運営の透明性、中立性が十分に確保されることが前提である。協会の組織運営の情報公開を義務付けると共に市民や法律家の関与の仕組みを整備することが必要である。

2 行為規制の強化

(1) 勧誘規制、取立規制の強化、契約内容その他の説明書面交付の義務付けは基本的に妥当であるが、その実効性を確保するためこれらに違反する行為があった場合には行政処分その他厳しい民事上のペナルティーを科すべきである。

たとえば、取立規制違反に対しては請求権制限を設けるべきであり、同規制違反行為にかかる金銭消費貸借契約については借主側に契約の取消権を創設すべきである。

(2) 「公正証書作成嘱託委任状」を貸金業者が取得する際に、単に「書面を交付して説明することを義務付け」したとしても、形式的に契約時に交付する書面が増えるだけであり、貸金業者による、債務者の真意に基づかない「委任状」の取得及び公正証書の作成が今後も横行することは明らかである。

契約時において、貸主と借主間には圧倒的な力関係の違いが存在するが、優位な地位にある貸金業者の行為を規制することによって、実質的に平等な立場での契約が可能となる。貸金業者が自らの優越的地位を利用して、「公正証書作成嘱託委任状」を取得することを禁止することによってはじめて真の「借主保護」が図られるものと考えられる。

(3) 「契約内容を説明する書面を事前に交付することを貸金業者に義務付け」することには賛成するが、実効性を担保するためにも新規契約時は対面による契約を原則とし、説明義務を十分に果たすことが困難であり、また過剰融資の原因となっている「自動契約機」による新規契約については、これを厳しく規制すべきである。

(4) 本骨子では、いわゆる「グレーゾーン」が三年乃至五年程度温存されることとなる。「グレーゾーン」の温存自体、大きな問題であり到底容認することはできないが、仮に温存された場合には適用利率を巡って従来と同様の法的紛争が生じる危険性も否定できない。仮に紛争になった際に、交付された書面は重要な証拠となる。また、現行法では貸金業者に対して厳しく書面交付を義務付け、また最高裁判所も同義務に対しては厳格に解釈している

よって、少なくとも「グレーゾーン」の廃止までは電子書面ではなく、従来どおりの書面を交付をすべきである。

仮に借主の同意を条件とした場合でも、前述のとおり優越的な立場にある貸主の意向とおりになるだけであり、「借主の真意に基づかない可能性の高い同意」による書面の電子化は「借主保護」に資さない。

3 監督手法の強化

業務改善命令の導入など、基本的には妥当である。貸金業者の不当な業務に対し監督官庁が早期にこれを把握することを可能にするための制度が不可欠である。具体的には市民、法律家等からの情報収集体制を整備、充実する必要がある。

II 「ヤミ金融対策の強化」について

(修正・更なる改革を進めるべき要点)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 ヤミ金融による被害情報が速やかに警察当局に伝わる体制を整備すること。2 ヤミ金融による貸付金については元本の請求が出来ないこと、ヤミ金融に対する返済金は全額返還を請求できることの2点を改正法に明記すること。 |
|--|

(理由)

- 1 ヤミ金融に対する罰則の強化、取締りの強化徹底については異論はない。高金利、無登録営業は明確な犯罪行為であり、民事不介入といった考え方が生じる余地はない。警察当局による取締り、摘発強化に不可欠な被害情報をより収集しやすくするため、法律家及び各種相談窓口と警察当局の連携体制を整備する必要がある。
- 2 ヤミ金融により貸し付けられた金員は、不法原因給付であるから返還の義務はない。(民法第90条、708条) また、ヤミ金融に支払った金員は不当利得であるからについては返還義務はない。(民法703条、704条) 以上の点を改正法に明記し、ヤミ金融業が経済的に非合理的な事業であることを知らしめ、ヤミ金融の発生を抑える必要がある。

III 「過剰貸付の抑制」について

(修正・更なる改革を進めるべき要点)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 過剰貸付抑制策の実効性を確保するため、規制違反行為に民事上のペナル |
|---|

ティを科すこと。

- 2 リボルビング契約の毎月の支払額等については、自主規制規則ではなく法律に明確に定めること。
- 3 カウンセリング体制を充実させるため、日本支援センターの連携先として、家計管理指導を行う団体のみならず福祉関係機関や経営相談窓口、金融支援機関も加えること。
- 4 銀行等に対する資金需要者保護のための規制についても早急に検討すること。

(理由)

- 1 多重債務問題の原因のひとつに過剰貸付が挙げられる。改革骨子は過剰貸付を抑制するため、指定信用情報機関の創設、貸金業者に対する返済能力調査の義務化、過剰貸付の禁止、支払額・返済期間の適正化、カウンセリング体制の充実の必要性を指摘しており、基本的には妥当である。

さらに実効性を確保するため、過剰貸付規制に違反した場合、行政処分を課すことはもちろんのこと民事上のペナルティーを科す必要がある。

たとえば、

- ① 過剰貸付でないことの立証責任を貸金業者に課したうえで、
- ② 過剰貸付でないことを立証できない場合、当該貸金契約については
 - i) 無効である。

又は

- ii) 借主は取り消すことができる。

との民事上の規定を創設することにより、「過剰融資規制」の実効性をあげることが可能となる。

- 2 リボルビング契約は借り手に債務負担を意識させないため、返済期間の長期化し、その結果多額の金利負担を招くこととなる。この弊害を防止するため支払方法に関する一定のルールを設ける必要がある。このルールについては貸金業協会の自主規制規則を内閣総理大臣が認可するとの仕組みでは不十分であり、法律で明確に定めるべきである。
- 3 先にまとめられた金融庁原案が指摘するとおり、日本司法支援センター（法テラス）が家計管理指導を行う団体との連携を図りカウンセリング体制を充実させることも必要と考える。また法テラスには生活困窮者や、中小零細事業からの相談が寄せられることが予想されるため、これらの人々のためのセーフティネットを担う福祉関係機関や経営相談窓口、金融支援機関との連携を更に図る必要がある。
- 4 改革骨子においては、銀行等に対する資金需要者保護のための規制策が講じられることとなるかは明らかではなが、先にまとめられた金融庁原案においては、健全性の確保等の要請により厳しい監督に服していることを理由に、過剰貸付規制等については貸金業者のみに課すこととしている。

銀行は新たな収益源確保を目的として銀行本体でのリテール部門への参入の動きを見せており、この流れは今後も加速することが予想される。後述するとおり、現行の利息制限法所定の利率自体大変な高利であり、バブル期の融資姿勢を考えれば銀行による過剰貸付が行われれないという保証はない。銀行等により多重債務問題が今後も発生するのであれば今般の改正の意味はない。したがって金融庁原案の指摘のように「将来的に」ではなく「早急」に銀行等を含めた規制の枠組みを検討すべきである。

IV 「金利体系の適正化」について

(修正・更なる改革を進めるべき要点)

利息制限法の制限利率は引き下げるべきであること。
利息制限法の元本区分については現行法を堅持すること。

(理由)

みなし弁済制度の廃止、出資法の上限金利を20パーセントに引き下げることについてはおおむね妥当であるが、利息制限法の元本区分を改革骨子のとおりに変更することは到底認められない。

貸金業制度の改正は、深刻化する多重債務問題を、消費者・経済的弱者保護の立場から根本的に解決するためになされなければならない。現在の市中金利と利息制限法の金利水準乖離の問題や、一般市民の生活を破壊しない金利水準についての議論を十分に尽くすべきである。

なお、我々は現行の利息制限法所定の利率自体、市民生活にとっては異常な「高利」であり、「利息制限法所定の利率の引き下げ」が必要であると考えている。(詳細は「利息制限法改正に関する私たちの考え」参照)

その他日賦貸金業者特例の廃止、金利の概念に関してはおおむね妥当である。

V 「多重債務問題等に対する政府を挙げた取組み」について

(修正・更なる改革を進めるべき要点)

多重債務対策本部においては、法的セーフティネット(救済ネット・予防ネット)の構築に積極的に努めること。
また、セーフティネットへのアクセスを保障する制度を構築すること。

(理由)

多重債務者対策本部の設置に異論はない。多重債務問題の解決のためには、関係省庁及び関係者の一致した取り組みが必要である。

法的セーフティネットの構築に関しては制度の充実はもとより、制度へのアクセス強化策を具体的に構築することが重要である。このセーフティネットには、多重債務に陥ってしまった方のためのセーフティネット（救済ネット）と陥らないためのセーフティネット（予防ネット）との2種類のネットが必要となる。予防ネットによって、生活困窮者を援助することこそ、憲法25条による生存権保障の実現となる。

現在、この予防ネットを担う制度のひとつに生活福祉資金貸付制度（厚生労働省）が挙げられる。同制度は、「低所得者層に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を可能にする制度」とされているが、「必要な援助指導」が不十分なため、「安定した生活を可能とする」という目的が十分達成されておらず、予防ネットとしての機能を果たしているとは言い難いのが現状である。家計管理指導を行う団体との連携により、予防ネットとしての機能強化を図るべきと考える。

また、単に制度のみを充実するだけでは不十分であって、これらの制度に誰もが容易にアクセスできる体制を構築すべきである。

資金供給者として、資金需要者の生活や事業を破壊させない責務を負う貸金業者は、万が一既存の顧客に延滞等の事態が生じた場合又はまた新規借入希望者に対し、過剰融資禁止を理由として融資を断る際には、速やかに顧客である債務者の生活再建に協力すべき義務を果たすべきであり（水際作戦の必要性）、具体的には以下のとおり法律で義務付けすべきである。

①適切な法定機関（例えば法テラスの専用窓口等）を紹介すること。

②ヤミ金融等の犯罪業者・悪質業者の情報を伝え、注意を喚起すること。

さらにすでに多重債務状態にある者に関しては、法的処理により速やかに生活再建、再挑戦へ取り組むことが出来るよう、民事法律扶助制度を充実させる必要がある。法律扶助の援助決定要件の緩和や償還金の免除要件の緩和、給付制の導入など、「法律扶助の特例措置」を行うべきである。

VI 「経過措置」について

（修正・更なる改革を進めるべき要点）

一切の特例を設けることなく、改正法施行後速やかに上限金利を引き下げること。 直ちに貸金業規制法第43条を廃止すること。
--

（理由）

上限金利引下げまでの経過措置及び少額短期特例貸付けは、その目的と副作用を鑑みれば、実施の必要はない。（詳細は「金利規制の特例・経過措置導入に反対する緊急会長声明」参照）上限金利を改正法施行後直ちに引下げ、同時に貸金業規制法43条（グレーゾーン金利）を廃止すべきである。近年の相次ぐ最高裁判決は、

事実上、同法第43条の適用場面がないほどその要件を厳格に解釈し、適用を否定し続けてきた。これは、「金利規制の原則は利息制限法の制限金利であり、同法第43条は借り手の保護に欠けるものであって本来適用すべきではない」との司法によるメッセージである。経過措置を設け、改正法施行後、利息制限法を越える金利については支払義務がない旨を契約書面に記載することによって利息制限法超過利息を認めるとの考え方は、上記最高裁判例の趣旨を根本から誤って理解していると言わざるを得ない。

以上

金融庁 御中

「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正（案）」に関する意見書

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2
全国青年司法書士協議会
会長 大部 孝
TEL：03-3359-3513 / FAX：03-3359-3527
E-mail

KYW04456@nifty.com

URL <http://www.zssk.org/>

お詫び

意見の提出期限は平成18年10月16日あったことは承知いたしております。しかしながら当会といたしましては、本ガイドライン変更に関しましては、国民生活に重大な影響を与えることになると考え、提出期限を経過しておりますが、本意見書を提出いたします。何卒受領いただきますようお願い申し上げます。

当会の意見

我々全国青年司法書士協議会は、高金利による多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、現在、貴庁で検討されている「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の一部改正（案）」について、次のとおり意見を提出する。

記

1. ガイドライン3-2-10について

出資法第5条第7項の規定は、高金利規制の潜脱を防止し、資金需要者の保護の実効性を確保するためのものである。

金利規制の対象は、借主が借り入れた元本を使用した対価及びこれと同視すべきものに対して支払う費用であることは、現在、多重債務問題の抜本的な解決のための貸金業法の改正議論においても確認されているところであり（平成18年9月5日金融庁・法務省検討内容）、改正後の保証料の取り扱いについては、貸金業者の代理受領の有無を問わず、みなし利息に含まれることとなる。（同日金融庁参考資料）

一方、司法書士又は公証人に支払われる書類作成費用等については、法改正後の取り扱いは明らかではないが、貸主が取得できる利息とは、借主が現実に利用可能な元本とその利用期間から算出される性質のものであり、借主が払わなければならない実質的な出捐を基礎として判断されるべきものであることから、貸金業者が代理受領するか否かは本質的な問題ではない。また、現実の貸付契約時において、借主が、司法書士又は公証人を自ら選定して金銭消費貸借契約にかかわる書類作成を依頼することは事実上不可能であり、貸金業者たる貸

主が優位な立場を利用して第三者を介在させて本ガイドラインを悪用する恐れがある。

以上から、上記作成費用を貸金業者が代理受領した場合に限りこれを利息とみなすとする本ガイドラインの改正には強く反対し、本改正においては、貸金業者が公証人や司法書士に対する書類作成費用等を代理受領するか否かを問わず、すべて利息とみなすよう改正をするべきである。

以 上

会 長 声 明

2006年10月25日
全青司 2006 年会発第 131 号

〒 160-0004 東京都新宿区四谷 1 - 2
全国成年司法書士協議会
金利引下げ実現緊急対策本部
本部長 (会長) 大 部 孝
TEL : 03-3359-3513 / FAX : 03-3359-3527
E-mailKYW04456@nifty.com
URL<http://www.zssk.org/>

我々全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、このたびの自由民主党による貸金業法等改正の概要につき以下のとおりの声明を発表する。

第 1 「貸金業法等改正の概要」について

本日、自由民主党により「貸金業法等改正の概要」のとおりの改正骨子が発表され、これが同党合同部会により了承された。

この骨子案は、多重債務に苦しむ一人一人の市民の声をすくい上げ、平成 18 年 9 月 19 日付「貸金業法の抜本改正の骨子」(以下前骨子)を修正したものである。

前骨子においては、上限金利を利息制限法所定の金利水準まで引き下げるとしたものの、

① 少額短期の貸付については年 25.5%の特例金利を認める

② 利息制限法の金額刻み区分を引き上げる

とされており、グレーゾーンを温存し、また一部の貸付においては事実上の利上げとなる内容であった。この前骨子は多重債務に苦しむ市民の目線に立った多重債務被害の早期・根本的解決にはほど遠い貸金業者よりの改正案であるとの批判が強く、当会においても改正案おける特例金利及び利息制限法の金額刻み区分の変更に対して、全面的に反対の意思を表明していたものである。

しかし、本日の改正骨子は少額短期特例及び利息制限法の金額刻み区分を引き上げを見送り、多重債務者救済につながる効果的改革に踏み切ったものとなった。

当会は、今回の自由民主党の改正骨子が、多重債務者救済に主眼を置いたものであり、民意を組み取った形で取りまとめられたことに対し、高く評価するものである。また、多重債務問題の解決という制度改正の真の目的のためにご尽力いただいた関係者の方々に深く敬意を表するものである。

第 2 今後の課題

前骨子では「借り手の保護を大前提に、深刻化している多重債務問題を抜本的に解決するために有効と考えられるあらゆる施策を実施する。」と述べられているとおり、法改正後においても、あらゆる角度から多重債務問題の抜本的解決に向け充実した制度構築を目指さなければならない。

抜本的解決とは「新たな多重債務者を生まない」「ヤミ金を増やさず撲滅する」「現在、多重債務に苦しむ市民を迅速に救済する」ことであり、今後内閣官房に設置が予定されている「多重債務者対策本部」の果たすべき役割（例えば相談体制の確立・セーフティーネットの整備等）は非常に重要であると考えます。当会においても、それらに対し全面的な協力をする所存である。

さらに今回の金利議論の中で、市民にとって生活を破壊しない金利水準、事業者にとって事業が破綻しない金利水準である「適正金利とは」という根本的な課題が浮き彫りになったことは明白である。今後は、資金需要者にとっての「適正金利」について更なる充実した議論と研究を深めていかなければならない。

加えて、今回議論の対象とならなかった、銀行による貸付への諸規制、割賦販売における過剰融資規制等消費者信用全般についての在り方に関する議論も更に進めるべきである。

第3 まとめ

多重債務問題は根の深い社会問題である。これを市民社会全体の問題として捉え、債務を原因として生じるあらゆる不幸を限りなくゼロに近づけるために、そして市民の家計の安全を確保するためにも、改正骨子による法案を速やかに本臨時国会において成立させるべきであると考えます。

また我々全青司も改革の真の目的達成に向けて全力で取り組むことをここに決意し声明する。

貸金業法等の改正案に関する要望書

全青司 2006 年会発第 1 3 3 号

国会議員 各位

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2

全国青年司法書士協議会

会長 大部 孝

TEL : 03-3359-3513/FAX : 03-3359-3527

E-mail KYW04456@nifty.com

URL <http://www.zssk.org/>

我々全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、先般国会に提出された貸金業法等改正案（以下、改正案という。）について、提案理由である「多重債務問題解決の重要性」という趣旨を更に実効性あるものとするため、以下のとおり要望する。

1. 今般の法改正の趣旨は多重債務問題解決であるため、法改正後においては、あらゆる角度から多重債務問題の抜本的解決に向け充実した制度構築を目指さなければならない。
そのため、現在、公布から概ね3年後を目処として予定されているみなし弁済の廃止、**日掛金融業者及び電話担保金融の特例廃止、上限金利の利息制限法までの引き下げ、金銭貸借の保証料の制限規程**などについては早期に施行すべきである。
2. さらに本改正の議論によって「適正金利とは」という根本的な課題が浮き彫りになったことは明白である。そのため、附則に定める施行から2年6ヶ月以内に行われる見直しについては「改正後の規定を円滑に実施する」という名のもとに、本改正の趣旨と逆行し、貸金業者を擁護するような特例措置などを設けることなく、市民の生活を破壊しない「適正金利」に向けた措置を講ずるため、更なる充実した議論、研究をすべきである。
3. また、今回議論の対象とならず、貸金業法の規制の対象とならない銀行等の貸付の諸規制、割賦販売における過剰融資規制等消費者信用全般についての在り方に関し、法改正も含めた議論を更に進めるべきである。
4. 本改正案の提案理由である「多重債務問題解決の重要性」とは多重債務問題の抜本的解決であり、この問題は多種多様な要素によって巻き起こる重要な社会問題である。社会はこれを一部の債務者の問題と捉えず、すべての市民に関わる社会全体の問題として考え、債務を原因として生じるあらゆる問題を抜本的に解決し、市民生活の経済的安定を図るため、更なる法改正も含めた議論を続けるべきである。

5. 本改正の趣旨である多重債務問題の抜本的解決とは「新たな多重債務者を生みださない社会の構築」「ヤミ金の撲滅」「多重債務に苦しむ市民を迅速に救済する」ことであり、今後内閣官房に設置が予定されている「多重債務者対策本部」の果たすべき役割いわゆる司法アクセスの確立・セーフティーネットの整備等は非常に重要であり、早期に実現すべきである。

当会としては、これらの事項を要望するとともに多重債務問題の抜本的解決という目的達成に向けて、今後も全力で取り組むことをここに宣言し意見表明する。

貸金業法等改正案の十分な審議と 今国会における速やかな成立 及び早期施行を求める会長談話

国会議員各位

全青司 2006 年会発第 1 3 5 号

〒 160-0004 東京都新宿区四谷 1 - 2

全国青年司法書士協議会

金利引下げ実現緊急対策本部

本部長（会長） 大 部 孝

TEL : 03-3359-3513 / FAX : 03-3359-3527

先般国会に提出された貸金業法等改正案（以下、改正案という。）について、当会でも高く評価するとともに、実効性をもたせるための十分な審議と、速やかな成立及び早期施行を繰り返し求めるものである。

解決すべき「多重債務問題」とは、単に経済的・抽象的な問題ではない。具体的な一人の人間の生命、そして尊厳に関わる問題であり、一刻の猶予も許されず、如何なる理由があろうと、先送り、先延ばしは断じて許されない。

多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、以上のとおりの談話を発表する。

全青司2006年会発第139号
2006年12月11日

「参議院 財政金融委員会」に関する要望書

参議院 財政金融委員会委員 各位

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2
全国青年司法書士協議会
会長 大部 孝
TEL : 03-3359-3513/FAX : 03-3359-3527
E-mail KYW04456@nifty.com
URL <http://www.zssk.org/>

現在、参議院の財政金融委員会で議論されている「貸金業の規制等に関する法律の一部改正」において、利息制限法を越える利息を徴収した場合の法的債務整理後の過払金を法律家が詐取しているかのような意見があげられており、貸金業者から返還される過払金については、すべて本人口座へ返還するほうが市民のために望ましいとの方向性で議論が進んでいる。

しかしながら、上記意見は以下の点において必ずしも適切ではない。

1. 多重債務者の現状

現在、貸金業者から多額の債務を負っている債務者、いわゆる多重債務者は文字どおり、多数の貸金業者から負債を負っており、各業者からの借り入れ時期は大きく差があるため、すべての業者から過払金の返還がある訳ではなく、むしろ直近の借り入れについては、利息制限法の上限利率による引き直し計算をしてもさらに債務が残る場合が多い。

2. 法律家が行う債務整理について

法律家が関与する債務整理は、過払金返還請求が目的ではなく、依頼者の経済的生活再建が第一の目的である。そのため、多数ある貸金業者の債務を全体として捕らえ、法的に整理し、過払金が発生するものについては返還を受け、それを原資として債務が残る貸金業者への返済に充て、依頼者が収入の範囲内において生活できるように適切なカウンセリングを実施し、依頼者が二度と多重債務状態に戻ることがないように生活の再建等、長い将来を見据えた経済生活全体の整理を行うものである。

3. 過払金を本人口座へ返還する危険性

しかしながら、生活に困窮し、長年に渡り貸金業者からの借り入れと返済を繰り返してきた依頼者に直接過払金を振り込むことを常態としてしまうと、依頼者が公正証書等の債務名義を取られていた場合、貸金業者が本人口座の差し押さえ等の手続きを取り、本来債権者平等を原則とする債務整理において、一部の債権者のみが債権回収を果たしてしまう結果を招く虞が高く、債務整理を遅滞させ困難ならしめる可能性も考えられる。

4. 債務整理の手続き選択

前述のとおり、法律家が行う債務整理は依頼者の経済的生活再建が目的である。法律家たる弁護士と司法書士の行う任意整理においては、裁判所を通さない手続きであるが故に個々の受任法律家の高度な倫理観の元に債権者平等の原則を徹底した手続保障が期待される。過払金の取り扱いについても同様であり、残債務が残る債権者に対しては取り戻した過払金の金額と各債権者の残債務との額を考慮して案分額による平等な配分が求められる。一方で、すでに述べたように、依頼者の口座に直接過払金が振り込まれると、一部債権者による恣意的回収行為を容認する結果を招くことが容易に予想され、また、依頼者の一般財産並びに将来収入と混入することにより、配分財産の確保を困難ならしめる結果を招く虞もある。

5. 結論

そのため、法律家が関与する債務整理の過払金返還金については、客観的立場に立って、依頼者の全体の債務と将来の生活再建に向けて真摯に対応している法律家の代理人口座へ返還させることが、債務整理を迅速にし、依頼者の生活の安定について利益があると思われるため、過払金の返還口座については、債務整理を困難ならしめ、依頼者の生活再建を困難ならしめるような、本人口座への返還を強制することがないよう強く要望する。

以 上

会 長 声 明

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2
全国青年司法書士協議会
会長 大 部 孝
TEL : 03-3359-3513/FAX : 03-3359-3527
[E-mail KYW04456@nifty.com](mailto:KYW04456@nifty.com)
URL <http://www.zssk.org/>

本日、国会本会議において『貸金業の規制等に関する法律等を一部改正する法律案』が可決された事をうけ、施行が公布から概ね3年後を目処として予定されている点については、早期施行を求めてきた我々としては残念ではあるが、多重債務問題の抜本的解決を趣旨とした今般の法改正は、多重債務被害救済にとって大きなものであり、本改正に喜びを表したい。

そして、我々全青司は、今まで多重債務被害救済に取り組んできた現場の法律実務家として、本改正を受け、以下のとおり声明を発表する。

本改正は、多重債務被害救済にとって、大きなものである。しかし、多重債務問題は、多種多様な要素によって巻き起こる重要な社会問題であり、本改正のみをもって、多重債務問題が抜本的解決にいたるものではないのも事実である。そのため、債務を原因として生じるあらゆる問題を抜本的に解決し、市民生活の経済的安定を図るため、今後一層、法改正も含めた議論を続けなければならないと考える。

そして、本改正の趣旨である多重債務問題の抜本的解決とは「新たな多重債務者を生みださない社会の構築」「ヤミ金の撲滅」「多重債務に苦しむ市民を迅速に救済する」ことであり、今後内閣官房に設置が予定されている「多重債務者対策本部」の果たすべき役割いわゆる司法アクセスの確立・セーフティネットの整備等は非常に重要であり、早期に実現すべきであると考え。当会においても、それらに対し全面的な協力をする所存である。

さらに、本改正の議論によって「適正金利とは」という根本的な課題が浮き彫りになったことは明白であり、今後は、市民の生活を破壊しない「適正金利」に向けた措置を講ずるため、一層の充実した議論、研究をすべきであると考え。

また、今回議論の対象とならず、貸金業法の規制の対象とならない銀行等の貸付の諸規制、割賦販売における過剰融資規制等消費者信用全般についての在り方に関し、法改正も含めた議論を一層進めるべきである。

我々は、多重債務問題の抜本的解決という目的達成に向けて、今後も全力で取り組むことをここに宣言し意見表明する。

参加要望書

多重債務者対策本部
本部長 山本 有二 様

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2
全国青年司法書士協議会
会長 大部 孝
TEL : 03-3359-3513/FAX : 03-3359-3527
E-mail KYW04456@nifty.com
URL <http://www.zssk.org/>

我々は、全国約2600人の司法書士が会員となっている司法書士による団体であります。個々の会員事務所においては、多重債務を原因として生活破綻してしまった者が経済的生活の再建を果たすことが出来るよう、多重債務を原因として自殺する者が一人でも少なくなるよう、日常業務の中で多重債務に陥った市民の方の相談を受け、法的支援を行って参りました。

また、我々全青司としては、今般の貸金業規制法の見直しにあたって①出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること、②貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること、③出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること、④利息制限法の改悪阻止を目的として、地方議会における請願活動を主導的に行動したことをはじめ、全会員が一体となって、多重債務問題の抜本的解決に向け活動を致しました。

しかし、多重債務問題の抜本的解決には「新たな多重債務者を生みださない社会の構築」「ヤミ金の撲滅」「多重債務に苦しむ市民を迅速に救済する」ことが必要であると考えております。

このうち「ヤミ金の撲滅」に関しては、我々は、平成14年7月ヤミ金チラシを買取、当会ホームページにおいて公開したことをはじめとして、全国一斉ヤミ金告発を主催するなど、「ヤミ金の撲滅」を目指し活動して参りました。

また、「多重債務に苦しむ市民を迅速に救済する」という事に関しては、市民が容易に司法にアクセス出来るよう、法律扶助制度の積極的な活用をして参りました。さらに、現在、所謂業者事件の被告となった市民が容易に我々にアクセスしてもらえよう、当番司法書士制度（なお、当番司法書士につきましては、別紙を御参照下さい）の立ち上げを準備しております。

以上から、我々全青司は、今まで多重債務被害救済に取り組んできた現場の法律実務家として、本改正を受け内閣官房に設置された「多重債務者対策本部」に専門職能として参加さ

せて頂きたく要望するものである。

「現場の声を法改正へ！出資法上限金利引き下げに関する運動の歩みと到達点No.1」
～机上の理論とアメリカの圧力を跳ね飛ばせ！～ (連載)

相談役(静岡会) 小澤吉徳

1. はじめに

平成18年4月18日、全国クレジット・サラ金問題対策協議会(事務局長弁護士 木村達也) マスコミ広報部会が発行している「高金利引下ニュースNo.13」によれば、『金融庁懇談会 金利引き下げへ 大勢固まる』とのタイトルで、当日現在までの状況につき、次のとおりと評価している。

以下の記述にもある金融庁懇談会の動きについては、多くの新聞にも報道されていることから、既にこの内容については了解済みの会員も多くいらっしゃると思うが、念のため復習しておくこととしたい。

*****引用部分*****

金融庁は、17日午前、貸金業制度等に関する懇談会を開き、金利引き下げの方向で中間報告を集約する方針をほぼ固めました。21日の懇談会を経て、正式決定する運びです。後藤田正純・内閣府金融担当大臣政務官も、上限金利を引き下げて利息制限法に一本化する考えを明らかにしました。

前回の懇談会において、日弁連から参加している宇都宮健児弁護士がヤミ金の増減は金利規制と無関係である旨指摘したのに対し、反論できなかった貸金業界側からは、石井恒男氏が全金連副会長の肩書きで出席し、「平成12年の金利引き下げでヤミ金が増えた」などと主張しました。

それに対し、複数の委員が、議論済みの話を蒸し返すのは時間の無駄と抗議し、懇談会の吉野座長も、貸金業界側の発言を短くするよう指示しました。それでも、貸金業者側からは、「貸金業制度の勉強の会が多重債務救済に変わったのはおかしい」という、暴言が飛び出すなどして、委員の間から批判の声が上がりました。

そのような流れを受け、議論のまとめとして後藤田政務官は、懇談会はいくまで消費者保護を目指すものであることを強調、さらに、「与謝野金融担当大臣とも話したが、『委員の意見を忠実に反映してほしい』とのことだった」、「規制強化は、総理も大臣も委員も一致している」、「金利については、グレーゾーン撤廃で一致し、規制金利を上げる意見がない以上、利息制限法に一本化する方向」、「21日には、今日の議論をきちんと踏まえて一定の結論を出したい」と明言しました。

*****引用部分*****

これまでの全青司やその他の多くの関連団体の精力的な活動の成果が、このような形に現れていると言って差し支えないと思われる。

2. 大きな広がりを見せる「金利引き下げ運動」

現在、この運動は、これまでにないレベルで大きな広がりを見せている。具体的には、弁護士・司法書士といった法律家団体と全国各地のクレサラ被害者の会から始まったこの運動が、各種の消費者団体、そして、ついには、労働者団体までに広がって現在に至るのである。

平成17年12月7日(水)、東京・総評会館において、「クレサラ(消費者金融)の金利問題を考える連絡会議」の第一回目の会議が行われた。これは、日本労働組合総連合会(連合)、日弁連、日司連、日本消費者協会、全国労働金庫協会等で構成される本会議体であるが、私は、中里功常任幹事(日司連消費者法制検討委員会委員・金利問題担当)と井口鈴子会員(埼玉会)とともに、司法書士の代表として参加しており、現在まで毎月一度のペースで濃密な会議を行っている。

本連絡会議の目的は、「多重債務者が深刻化しており、金融庁に「貸金業制度等に関する懇談会」が設置され、特に金利問題を中心に検討が進み、予断を許さない状況において、勤労者や消費者の立場からこれ以上悲惨な多重債務者を出さないために、現行の関係法や諸制度の見直しを社会運動として展開するため、目的を同じくする多様な組織・市民団体と連携し取り組みを図る。」というものになっており、主要検討事項としては、?金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」の動向、?現場からの報告・問題提起、?貸金業制度等改悪の諸問題の洗い出しなどが行われているのである。

この会議体が出来てから、金利引き下げ運動の加速度は倍化したといってもよいであろう。

特に、署名活動については、労働団体の参画により、目標値が100万人であったものが1000万人までになっている。また、日弁連に、平山正剛会長を本部長とする「上限金利引き下げ実現本部(本部長代行宇都宮健児弁護士)」が設置され、本格的に始動していることも、大きく世論の形成に影響を与えている。

そして、日司連においても、対策部が設置されるに至っているのであるが・・・・(続く)

「現場の声を法改正へ！出資法上限金利引き下げに関する運動の歩みと到達点No.2」
～机上の理論とアメリカの圧力を跳ね飛ばせ！～

相談役（静岡会） 小澤吉徳

1. 小泉純一郎首相「上限金利下げに慎重な姿勢。ヤミ金融がはびこるのでは・・・」とのコメント。

小泉純一郎首相が、平成18年5月18日の参院行政改革特別委員会において、消費者金融などの上限金利引き下げについて「(金利が)高くても借りる人はたくさんいる。もし法律で(引き下げを)決めると、必ずヤミ(金融)がはびこる。貸す方も悪いが借りる方も悪い。これは一面の真理だ」と述べたとのことである。すなわち、慎重な検討が必要との認識を示したということと理解できる。

首相のコメントであるから、極めて大きな影響を持つことは必至であろうし、そうであれば、これまでの活動を大きく後退させてしまうことにもなりかねない。極めて憂慮すべき事態であろう。

繰り返し述べているとおり、ヤミ金融の激増は、以前の出資法の上限金利引き下げ(40.004%から29.2%)とは直接の因果関係は無い。実際に、全国的な被害を生んだヤミ金融のシステムは、以前の金利引下げの数年前から構築されていたことが明らかになっているのである。端的に言えば、多重債務者の急増が、ヤミ金融出現の土壌となっている(ヤミ金融のターゲットは破産者であり、多重債務者であることは、いくら強調しても強調しすぎることはないのである。)のであるから、むしろ、高金利が、ヤミ金融業者の増加を助長させているのである。

この点について、小泉首相やその他の国会議員にもきちんと理解していただく必要があるが、そのための時間は余りにも少ない・・・

2. 出資法の上限金利の引下げ等を実現させるための各界懇談会の開催

平成18年5月17日、日弁連(上限金利引き下げ実現本部)が主催する、第一回標記懇談会が開催された。

これは、先般、日弁連に設置された本部が、法律家団体、消費者団体、労働団体等広く関連団体に呼びかけて実施に至ったものであり、全青司にも日司連にも参加要請が来ているものである。日司連からは酒井常任理事と境理事が参加しており、全青司からは、大部孝会長、栗野友康常任幹事らが参加している。

新里宏二弁護士のリードによる自己紹介に始まり、宇都宮健児弁護士による基調報告の後、それぞれの団体における活動報告がなされた。全青司が推進している地方議会における請願活動については、大部孝会長による力強い報告がなされており、日司連からもこの問題に対する新たな決意表明がなされている。その他、中央労福協からも、1000万人署名などの取り組みの報告がなされている。

この懇談会の開催により、金利引き下げ運動の輪は一層大きな広がりを見せたと言って良

いであろう。実際、クレサラの金利問題を考える連絡会議よりも、構成団体の対象が大きく広がっていることから、世論の形成にもこれまで以上に大きな力となることになるだろう。

3. 第3次高金利引き下げ国会要請行動（高金利引下げ連絡会主催）

平成18年5月16日、高金利引下げ連絡会議が主体となって、衆議院・参議院において、標記要請活動が行われた。全青司のメンバーも、大部孝会長、稲本信広副会長、村上美和子副会長、谷崎哲也消費者問題対策委員会委員長、前川一彦制度委員会委員長、荻原世志成常任、和田洋子幹事、若鍋敬治幹事、中巳出崇幹事などを中心として、多数の参加があった。

弁護士、司法書士、被害者の会の皆様で、チームを作り、担当議員の議員室にお邪魔し、趣旨説明をさせていただく・・・ということを行った。

しかし、その後に行った院内における集会に参加された議員のお話をお伺いした限りにおいても、まだまだ予断は許さない、拮抗した状況であることは明らかなようである。集会における、被害者や元消費者金融業者社員の勇気ある告白の声が、議員の皆様に届き、この運動の力となってくれることを祈念したい。

4. 今後の重要なポイントは「国会議員に対する、地元における要請活動」

今後の重要なポイントは「国会議員に対する、地元における要請活動」ということに尽きる。従って、ますます、全青司会員の役割は大きくなっていると思われる。日弁連、消費者団体、労働団体等と中央で連携しながら、地元でも連携することが極めて大事ということである。

各種マスコミから「グレーゾーン廃止の方向」などと大きく報道されていることもあって、出資法の上限金利は引下げられる、もう大丈夫だ・・・というムードが感じられるが、先の首相のコメントのとおり、これは全くの誤りであるということである。結果を左右するのは与党の国会議員であることは言うまでもないが、そもそもこの問題に詳しい国会議員は少ない・・・というのが現状であろう。そうであれば、そのような議員に対し、引下げ側、規制撤廃側のどちらが説得力ある要請ができるのか・・・にかかってくると考えることができる。

すなわち、勝負はこれからである。このことを肝に銘じ、今後の要請活動につき、心して行っていただきたいと思う。(続く)

「現場の声を法改正へ！出資法上限金利引き下げに関する運動の歩みと到達点No.3」
～机上の理論とアメリカの圧力を跳ね飛ばせ！～

相談役（静岡会） 小澤吉徳

1. 中央における会議と日弁連の決議

(1) クレ・サラの金利問題を考える連絡会議「第7回連絡会議」（6月12日）

現在の状況は、端的に申し上げて、極めて厳しい政治情勢である・・・と言えよう。すなわち、グレーゾーンの撤廃は業界側も消費者側も一致しているのであるが、その上限をどの辺りに設定するか・・・自民党内ではそういう議論に入っている・・・という状態と考えられるからである。仮に、この上限が、中間的なもの（例えば24%であるとか20%とか）に落ち着いたとしたら、消費者保護の観点からは、完全に後退ということになる。まずは、法律家団体においても、この状況を厳しく受け止める必要があると考える。

さて、会議では、活動報告として、地方議会対策等について各団体からの報告と、連携策についての意見交換、また、金融庁懇談会「中間整理」（「最終まとめ」）に対する評価についての議論等が行われている。

(2) 第2回「出資法の上限金利の引下げ等を実現させるための各界懇談会」（6月15日）

ここでも金利問題を巡る状況についての報告、地方議会の意見書採択状況についての報告、署名の状況報告、国会議員に対する要請状況についての報告などがなされ、活発な意見交換がなされている。

地方議会における請願については、業界側からも「金利引き上げ・規制緩和」の意見書が提出されている議会も多くなっているとのことであり、これまで以上に慎重かつ丁寧な要請活動が求められる。

また、日司連（日本司法書士会連合会）からも、自民党からのヒアリングに対し、「多重債務者問題に対する要望」として、日司政連（日本司法書士政治連盟）との連名により、下記の要望を伝えたとの報告がなされている。

1. 貸金業者等の健全化への施策

?違法な取立行為を撲滅するための法的措置の導入

?過剰与信、過剰貸付を防止するための利用者の信用調査基準の明確化

?テレビCM等の宣伝を抑制させるための行政指導の強化または法的措置の導入

2. 債務者の健全化への施策

?学校教育における消費者教育の普及促進

?カウンセリングの強化

3. グレーゾーン撤廃への施策

?出資法の上限金利（年29.2%）を利息制限法の制限金利（年15～20%）に引下げ

(3) 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げることを求める決議（日弁連）

5月26日の日弁連総会において、標記決議が採択されています。対策本部の精力的な活動の一つの成果であり、大きな追い風となるものと思われる。

http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/ga_res/2006_4.html

2. 各地における集会在いづれも大盛況。

一方、全国各地において、金利引き下げに関する集会やデモが行われており、いづれも大盛況裡に終了していることを報告し、運営等に携わった会員や参加された各位に改めて敬意を表したいと思う。

?高金利引き下げをめざすシンポジウム～クレジット・サラ金・ヤミ金融の実態と被害者の声～（埼玉）

2006年5月21日（日） 午後1時から4時まで さいたま商工会議所会館2階（第1・第2ホール）

デモ行進（商工会議所会館前～浦和駅西口）

主催 夜明けの会（全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会加入団体）

共催 ヤミ金融対策埼玉司法書士団など

後援 高金利引き下げ全国連絡会など

?高金利引き下げ大集会 in 名古屋～サラ金・クレジットの高金利被害をなくそう～

平成18年6月24日（土）午後1：30から午後4：00 名古屋市の 中区役所ホール（名古屋市中区栄4-1-8）

集会閉会后、午後4：30頃より【デモ行進】

主催 高金利引き下げを求める愛知連絡会

?高金利引下げと行政の多重債務者対策の充実を求める市民集会 in 大阪

平成18年6月24日（土） 13時30分から、クレオ大阪北（大阪市東淀川区淡路一丁目4番21号・TEL06-6320-6300）

主催 大阪クレジットサラ金被害者の会「いちょうの会」（代表幹事 南部清、事務局長 田中祥晃）

共催 全青司

後援 近畿司法書士会連合会、大阪司法書士会

3. 各地における連携の例（静岡の場合）

一方、地方における運動も強化していかなければならない。私の地元静岡では、5月29日、クレサラの高金利引下げ、規制強化の県民会議が設立された。この会議体は、静岡県労働者福祉協議会、日本労働組合総連合会静岡県連合会、静岡県弁護士会、静岡県司法書士会、

静岡県労働金庫、全国労働者共済生活協同組合連合会静岡県本部、静岡県生活協同組合連合会らにより構成されている。

中央でも、労働者団体・消費者団体・法律家団体との協同がなされているのはご案内のとおりであるが、これを地方でも行おう・・・という趣旨で結成されたものである。

具体的には、?県内の地方議会への要請、?署名活動などの活動、?多重債務問題に関する相談会の実施、?消費者教育の実施、?広報活動などということになる。

記者発表においては、それぞれの団体の会長が揃って、この運動の必要性を強く訴えることとなっている。静岡県司法書士会としては、これまでと同様、県内の地方議会に対する要請・請願活動に重点を置いて精力的な動きをする旨の発表をさせていただいている。

このような会議体が、各地方においても立ち上がることを強く希望するものである。全青司の皆様、是非リーダーシップを取ってください。ご多忙中、誠に恐縮ではございますが、宜しく願います。 (続く)

「現場の声を法改正へ！出資法上限金利引き下げに関する運動の歩みと到達点No.4」
～机上の理論とアメリカの圧力を跳ね飛ばせ！～

相談役（静岡会） 小澤吉徳

（１）貸金業制度等の改革に関する基本的考え方（自民党・公明党）がまとまる。

自民党の「金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会」において、１３回の議論を経て、一応方向性はまとまった。

これが、平成１８年７月６日付、自由民主党 金融調査会、公明党 金融問題調査委員会の「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」である。自民党のHP上にもアップされているので、まずは各自確認されることをお願いしたい。

<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2006/seisaku-020.html>

１２回まで傍聴を許可し、オープンな議論を進めてきた自民党小委員会であるが、このまとめ作業においては、一部の議員の強硬な要望によって、クローズな議論によって行われている。すなわち、「誰が聞いているのか分からないような状況では、議員が意見を主張するにあたって、リスクが大きい。」という主張であるが、この主張は、自らの立場を省みない論理的にも破綻した主張であることは言うまでもないであろう。なお、筆者は、第９回と第１０回の委員会について傍聴させていただいている。クローズになったのは、第１１回から第１３回ということになる。

さて、この内容であるが、金利問題については、「出資法上限金利を利息制限法水準に下げることが基本とし、必要な検討を進める」としていることから、十分評価に値するものと考えられる。

（２）貸金業制度等の改革に関する基本的考え方（自民党・公明党）検討事項とされた点
しかし・・・・・・・・

金利問題に関しては、「出資法の上限金利を利息制限法の金利水準に引き下げるべき」という意見が大勢であったとされている一方、根強い反対意見もあり、結果として、考慮すべき点として、下記があげられていることについては十分な注意が必要である。

?出資法及び利息制限法の金利水準

出資法の上限金利を利息制限法の金利水準に引き下げる場合には、

イ 民事、刑事の上限金利となる現行利息制限法の上限金利の金額刻みを、物価変動を考慮して、引き上げるべきとの意見

ロ 統合された上限金利は、刑罰金利ともなるため、簡素かつ安定的である必要があり、このためには金額刻みを廃止し、２０％で一本化するべきとの意見

ハ 可罰的違法性に配慮すれば、出資法金利については２０％、利息制限法金利については現状のまま（金額刻みについては、物価変動を考慮して引上げ）とした上で、その隙間は行政罰（例えば、行政処分や課徴金）により担保すれば足りるとの意見等

があった。

?少額短期等の特例の是非

少額短期の貸付であれば、借り手にとってある程度高い水準であっても負担となりにくい
ため、実需を勘案して、特例金利を厳しい限定を付した上で認めるべきとの意見があった。
これについては、潜脱を招きやすいため、認めるべきでなく、仮に認めるとしても暫定措置
とすべきとの意見があった。

また、事業者のニーズは消費者と異なるものがあり、例えば短期の貸付であればある程度
高い水準であっても負担となりにくい
ため、特例を検討してはどうかとの意見があった。これに対しては、やはり潜脱を招きやす
いとして、消極的な意見があった。

なお、日賦貸金業者の特例金利については、一定の経過期間の下に廃止すべきとの認識で
概ね一致した。

?金利の概念

現行出資法と利息制限法では金利概念が異なり、後者では契約締結費用や債務弁済費用が
利息に含まれていないため、統合に際しては、ATM手数料や保証料・保険料の扱いも含め、
明確化を図る必要がある。

この点については、借り手の信用リスクの対価とは区分できるコストと認められれば合理
的な範囲内で金利とは別立てとすべきとの意見と、潜脱防止のためには幅広い金利概念をと
るべきとの意見に分かれた。

?ヤミ金融との関係について

なお、過去の出資法上限金利の引下げとヤミ金融被害との因果関係については、認識の一
致をみていないが、ヤミ金融への取締りを強化すべきことや、ヤミ金融が狙う多重債務者
に対してカウンセリング等の救済措置の充実を図ることについては異論がなかった。加えて、
制度改正により新たな多重債務者の発生を防止することの重要性についても異論がなか
った。

そして、『以上を踏まえれば、グレーゾーン金利廃止後の金利体系については、上記の諸
点に留意しつつ、出資法の上限金利を利息制限法の金利水準に引き下げることが基本として、
必要な検討を進めることが適当である。』とまとめられています。

これらを踏まえて、金融庁にバトンが移り、具体的な法案化作業が行われるものと思われ
る。是非ともオープンな議論を期待したい。

(3) 続々と決議が採択されている地方議会における金利引き下げ意見書！

一方、この運動の大きな力となっているのが、わが全青司がリードしている地方議会にお
ける金利引き下げ意見書採択の運動である。実務にあたっている、谷崎哲也委員長にはこの
場を借りて改めて敬意を表したい。

現在の採択状況は下記のとおりである。

1. 都道府県議会採択済 38 議会

長野県、石川県、熊本県、大阪府、宮城県、岡山県、秋田県、福岡県、島根県、富山県、群馬県、兵庫県、徳島県、東京都、山口県、宮崎県、三重県、奈良県、広島県、愛知県、佐賀県、鹿児島県、福島県、山形県、鳥取県、埼玉県、北海道、和歌山県、愛媛県、静岡県、高知県、岐阜県、神奈川県、沖縄県、京都府、長崎県

2. 都道府県議会請願・陳情済 4 議会

3. 市区町村議会採択済 849 議会

4. 市区町村議会請願・陳情済 185 議会

いよいよ全国制覇も近づいているということであろうか。ご尽力いただいた皆様に対しても改めて敬意を表したい。この運動を支えるものは、まさに全青司がリードする、この地方議会の意見書採択運動だと確信している。引き続き全国制覇を目指して頑張っていただきたい。また、その結果を、地元の国会議員に届ける活動を是非再度行ってほしい。

(続く)

「現場の声を法改正へ！出資法上限金利引き下げに関する運動の歩みと到達点No. 5」
～机上の理論とアメリカの圧力を跳ね飛ばせ！～

相談役（静岡会） 小澤吉徳

（１）金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」再開！

平成17年3月30日から開かれてきた標記懇談会であるが、今般、自民党における議論を経て、再開される運びとなっている。過去の議論の経緯は下記を参照のこと。

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kasikin/singi_kasikin.html

平成18年7月27日（木）の10時から、再開後第一回目の懇談会が行われ、傍聴も可能となった。

<http://www.fsa.go.jp/singi/index.html>

（２）政治的結着の最終地点は？様々な報道に踊らされる私たち・・・

一方、上記再開後第一回目の懇談会後の報道は、概ね次の二点に絞られているが、いずれも懇談会において結論をみたものではない。様々な憶測などに基づいたリークが乱発しているということであろうか。

?出資法上限金利、1社10万円まで特例29.2%？！

現行の出資法の上限金利（年利29.2%）を特例で一定期間、認める方向で調整に入ったとされたとするもの。

具体的に、特例金利で借りられるのは1社だけから、元本10万円以内で、1年以内に返済できる分とするとの報道もあった。また、融資を望まない人に借りるよう勧める「不招請勧誘」の禁止も規制強化策に盛り込む考えとの報道もあった。

さらに、「特例」は一本化から2年程度の暫定措置として認める方向で、限度額内で何度でも借入れや返済ができるリボルビング取引には認めないとのことであった。

もちろん、この10万円の金額規制がきちんと機能するには、貸し出しの際に客が他からどれだけ借りているかをきちんと把握する仕組みが欠かせないため、業者に信用情報機関への登録を義務付け、顧客情報の一元管理体制を促す方針とのことであったが、現在、貸金業界の「全国信用情報センター連合会」で加盟率は2割以下という状況である。

?保証料の悪用防止対策は？！

一方、保証料の問題も大きな焦点である。

金融庁の有識者懇談会や自民党金融調査会においては、「金利も保証料も利用者のリスクを負担するもの。その合計を上限金利の範囲内に規制するべきだ」という意見が多く、原則として利息とみなす方向であったが、貸金業者と無関係に客が保証を受けた場合など、貸金業者への罰則適用が難しい場合も想定され、法務省は「刑事罰は構成要件を明確にする必要

がある」と指摘、金融庁の「保証料の規定をしっかりと決めないと、深刻な規制逃れを生む可能性がある」という見方と対立している。

そして、報道では、保証を貸し出しの条件とするなど違反事例を法律に明記したうえで、検査の強化で規制逃れを防ぐ案が有力になっているとのこと。

(3) 金融庁第19回「貸金業制度等に関する懇談会」

小口短期の特例措置に関する多種多様な報道がなされる最中、平成18年8月24日午前10時より、標記懇談会が行われた。これまでの最大級の山場ということで、10時開催にも関わらず、9時半の段階で、傍聴者は会場から溢れているような状況であった。

さて、大きな論点としての小口短期についての特例措置の問題については、業者以外の委員のほとんど全ての委員が反対の意見を表明されていたのであるが・・・・・・(続く)

「現場の声を法改正へ！出資法上限金利引き下げに関する運動の歩みと到達点No.6」
～机上の理論とアメリカの圧力を跳ね飛ばせ！～

相談役（静岡会） 小澤吉徳

前回から本稿までの間の変化は、まさに激変と言えよう。本稿は、そんな現状に対して、皆さまの理解の「激変緩和」となれば幸いである。

（1）金融庁の法改正案（平成18年9月4日）

大きなきっかけとなったのは、懇談会終了後に発表されたいわゆる「金融庁案」である。一言で言えば、まったくこれまでの懇談会の議論を蔑ろにするものであった。この発表直後、後藤田正純政務官が辞任されているが、言うまでもなく、この改悪案に対する強い抗議表明であった。以下その骨子を記載しておく。

『貸金業規制法などの改正案の骨子』

?貸金業の上限金利を利息制限法の年15%～20%に引下げ（施行3年後）

?上限金利引き下げまでは、利息制限法の上限を超える金利は支払い義務がないことを契約書に明記

?少額・短期の高金利特例は、元本50万円または30万円を限度に2～3社で借入可能

?事業者向け特例は、元本500万円、期間3ヶ月以内。他社で通常借入があっても可

?一人あたりの貸付総額は年収3分の1以内

?貸金業者の純資産額下限を300～500万円から5000万円までに引き上げ

?貸出時に客に渡す書類の簡略化や電子化

（2）自民党の法改正案（平成18年9月19日）

その後、自民党の改正案骨子がまとめられている。先の金融庁案よりも改善されているが、本質的にはまったく変わっていない。もちろん、貸金業の適正化など、細部については評価すべき点も少なくないので、この点については強調しておこう。

しかし、争点となっている部分については、まったく評価できるものではないし、ここに来て、新たな論点、明らかな改悪と言える「利息制限法の金額刻みの引き上げ」という極めて重要な問題を盛り込むという手法もフェアとは言いがたいのではないだろうか。

すなわち、9月15日付「貸金業法の抜本改革の骨子（案）」によれば、利息制限法の制限金利について、下記のとおり金利区分を変更する提案がなされているのである。利息制限法の事実上の引き上げである。

上限金利

【現行】

【改正案】

20パーセント	10万円未満	50万円未満
18パーセント	10万円以上100万円未満	50万円以上500万円未満
15パーセント	100万円以上	500万円以上

以下、全青司の意見書を引用して反対する。

『現行利息制限法の金利区分について「10万円」を「50万円」に、「100万円」を「500万円」に引き上げるとすれば、消費者金融の貸付の大半を占める10万円以上50万円未満の貸付については実質2%の利上げ、100万円以上については実質3%の金利引き上げとなります。』

金融庁原案によると、

?利息制限法制定当時（昭和29年）以来見直しがなされていないこと

?当時と現在の物価の上昇

などをこの金利区分の変更理由としていますが、一番大切な現在の市中金利と利息制限法の金利水準乖離の問題や、一般市民の生活を破壊しない金利水準について全く議論がされていません。

利息制限法制定当時（昭和29年）の銀行貸出金利は年9パーセント強の水準ですが、以降低下の一途を辿り、平成18年8月時点の国内銀行の貸出約定平均金利は年1パーセント半ばとなっています。

また利息制限法制定当時の政府は、その提案理由において「金融機関一般の金利の実情及び動向を参酌して利息の限度を改めた。」と述べています。

言うまでもなく、利息制限法の制定趣旨は、高金利に苦しむ庶民金融利用者の保護であり、経済的強者である貸金業者・貸金業界の保護ではありません。

利息制限法の制限利率は、社会実態や市場金利と見合う利率、市民の生活を破綻に導かない利率でなければなりません。』

（3）一気に加速した私達の運動

しかし、上記「改悪案」が公表されたことによって、私達の運動は飛躍的に加速したと言える。横浜や静岡など各地における緊急集会の実施はもちろん、各団体が個別に動き、署名、国会陳情、抗議のビラ撒きなどの精力的な活動を行っている。もちろん、大部会長率いる全青司は、常にそれらの活動の最前線に立っている。特に、大部会長、稲本副会長、村上副会長、谷崎委員長、荻原常任、前川常任、栗野常任、松岡常任、井上幹事、若鍋幹事、入山幹事、秋山幹事ら面々の能動的な活動については心より敬意を表したい。

また、特筆すべきは、長野、鳥取、静岡、山形、熊本、奈良、愛知の7つの県において、県議会・市町村議会のすべてにおいて、金利引き下げを求める意見書が採択されていることであろう。まさに、これは国民の総意と言えるのである。

（4）私たちが絶対に容認できない大きな3点

ここで、再度、自民党案に関して、絶対に容認できない3点を確認しておこう。

?利息制限法の制限金利は引き下げるべきであり、実質的な利上げに繋がる区分の変更には絶対に反対する。

?出資法と貸金業規制法の上限利率の検討にあたっては、少額・短期・事業者用融資等、あらゆる特例措置の導入に絶対に反対する。

?法改正後の利率適用にあたっては、数年間での段階的な引下げ等、経過措置を設けることに絶対に反対する。

(5) 民主党の法改正案（平成18年9月20日）

一方、少々遅くはなったが、民主党の改正案骨子が発表されているので紹介しておく。

?出資法の上限金利については、改正法施行時から直ちに、利息制限法の15ないし20パーセントに引き下げる。

?利息制限法の金額刻みの見直しは行わない。

?特例（少額、短期貸付における上限金利の特例）は設けない。

?貸金業規制法43条のみなし弁済規定は廃止する。

?日掛け貸金業者特例については廃止する。

いよいよ議論の場は国会に移行する。まったく予断は許されない情勢であることに異論はないと思われる。今からでも遅くはない。一人でも多くの会員のさらなるご支援を賜りたい（続く）。

「届け！市民の声！～高金利引下げ請願活動状況の報告～No.1」

消費者問題対策委員長 谷崎 哲也

昨年の日司連総会において金利引き下げについての決議がなされ、各地の多くの本会においても同様の決議がなされている。現在、この決議に基づき多くの単位会が他の関係機関と連携して全国各地の県議会、市町村議会に対して請願活動を行い、現在、当委員会でも以下の3つを柱に意見書採択を目指して請願活動の全国展開をしているところである。

① 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること

② 貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること

③ 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

(ただし、利息制限法自体も現在の情勢に全くあっていない高利であることは間違いなく、先進的な石川県においては、利息制限法の引き下げをも含めたい意見書採択がなされており、このような請願活動は今後の活動に向けて検討に値する内容である。)

現在、当委員会が把握している情報は、2006年4月14日現在で、都道府県15議会、市区町村241議会である。

この集計結果は、全青司会員のみならず、この趣旨に賛同し地元で率先して請願活動をしていただいた皆さん、そしてたくさんの情報を寄せてくださった皆さん、その他関連団体の皆さんのご協力があってこそ集約できたものであることは間違いがなく、地道に活動していただいた皆さんには感謝と敬意を表し、本紙面を借りてお礼を申し上げたいと思う。

ここまで、現状の報告をさせていただいたが、本高金利引下げ請願活動について初めて耳にされた会員や今まであまり興味を持たなかった会員など、会員間で意識の共有ができていないこと、各県によって温度差があるなどの弊害をなくすため、本請願活動について若干説明をしたいと思います。

会員の皆さんもご承知のとおり、多重債務問題が社会問題化して久しいにも関わらず、多重債務者及びその予備軍と呼ばれる市民の数は増加の一途をたどっている。

これは、長引く不況の中、生活費の不足や不意の出費のために高利の消費者金融等で多額の借入れを行い返済不能に陥った多重債務者や銀行の貸し渋り等により事業費が不足した中小零細事業主がほとんどである。

また時を同じくして、経済的理由による自殺者も増加の一途をたどり、交通事故死を上回る数に昇っており、ホームレス問題、離婚、DV、犯罪等の被害や税金や家賃の滞納など、多重債務問題は依然として深刻な社会問題である。

多重債務に陥る要因は様々であるが、そのひとつに「高金利問題」があることはいうまでもない。現在、消費者金融は、出資法上限金利の年29・2%か又はそれに限りなく近い金利で営業している。

この出資法の上限金利については、平成15年7月、ヤミ金融対策法（貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という）及び出資法の一部改正法）制定により、40・004%から引き下げられたのだが、その際に施行後3年を目処に見直すこととされ、平成

19年1月がまさにその時期であり、今年が改正の検討の年であることは間違いない。

現在、わが国の公定歩合は年0・10%、銀行の貸出約定平均金利は年2%以下という超低金利状況下であるにもかかわらず、出資法が規制する年29.2%という利率は暴利といっても過言ではない。そのため、このような高利で借入をすれば、すぐに返済不能に陥るのは目に見えている。そのため、多重債務問題の抜本的解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも、利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

(利息制限法の引き下げももちろん必要不可欠であると考えるが、紙面の関係上別の機会に述べたいと思う。)

また、出資法附則に定める日賦貸金業者(日掛け金融)や電話担保の特例金利については、集金による毎日の返済という形態や電話加入権の財産的価値が、すでに現在の世の中にあっておらず、必要性が失われていることから、その存在意義自体を認める必要性はなく、年54.75%という更に異常な高金利を認める出資法の特例金利は直ちに廃止する必要がある。そして、利息制限法の例外を認め高金利の温床となった悪法であり、昨今の最高裁の判断によって、すでに死文化したことが明白である貸金業規制法43条は出資法の上限金利の引き下げに伴い、撤廃すべきである。

このように市民の無知に乗じた暴利行為による多重債務被害を撲滅するためにも、刑罰金利である出資法の上限金利を利息制限法まで引き下げ、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止し、悪法である貸金業規制法43条を撤廃するため、市民の現状を一番良く知っている私達司法書士が、市民の声を国会に届けるべく、各地方議会において、高金利引下の意見書を採択してもらい、国会の衆参両議会及び関係各大臣へ提出してもらう必要があるのである。

この請願活動の効果は、地方議会から提出された意見書を衆参両院議長が受け取ること、関係委員会に参考送付されることで、国会としては、この意見書を民意として無視できないはずであり、一部の有力議員によって金利自由化などが強行採決されるのを防ぎ、市民の意見としての金利引下げが実現可能となるであろうというところである。

当委員会では、この高金利引き下げ請願活動について、会員に対して代表者会議等を通じて積極的に呼びかけ支援しているところであるが、各単位会間、あるいは会員間で、この活動に関する温度差は未だに激しい。この問題は今年が正念場といわれ、9月にはほぼ原案が出来上がるであろうといわれており、きたる6月(5月)定例議会がまさに正念場なのである。

全国津々浦々に“あまねく存在する”と公言している司法書士としては、高金利に苦しむ市民の現状、市民の声を国会に伝え、多重債務被害のない社会を目指して、全国47都道府県、1820市町村での意見書採択成功に向けて、今動くしかないのではなかろうか?

後に続く後進から「あの時の司法書士は何をしていたの?」と言われないうちに、今激動の時を生きる法律家司法書士の職責として、また、多重債務問題に関わるいち法律家として、会員一人一人が力を合わせた時、その力は大きなうねりとなって、高金利引下を成功に導くことになるかと私は確信している。

6月議会はもうすぐである。時間的余裕がない。高金利引下げに向けた、更なる会員の皆さ

んの積極的なご協力を心よりお願いしたい。

(次号のお知らせ)

今回は、稲本副会長が「届け！市民の声！～高金利引下げ請願活動状況の報告～No. 2」として、高金利引下げに向けた、より熱い文章を掲載してくれることであろう。会員の皆さん乞うご期待！

「届け！市民の声！～高金利引き下げ請願状況の報告～No.2」

副会長 稲本 信広

先月の消費者問題対策委員長の報告に続き、第二弾として報告する。

金利引き下げの必要性及びその内容については既に先月号にて委員長の方から報告がされているので改めて報告の必要性はないものとする。そこで、私の報告は主に議員への請願活動についての報告とする。

平成18年4月12日（水）、熊本1区選出の衆議院議員木原稔代議員、金融庁及び内閣府大臣政務官を訪問し、金利引き下げの申し入れをしてきた。

きっかけは、熊本のとある居酒屋において熊本のクレサラ日掛け被害をなくす会のメンバー数人と食事をしていた時のこと。我々のとなりでも何かの宴会が行われていた。よくみるとその中心人物のスーツの襟に国会議員のバッジらしいものを発見、その方が木原稔衆議院議員であった。

ここぞとばかりに木原議員に高金利問題を話し始めたところしっかりと聞いてくれ、我々は後日、木原議員の事務所を訪問することとした。

まず、木原議員の高校の後輩にあたる熊本県弁護士会の弁護士が一人で熊本事務所を訪問し、後日その弁護士と私及びそれぞれの事務所職員をつれ正式に東京へ訪問しようということになった。

弁護士がアポを取ってくれ、4月12日（水）の午前11時に第二衆議院会館に赴くことにした。

せっかく東京に行くのであれば、他の時間にも積極的な活動をしようと意気投合した我々は熊本クレサラ日掛け被害をなくす会の相談員であり被連協副会長でもある吉田洋一さんの事務所に訪れ相談した。吉田さんは金融庁懇談会に正式に呼ばれて発言された経験を持たれる方でその関係で、金融庁懇談会にて金利引下げ派として頑張っている後藤田正純衆議院議員（内閣府大臣政務官 経済財政政策担当 金融担当）とも会う機会を作ってくれた。

念のため、前日の夕方に横浜弁護士会所属の荏原洋子弁護士と最高裁横の喫茶店で様々な打ち合わせをし、資料もいただき当日へ望んだ。このときの荏原弁護士のアドバイスが非常に効果があったことは言うまでもない。

木原議員とは当日秘書の方を通じて待ち合わせをする予定であった。我々は第二衆議院会館へ足を運び木原議員の部屋へ入った。この時まさに木原議員は委員会の真っ最中であった。木原議員は金融財務委員会のメンバーなのである。

木原議員は地元熊本から来た我々を歓迎してくれた。木原議員に呼ばれ、議員会館から地下通路を通して国会の敷地内へと案内され、委員会が行われている部屋の向いの控え室に我々は入った。議員の配慮で私、弁護士、それぞれの事務員二名とも会うことができるようになった。

そのうち木原議員は委員会中にもかかわらず我々の待つ部屋へ来てくれた。今まさに谷垣財務大臣をはじめとした方々が委員会を開催している途中にである。

我々は木原議員に金利の問題、引き下げの必要性、市民一人一人の生活の苦しみ等を話した。木原代議士はその一つ一つを真剣に聞いてくれ、関心を示してくれた。

忙しい最中我々と30分以上話す時間をとってくれ、真剣に聞いてくれた木原議員には敬意を表したい。最後まで我々を見送ってくれた後木原議員は委員会室へと戻っていった。

午後1時私、弁護士、途中で合流した吉田さんの三人で金融庁へ向かった。(ちなみに事務員さん達は表参道ヒルズに行ったようだ。)

部屋に入るとすぐ金融庁の方二人が我々を迎えてくれた。二人とも非常に礼儀正しく挨拶をしてくれ話しやすい雰囲気を作ってくれた。

当初目的は日掛けに関する熊本の現状のみを話して欲しいとのことだった。

日掛けに関する様々な現状を被害や悪質な経営方針等の話を通じて、出資法附則の存在意義がないことや、出資法の潜脱目的で保証料が利用されていること等を話した。

議論が進むにつれて、結局高金利の話になり、29.2%と18%の結果の大きな差を荻原弁護士が作成された表を元に話したところ、二人とも大変興味深そうに聞いていた。出資法上限金利は下げても、折衷案で利息制限法を引き上げることは、ひいては業者のみが有利になる結果しか生み出さないこと等も説明できたことはよかったと思う。

概ね1時間ほど時間を作って頂き非常に有意義な申し入れになった。

午後2時30分頃後藤田政務官の部屋に通された。

後藤田政務官は非常に滑舌の良い方で、且つ、はっきりとものを申される方であった。

いろんな話が出たので以下簡単に話の内容を列挙する。

- ・日弁連も日司連も金融庁に申し入れをしたり地方から請願をとって金融庁に送ったりしているようだけでも方法論が少し間違っている。金融庁に山のように請願書が送られているようだがそれだけでは簡単に金利の引き下げには繋がらない。
- ・今回の改正も前回の改正も貸金業規制法もすべて議員立法である。なぜ地元国会議員を一人一人説得しないのか。
- ・結局動いていないのと変わらない。
- ・本気で引き下げを考えているのなら今からでもすぐ各地元議員に意地でも会ってきて説得すべきだ
- ・熊本で日掛けが問題になっているようだが、地元の政治家に聞いてみたところ全く知らない模様。何をやってるんだ？
- ・(後藤田政務官は)一人でも金利引き下げに努力をするが、あなた方(弁護士・司法書士・被害者の会)が真剣に取り組むのならまず地元政治家を口説き落とすことだ。
- ・自分に金利引き下げの説明や申し入れは必要ない(=その必要性はわかっている)

との事であった。当然のことながら関係法令には大変精通されていた。

非常に厳しいように聞こえるが、実際には理解のある方で、我々にはっぱをかけているような口ぶりであったと思う。「200万人いる多重債務者を救えるのなら俺はやる！」という政務官の言葉に多重債務の現場を知るものとして感動を覚えた。

後藤田政務官は「今度熊本の先生（議員）と会うからその時、請願に来たかどうかきいとくからね。」と私に投げかけてきた。私は「我々（全青司）はやりますよ！」との言葉を残し金融庁を後にした。その二日後にアイフルに対して全店舗営業停止の処分を与えたことは単なる偶然であろうがとても驚いた。

さて、後藤田政務官とのやりとりに対してこれを実行すべく地元の熊本選出の議員に対して金利引き下げの請願を始めた。

自民党の園田博之衆議院議員、木村仁参議院議員、野田毅衆議院議員、金子恭之衆議院議員、民主党の松野頼久衆議院議員。

以上の議員に対して、私と熊本県青年司法書士会の消費者委員会メンバーを中心に請願をした。

金利に関する複数の法律の存在（無効金利ゾーン）、日掛特例、18%と29.2%の差の大きさ、金利と自殺者数との関係、現在の金融庁の情勢、反対派国会議員の話、昭和58年当時の立法担当者、当時の43条制定の背景（5年間の暫定的法的措置の約束）、今後の金利のあるべき姿などが請願時に説明する内容であるが、予想通りそのほとんどに対して精通していない部分が多かったというのが印象である。仮に、国会のほとんどの議員がこのような状態で金利議論が展開されることを想像したとき体中に寒気がし、恐怖すら感じた。そして、この国会議員請願の重要性を再確認することとなった。

ただ、議員のほとんどが、説明後には金利の問題を認識し、これを下げる必要性を感じてくれたこともまた実感できた。

議員の中には「規制緩和は事業者ではなく、利用者・消費者の立場で進めなければならない」「マスコミにも話をしなければいけない」「質屋がもうちょっと頑張らなければいかん」「新聞等の一流紙やコマーシャルが堂々とサラ金の宣伝をしている。規制が必要である」「（仮に）政治家がサラ金の宣伝をしたら即責任問題になるだろう」「無効な利息を取るのはけしからん」「サラ金が正々堂々と宣伝するのはけしからん」など前向きな発言をしてくれる方もいた。私は最後に「利息制限法といっても15%じゃなければだめですよ！」と押し込んでおくことを決まり事として話を終わるようにしている。

これから金利引き下げの議論は国会にその場を移すこととなる。議員のそれぞれの立場があり、それぞれの考え方があるのは事実だ。しかし被害というものを法律的な側面ではなく実務的な経験の部分から伝え、現場を見てきた我々から生の声を伝え、その悲惨さを伝えることにより議員の方々は理解してくれるものだと信じている。

目の前にいる、毎日相談に来られる方々の涙を救いたいと思うのであれば、多重債務問題を解決しなければならないと本当の法律家として思うのであれば、是非一人でも多くの会員が地元の国会議員に直接会い、多重債務問題の被害実情を語り、これを引下げるべく検討し

ていただくという活動も地方議会請願とあわせて続けていただきたい。

我々は市民一人一人の一つ一つの小さい声を受け止め、これを集めて大きな声として届けることができる法律家なのだから。

次は栗野友康消費者問題対策委員（常任幹事）の更に熱い文章の掲載となる。乞うご期待！

高金利引き下げ拡大委員会レポート

月報委員 竹野鉄司

平成18年4月16日(日)、大阪AAホールにおいて、高金利引き下げ拡大委員会が開催された。

高金利引き下げ拡大委員会は、全青司消費者問題対策委員会が、地方議会への請願活動に関する情報交換や、請願活動に関する意識の共有をはかるために開催したものである。

会場には、全国の単位会の代表者を始め、数多くの全青司会員、オブザーバーの方々が集まった。

冒頭、谷崎消費者委員長より「現在、高金利引き下げに向けた地方議会への請願活動も正念場に近づいており、ぜひ皆さまのご協力を引き続きお願いしたい」と挨拶があった。

引き続き、現在の請願活動状況を請願マップを使いながら説明した。請願マップは、都道府県単位、市町村単位の現在の請願状況が反映されており、状況が一目で分かる、とても有用なものであった。

次に、今年1月に仙台市で開催された高金利引き下げ東北大集会の様子が流された。

谷崎委員長は、「全国各地で集会等を開いた場合、請願マップデータを持参して、どこにでも伺うので、お声掛けして欲しい」と述べた。

その後、宮城県会の畠山司法書士より「宮城は、請願活動への取り組みが後発的であったにもかかわらず、一定の成果を上げることができた。今から動いても十分に間に合うので、是非頑張っていたきたい」と報告があった。

畠山司法書士の話の中で印象に残ったのは「議員さんはわりと聞く耳をもっている。話を聞いてもらえる機会があれば、我々に分のある話なので、意見書採択は容易だと言っても良い」との言葉だった。

続いて、各県の取り組みの報告がなされた。成功例も失敗例もあったが、失敗したところも、次なる戦略を考えて動いている旨の報告がなされるなど、前向きな姿勢に意識をひきつけられた。

会議中、全青司稲本副会長より請願についての説明があり、金利の問題は、人の生き死にの問題であること、29.2%と18%の違いの大きさについて等を力説した。請願のときにも、そのあたりの説明をしてもらいたいこと、説明をするために必要な資料は提供するので、ぜひ活用してもらいたい旨を強調した。

小澤前全青司会長は、他団体の動きや、全青司の活動を総括的に説明をしながら、全青司としては、請願に重点を置くべきであることを確認した。

会場からもいくつか質問が出たが、請願への取り組みはどのようなことから始めることが有益なのか、どのような資料を持参すべきであるかなど、取り組みを前提とした前向きな質問ばかりであった。

最後に全青司大部会長が、出席者に対して、感謝の意を述べるとともに可能な限りの協力をお願いしたいと挨拶すると会場には盛大な拍手が沸き起った。

谷崎委員長を始め、この拡大委員会で発言された会員の金利引下げへの熱い思いがストレートに伝わり、心を動かす何かがそこにはあった、と感じた。

今後、請願マップが大きく塗り替えられていくことを容易に予想できる拡大委員会であった。

多重債務シンポジウム

～利息制限法による救済をサラ金・クレジット・商工ローンのすべての利用者に！！～

6月15日（木）東京千代田区のイイノホールにて、日弁連主催の上記シンポジウムが開催された。当日はあいにくの雨となったが、それでも会場には多くの司法書士、弁護士、各種団体関係者が集まり、当初予定していた500人規模を大きく上回る640人が参加し、用意していたパンフレットが足りなくなり、急遽印刷を行うというほどの大盛況を見せた。金利引下げに向け、いかに運動が盛り上がっているかを垣間見ることができるものであった。

日弁連会長であり、上限金利引き下げ実現本部本部長の平山正剛氏の挨拶から始まり、続いて、被害者および加害者の実態報告が行われた。

- ・多額の借金ゆえにホームレスへと追われたが、利息制限法による引きなおしの結果多額の過払いとなっていた方。
- ・利息制限法によれば債務は全て返済していながら高金利に追い詰められ自殺をされてしまった方の遺族の報告。
- ・貸金業の従業員に課される苛酷なノルマと業務体質。その従業員の方は、自殺者まで出してしまったことに対し、貸金業という仕事に悩み、仕事を辞めたということであった。
- ・ヤミ金による被害報告

いずれも被害者、加害者本人の生の声による報告だった。どの報告も被害実態の凄まじさを伝えており、その無念さ、辛さを感じ取らずにはいられないほどであった。いかに高金利が社会に利をもたらさない事なのか、という証明に他ならないものであったかと思う。

続いて来賓挨拶となり、順に、共産党・仁比聡平議員、公明党・西田実仁議員、自民党・早川忠孝議員、民主党・前川清成議員、社民党・近藤正道議員。また、自民党・牧原秀樹議員の秘書からそれぞれ挨拶をいただいた。議員の方々は、ほぼ一律に上限金利を出資法上限金利から利息制限法の金利まで引き下げる必要があると明言しており、これから、まさに正念場となる、政治の舞台へ向けた金利引下げへの力強い挨拶であった。

最近の高金利問題の現状報告、最高裁判決を立法運動に生かそうとのことで、近時の判例解説、金融庁・貸金業制度等に関する懇談会の中間整理が行われ、現在までの高金利引下げ運動の報告がされた。しかし、まだまだ予断は許さない状況であるとの報告もあり、以前気が抜けないことも事実である。

経済学の観点から、貸金業界が主張している、高金利正当化論に対し、静岡大学人文学部経済学科教授・鳥畑与一教授が、その高金利正当化論をバツサリと切り捨てた。貸金業界の高金利正当化論の主張にはなんら理が通っていないということを根拠も含め解説いただくことができた。しかし、鳥畑教授の講義(?)のころには、時間がだいぶ押してきてしまっていましたので、全てを教授いただくことができなかつたのが非常に残念であった。

そして、日弁連上限金利引き下げ実現本部本部代長代行である宇都宮健児弁護士による、我々の今後の運動の展開について述べられ、貸金業界からの金利を引き下げることによりヤミ金が増加する、中小の業者が立ち行かなくなるとの主張に対し、

① 利息制限法は弱者保護のための法律である。このことを強く認識すること。

- ② ヤミ金は撲滅の対象であって、金利引下げをそのことによって左右されるものではない。
- ③ 全国の2200万人とも言われる利用者と、18000社の業者とのどちらの立場に立って議論すべき問題であるのか。

と、明確な回答を述べられた。

最後に、時間がかかり押してきている中で、関係団体からの活動報告がなされ、全青司からも消費者委員会の谷崎委員長が登壇し、全国各市町村議会への請願状況を報告した。谷崎委員長のスピーチ時間は1分か2分ほどしかなかったが、その時間では足りないとばかりに、まだ報告をしたいという委員長の残念そうな顔が大変印象的だった。しかし、その残念そうな表情を通して、会場に参加した全ての人に対し谷崎委員長の熱い想いが伝わったのではないかと思われる。

これからが正に、高金利被害者の救済のために、金利引下げに向けた最大の山場であるという認識を改めて、また、更に強く持つことのできたシンポジウムであったといえるだろう。

第19回クレジット・サラ金被害者九州ブロック交流集会 IN 熊本

報告 熊本県青年司法書士会 毛利健太郎

平成18年6月3日(土)・4日(日)、ロマネスクリゾート菊南において、上記集会在開催されました。

今回のテーマは「しっかり学び、元気に生きよう～どぎゃんする？借金～」とし、クレジット・サラ金の高金利や悪質な取り立て等の被害者が被害体験等を報告し合い、交流することによって、被害者みんなで力を合わせて多重債務問題に取り組むこと、この問題の解決に携わっている人すべてが学習し、議論すること、そして市民に向けて多重債務問題の認識を広めていくことを目的として開催されました。

当日は、被害者、被害者の会関係者、司法書士、弁護士、一般市民を含め200名を超す方々が参加されました。また来賓には、国会議員の先生方にもお越しいただき、高金利引き下げについて大変前向きな発言をいただきました。

初日は、「クレジット・サラ金・商工ローンの高金利引き下げを！」～金利引き下げ問題をめぐる情勢について～、を題目に宇都宮健児弁護士に基調講演を、また「ジャーナリストからみた規制緩和」を題目にジャーナリストの北健一さんから特別講演をして頂きました。

両講演ともに、様々な角度から現在の高金利がいかに国民の生活を苦しめているのかを分かりやすく説明して頂き、大変有意義な講演でした。

次に、今集会の目玉である「高金利の闇を暴く」を題目にした地元熊本の高校生、司法書士、弁護士、被害者の会相談員による寸劇が催されました。

テーマは、「高利貸し社会の実態とクレサラ被害からの脱却！」で、法律に全くの素人の方々でも、現在の高利貸し社会の実態とそこからの解決方法がより深く理解出来たのではないかと思います。地元高校生のフレッシュな演技と司法書士、弁護士らの怪演には目を見張るものがありました。

その後、宇都宮弁護士、報道記者、被害者の会の相談員を交え「多重債務被害の現場から」をテーマにパネルディスカッションが行われました。

それぞれの立場から、被害の実態、経済的再生に向けての心のケアの重要性など様々な視点から意見の交換がなされました。

途中では、実際の被害者から日掛け金融の凄まじい取引実態の話が報告され、九州で蔓延している日掛け金融たるものがいかに不合理であり脱法行為であるかあらためて実感させられました。

二日目は、6つの分科会に分かれ学習しました。九州地区で猛威を振るっている日掛け金融・保証料問題の分科会や違法年金担保問題など熊

本で熱い問題も盛り込まれていました。

午後からは、市内の繁華街に場所を移し、高金利引き下げデモが開かれました。まずは、商工ローンの現シティトラスト（旧シティズ）本社前の公園にて、約100本ののぼり（槍）を準備し、戦闘態勢を整えました。

当日デモには、九州各地の司法書士、被害者の会、弁護士、各事務所の事務職員等総勢100名程度が集まりました。

約一人一本の槍を携え、まずは大部会長がシティトラスト本社前にて戦い開始の雄叫び（シュプレヒコール）を挙げ、デモは熊本市内の中心繁華街「新市街、下通、上通り」の各通りを縦断し、高金利引き下げを訴えました。

人数は100名程度でしたが、100名が各自ののぼりを突き上げ行進する様子は圧巻でした。

ゴールは、熊本でも有数の年金担保業者である香川パーソナルの本部前にて最後の叫びを挙げ締めくくりました。

日曜日の午後でもあり、通りは道行く人で大賑わいでしたが、その中を通行のご迷惑をおかけしましたが、私たちの熱い想いの叫びを充分伝えることができたのではないのでしょうか。

当日、お忙しい中全国各地より集まって頂きました全青司会員の皆様には、この場をお借りして深くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

高金利引き下げ京都大集会報告

司法書士 小野 慶（京都）

2006年7月29日、京都商工会議所にて、高金利引き下げ京都大集会が開催されました。

「京都からアジアの債務奴隷問題を告発する」をメインテーマに、韓国民主労働党のイー・ソングン氏、被害者の会代表のキム・スナム氏を迎えました。出資法の上限金利を利息制限法まで下げること、これに例外を認めないと法改正を求めることを宣言しました。

集会後はデモ行進をしました。東本願寺前まで烏丸通りを南下、途中の烏丸五条・アイフル本社前で盛大にシュプレヒコールをしました。

1、アコムが宇治に！でスイッチがはいる

2005年12月、私はアコム主催のコンサートが宇治に来るのを知りました。アコムがコンサートをするのはいい。問題は宇治市や京都府、教育委員会、社会福祉協議会が後援していることです。なめられたものです。売られたけんかは買わねばならない。誰とのけんか？高利貸しと高利貸しを許す社会です。これでスイッチが入りました。

2、運動はビジュアルに、派手に

2006年1月、故岡田直人氏が高金利引き下げきんきキャラバンをしようと提唱しました。第1回会議で、私は「署名は京都で2万、府と全市町村請願を実行する」と宣言しました。同日の法律扶助協会のイベントで署名を集めてくるとし、「翌週はアコムがやってくる。その日に同じ宇治で街頭署名をする、他府県の協力もお願いしたい。」と頼みました。

1月28日、宇治市の近鉄大久保駅前にて、兵庫から7名もの参加を得て、署名177筆集められました。やればできる。そう確信しました。来月またやるからと約束し、兵庫からのぼりを数枚もらいました。

それから毎月最低1回は、京都青年司法書士会、平安の会で、街頭署名活動をしました。私は「運動はビジュアルに、派手にやるべきだ」との岡田氏の言葉を常に念頭に置いていました。

3、天の時、地の利、人の和

集会とデモをやらねば！1月は仙台で集会とデモがありました。3月は東京、神戸でするといいます。ならば、7月の京都でどうだろう。冬の東北に、夏の京都、いいじゃないか。

岡田氏は「集会なんて簡単、簡単」と言っていました。しかし、高利貸しの総本山・京都でやる以上、通り一遍のものでは参加者も満足しないでしょう。それに、夏には政府与党も金利問題に一定の方向性をだすでしょう。「金利を下げろ」だけではインパクトが少ない。テーマを「アジアの債務奴隷問題」に決めました。

たたくべきは金利自由化論です。金利の自由化は、高利貸しが庶民を収奪する「自由」を許すことです。弱い者いじめをする「自由」を高利貸しに与えることです。私はこれを告発しようと考えました。

「アジアの債務奴隷問題」は、木村達也弁護士の事務局長日記から引きました。海外に

目を向けることで、外圧効果、運動の連帯、運動を客観視するという効果が期待されます。池田和彦氏に韓国民主労働党関係を頼みました。この地の利、人の和を生かさない手はありません。

3月、きんきキャラバンの企画が本格化してきました。きんきのメンバーは「キャラバンを成功させるぞ」という強い意気込みを持っていました。きんき連絡会で、私は「キャラバンの日程は、京都は7月9日から23日の2週間にしてほしい」と主張しました。集会の2週間前が祇園祭です。

7月22日が天の時ではないか？しかし京都には被害者の会もある。青年会もある。それぞれに立派に活動しておられる先生方がいます。しかも22日は全青司の行事があるとのこと。調整の結果29日で決定しました。

4月、韓国へ招請状を送付しました。きんきキャラバンについての会議は京都司法書士会館で持ちました。石川県から皆川先生、福井県から永田先生も参加。京都労福協もこの集会に協力してくれることになりました。集会当日、連合、総評の車が仲良くデモ隊の後ろを守っていたのは、京都労福協のおかげです。

5月は何をしていたのか。請願、陳情です。私は南山城14市町村を担当し、宇治市から始まって順繰りに、アポ取り営業のごとく、今日は何町、明日は何市と廻って、市町村議員に、高金利引き下げの訴えをしました。6月末までに11の市町村で意見書が採択されました。イー氏が特に関心を示したのが請願マップです。全青司パチパチ。

4、高利貸しの支配を終わらせよう

6月は子供が生まれたので、1週間ほど休み。活動も少し鈍りました。考えてみれば、今の子供は社会全体から虐待されているようなものです。かわいそうです。弱肉強食の論理がまかり通っています。「規制緩和だ」「自由競争だ」という猛々しい声が弱者を苦しめています。これを書いている今も、市営プールで子供が犠牲になったというニュースがありました。尼崎の脱線事故しかり、姉齒事件も、ライブドア、村上ファンド問題も、根っこにあるものは同じ、金儲け至上主義だと思います。

金儲けのためには手段を選ばないというのは、高利貸しの論理です。今こそ、高利貸しの支配を終わらせ、金儲け至上主義をやめることが求められていると思います。集会ではここを強く訴えようと思いました。

私は、高金利引き下げ運動は、勝つと思います。高利貸しとそれを許す陣営が、あまりにも悪さをしてきたので、庶民が一矢を報いるのです。高金利引き下げ運動の勝利をきっかけに歴史が動くような気がします。

5、戦いは続く

7月、京都にキャラバンカーが来ました。祇園祭期間の14～16日は、アイフル本社のある烏丸五条で、のべ18時間にわたって街頭活動をしました。京都市内の民商が2時間クルーで割り振って参加し、甲斐道太郎先生はじめクレサラ界のスターが街頭演説をしました。ビジュアルに、派手に運動をやったおかげで、通報がはいり、警察官が道路使用許可証の提示を求めにやってきました。

集会当日、毎日放送は夜のニュースで集会とデモの様子を流しました。京都新聞は事前

の記事を出しました。ロサンゼルスタイムズは宇都宮弁護士に問い合わせをしたそうです。NHKやその他の商業マスコミの動きはよく分かりません。マスコミ各社にも温度差が相当あるなと思いました。

きんきキャラバンは、滋賀県を巡り全国へと発展しました。8月6日には、草津市でデモ、アイフルのアシストセンター前で、またシュプレヒコールをしました。運動の広がりを感じます。

ただ残念なことに、この草津デモを民間の警備会社の者が妨害したそうです。弱者救済の運動を社会的弱者が妨害する。いやな感じがしたものです。

このように、高金利引き下げ運動は追い風が吹いているとはいえ油断は禁物です。まだ戦いは続きます。これからも運動をつづけ、日本から、地球上から、高金利の被害をなくしていこうではありませんか。

高金利引き下げ緊急アピール

私たち青年司法書士は、高金利によってもたらされる多重債務被害を根本的に解決するために、高金利引き下げ運動に積極的に取り組んできた。

現在、貸金業制度、出資法の上限金利の見直し議論の中で、少額・短期・事業者用融資の特例を認める案、出資法の上限金利を7から9年程度の期間をかけて段階的に下げる案、利息制限法の制限区分変更による実質上利上げ案などが検討されている。

金利問題は、まさに切迫した状況にある。

全国から京都に集結した私たち青年司法書士700余名は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、単に貸金業者の繁栄・経済的利益の確保のみを目的とし、かたや市民には従来と同様の苦しみを与え続けることとなる金利に関する特例措置等に絶対に反対し、例外なき金利引き下げを実現するため、以下の4点を確認した。

記

1. 出資法と貸金業規制法の上限利率の検討にあたっては、少額・短期・事業者用融資等、あらゆる特例措置の導入に絶対に反対すること。
2. 法改正後の利率適用にあたっては、数年間での段階的な引下げ等、法の抜け道となるような経過措置を設けることに絶対に反対すること。
3. 上記2つを設けることによって、新たなグレーゾーンを作り出すことに絶対に反対すること。
4. 利息制限法の制限金利は引き下げるべきであり、実質的な利上げに繋がる区分の変更には絶対に反対すること。

以上、最後まで高金利引き下げ運動を闘い抜くことをここに宣言する。

2006年9月3日

第35回 全国青年司法書士協議会京都全国研修会参加者一同

「届け！市民の声！～ 高金利引下げ地方議会請願活動状況の報告 ～」

全国青年司法書士協議会
消費者委員長 谷 崎 哲 也

昨年、日本司法書士会連合会（以下、日司連という。）の総会において金利引き下げについての決議がなされ、全国各地の司法書士会においても同様の決議がなされた。この決議に基づき昨年の 2005 年 9 月から石川県や長野県、宮城県などが先駆けとなって全国青年司法書士協議会（以下、全青司という。）として、全国各地の青年司法書士会に呼びかけ全国各地の県議会、市町村議会（以下、地方議会という。）に対して高金利引き下げについて、主に以下の 3 つの事項を柱に全国的な請願活動を行ってきた。

- ① 出資法第 5 条の上限金利を、利息制限法第 1 条の制限金利まで引き下げること
- ② 貸金業規制法 4 3 条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること
- ③ 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること

（この地方議会請願活動の当初は利息制限法の制限利率までの金利引下げさえ危うい状態であったため、最低限この 3 本柱は死守するという考えのもと始めた活動である。しかしながら、先進的にこの活動を推進してきた石川県や岡山県などにおいては、利息制限法の引き下げをも含めた意見書採択がなされており、宮崎県では保証料問題をも言及し、岐阜県では質屋の特例金利廃止をも盛り込んだ意見書の採択をしている。このような請願活動は今後の金利問題において更に検討が必要だと考えている。）

そして、この成果は 2006 年 10 月 11 日現在で、全国 47 都道府県中 42 都道府県、1820 市町村中 1100 市町村という、今までに例を見ない採択数となった。

この集計結果は、全青司の会員のみならず、この趣旨に賛同し地元で率先して請願活動をしていただいた方々、そしてたくさんの情報を寄せてくださった方々、その他、クレサラ対協、被連協、中央労福協等の労働団体、消費者団体など、各地の関連団体の皆さんのご協力があった集約できたものである。地元で地道に活動していただいた皆さんには感謝と敬意を表しお礼を申し上げるとともに今後も引き続きご協力をお願いしたい。

全青司としては、今後も引き続き、全国津々浦々に“あまねく存在する”と公言している法律家として、高金利に苦しむ市民の現状、市民の声を国会に伝え、多重債務被害のない社会を目指して、全国 47 都道府県、1820 市町村、全地方議会での意見書採択に向けて、今激動の時を生きる法律家司法書士の職責として、また多重債務問題に関わる法律職能として、積極的にこの活動に取り組み、一切の例外のない金利引下げ、利息制限法の金利区分変更の法改正を勝ち取りたいと考えている。

多重債務問題に関わっていただいている会員の方々には、この地方議会請願活動の趣旨をご理解いただき、今後も更に積極的にこの問題に関わっていただきたいと願う次第である。

◇司法制度改革の時代を司法書士として生きる

全国青年司法書士協議会 会長 小澤吉徳

～全青司活動現場からのレポート～

2006年度クレサラ対協新年総会と高金利引き下げ連絡会新年総会

新年あけましておめでとうございます。本年は、いろいろな意味において、昨年以上に正念場と考えています。本年も変わらぬご支援をよろしくお願いします。

平成18年1月7日(土)は、毎年恒例のクレサラ対協新年総会に参加してまいりました。この総会には、毎年多くの司法書士も参加しており、ここでの皆さまとの新年の挨拶が、いよいよ本格的に始まる1年の活動について身を引き締めてくれます。今年も頑張ろうと。

(1)「高金利引き下げ全国連絡会」新年総会

午前11時から、宇都宮健児弁護士を代表幹事とする標記連絡会議の新年総会です。冒頭の宇都宮弁護士の挨拶にもありましたが、今年1年が正念場であり決戦の年であることは間違いなく、また、依然として政治情勢は厳しい状態にあることも事実であります。

平成18年3月4日(土)午後1時から、東京(灘尾ホール)において、高金利引き下げ全国連絡会(連絡先・東京市民法律事務所 03-3571-6051)主催の「高金利引き下げ大集会」を開催する予定です。

基調講演は、「金利規制の緩和は日本にどのような社会をもたらすか」というテーマで経済ジャーナリストの佐高信氏にお願いをしております。

是非、多数のご参加を！

一方、今後の運動としましては、以下の3つが中心になってくるものと思われまます。

①署名活動(目標は100万人です。)

総会では、上記の集会を目標に集め、全国からの参加者に持参していただき、壇上に積み上げるなどのアイデアも出されています。

②地方議会への請願活動

静岡県司法書士会においても、増田真也全青司事務局長兼本会常任理事が主導し、行動中ではありますが、各地でも動きが活発になってきています。

③国会議員に対する要請活動

なお、平成18年1月28日(土)は、全青司(消費者問題対策委員会)と仙台青葉の会、高金利引下げを求める宮城連絡会との共催で、「東北金利引き下げ大集会」を開催する予定です。

こちらにも多数の参加をお願いいたします。

(2)「クレサラ対協」新年総会

午後1時から、いよいよ「クレサラ対協」新年総会であります。代表幹事の甲斐道太郎先生(大阪市大名誉教授)の挨拶に始まり、木村達也事務局長による基調報告、その後は、各団体の活動報告であります。(余談ですが、今回またしても木村達也事務局長の突然の(開会直前1分前の)指名により、司会を仰せつかることになりました。ありがたいことでもあります。)

木村事務局長からは、「利息制限法により救済されている多重債務者は、全体から見れば圧倒的少数であり、だからこそ、高金利引き下げ運動は、数ある重要な運動の中でも最優先すべき課題である。」とのコメントがなされています。

以下、各報告について、簡単に整理してみます。

①第25回クレサラ・商エローン・ヤミ金被害者交流集会の報告と

総括(石川弁護士)

900人を超える参加者を数えた集会でありましたが、その内容につきましては、現地実行委員会による「クレサラ白書」が非常に参考になり資料価値も極めて高いものであります。是非、ご一読ください。

②全国クレサラ・商工ローン調停対策会議(水谷司法書士)

伊予三島国賠訴訟の判決が3月ころに予定されているとのことです。これについても注視していかなければなりません。詳細につきましては、全国クレサラ・商工ローン調停対策会議から出されている出版物等をご参照ください。

③第26回被害者交流集会イン鹿児島島の準備について(森弁護士)

平成18年11月18日(土)、19日(日)、鹿児島市において、2000人収容可能な会議場で行われる予定です。皆さま、是非、ご参加ください。

④日栄・商工ファンド被害対策全国弁護団(新里弁護士)

いよいよ、シティズに対する最高裁判決が、1月13日と19日に出るということでもあります。争点は、「任意性」であり、その意味においては、43条に関する究極の判決になるものと思われまます。これを受け、1月20日、21日に、アイフル・シティズ110番を実施する予定であります。

⑤日掛け金融対策全国弁護団(河野弁護士)

高金利特例の廃止と保証料の問題が課題であります。詳細につきましては、著書「新版！日掛け金融撃退法」(早稲田大学坂野教授のレポートに対する反論も含む)をお読みください。

⑥武富士対策全国会議(新里弁護士・今弁護士)

今弁護士に対する懲戒申立刑事告訴に関する損害賠償請求訴訟(請求額1100万)につき、武富士が1000万円を支払う等で訴訟外で合意がなされたということでもあります。これにより、武富士による今弁護士に対する業務妨害については一応の決着をみたとのことです。

⑦サラ金広告研究会(新里弁護士)

教育関係者、消費者団体等を含めた大きな組織体を再構築すること
のことであります。興味のある方は是非とも積極的にご参加ください。

産経新聞に掲載されたプロミス的一面広告をご覧になりましたで
しょうか。「約束」をテーマとしたエッセイの募集であり、賞金は100
万円となっています。審査員には映画監督の森田芳光氏らもあがっ
ています。

⑧公正証書問題対策会議(小寺司法書士)

一昨年の公証人の執務に関する情報公開の結果、その執務の実態
の一部が明らかになったとのことであります。本年は、被害例の収集、
HPの作成、第2回情報公開請求の実施が予定されています。

⑨全国ヤミ金融対策会議(木村裕二弁護士)

三菱会の事件を契機として、犯罪収益剥奪・犯罪被害財産分配制度
の立法化が現実化した一方、携帯電話会社については不正利用防止
法が施行されているにも関わらず自主的な取り組みの意思が感じられ
ないという現状が報告されています。

⑩年金担保被害対策全国ネットワーク(関井司法書士)

貸金業法改正による罰則規定の制定と広告規制がなされたわけ
ですが、年金証書や通帳の預かり行為が明確に規制された一方、
自動振替や自動送金などを利用した年金取得行為については、
条文上射程内かどうか不明瞭であることから、通帳等を本人に返還
し、自動振替などに変更する業者が散見されているようです。これに対
する対応が緊急の課題とのことであります。

⑪高金利引き下げ全国連絡会(宇都宮弁護士)

(1)で記載しましたとおりです。

⑫行政の多重債務者対策を充実させる全国会議(小阪司法書士)

相談会やシンポジウムなどにおいても、特にホームレス問題に積極的
に取り組まれています。

⑬アイフル対策全国会議(辰巳弁護士)

不動産担保ローンに関する問題、行政処分に対する取り組み、全国一斉過払い金請求訴訟の実施など、実に多くの活動をされています。

⑭クレジット過剰与信対策全国会議(拝師弁護士)

リフォーム問題の社会問題化にも関わらず、経産省の動きは鈍く、信販業界の自主規制にまかせるという姿勢のようです。

⑮被連協活動報告

スキーワールドカップモーグル競技大会について武富士のスポンサー契約中止申入れや第2回全国一斉過払い金返還請求訴訟提訴(請求金額28億9916万円)などの報告がなされました。

本年は、いよいよ静岡でも被害者の会を設立する動きがみられます。被害者の会の無い単位会の皆様におかれましては、是非、ご検討を！

後半は、クレサラ対協本体の活動報告・決算報告・規約改正・新役員選任・事業計画であります。マスコミ対策や学者との連携の強化など、さまざまな意見が出され、昨年以上に活発な活動が予定されています。

なお、6月17日の土曜日は、昨年同様、熱海において実務研修会を予定しています。この事務局は当事務所で引き受けさせていただくことになっています。昨年同様、中身の濃い研修会になることは間違いありませんので奮ってご参加ください。

また、最後になりましたが、クレサラ対協への加入がまだの方いらっしゃいましたら、是非ご入会ください。組織強化担当部長としてのお願いであります。

-

◇大集会・研修会開催のお知らせ

本集会の開始時間につきまして「Bridge 2005vol 80 2005.12.14」において、一部訂正箇所が判明しましたので、改めて本配信をもって訂正とお詫びに変えさせていただきます。

「金利引下げシンポジウム東北大集会」

～おだずな高金利！ 高い利息はイヤです！～

※「おだず」とは、「ふざける、調子に乗る」の仙台弁で「おだずな」で、「ふざけるな、調子に乗るなよ」という意味になります。

金利引き下げ運動を勝利に導くために是非とも仙台にお集まり下さい。

平成15年7月、ヤミ金融対策法（貸金業規制法及び出資法の一部改正法）制定の際、出資法の上限金利については同法施行後3年を目途に見直すこととされ、その時期は目前に迫っております。

平成15年に24万件を突破した個人自己破産申立件数は、平成16年に減少こそしたものの、一方で、個人債務者再生手続の申立件数は増加し、任意整理も急増している現実があり、多重債務問題は依然として経済苦による自殺や犯罪、夜逃げ、児童虐待、DV等を引き起こす要因となっており、深刻な社会問題であります。

そこで、市民が安全に生活できる消費者信用市場の構築と多重債務問題の抜本的解決のためには、少なくとも出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで早急に引き下げる必要があります。

市民とともに歩む伴走者としての法律家を自負する我々にとって、苦しむ市民の声を行政府・立法府に届けるためにも一丸となって関係各機関への働きか

けと国民的世論の形成を行わなければなりません。

東北圏内の弁護士司法書士に総動員をかけ、高金利問題の中で特に法的安定性のない貸金業規制法第43条(みなし弁済)の違憲性を提言するとともに、同法同条の撤廃及び出資法5条1項・2項の改正(引下げ)並びに附則撤廃(日掛け特例・電話担保特例)を実現するため本集会を開催いたします。

【大集会の進行スケジュールとその内容】

●デモ行進の部～仙台の街を大勢で行進しましょう！

デモ行進の目的として、同日午後からの集会への、一般市民の動員を行い、高金利問題に関する、世論レベルでの問題意識の醸成させていきたいと考えています。そのため、デモをしながらティッシュも配り、地元の被害者支援団体「みやぎ青葉の会」の広告も同時に行います。

～チンドン屋も呼んで楽しいデモ行進になります～

(日 時) 2006年1月28日(土)11:45～12:50

(時間厳守でよろしくお願ひします！)

(場 所) 仙台市市民の広場～一番町買い物公園～青葉通り

・仙台駅からタクシーで5分

・地下鉄勾当台公園駅から徒歩1分

(参加対象者) 東北各地の司法書士・弁護士・一般市民等

興味のある人なら誰でも

(デモ行進順路)

11:45 仙台市市民の広場(集会・掛け声練習後12:00出発)

～ 一番町4丁目商店街(アーケード・一番町買い物公園)

～ 青葉通り(ダイエー付近)で解散12:50予定

※防寒対策はばっちりしてきてください。仙台も結構寒いです。

※プラカードや金利引下げの「のぼり」持ち込み大歓迎です。

※金利引下げTシャツもOK(でも寒い！)

●集会の部～「ヨジ弁」来る！！

(日 時) 2006年1月28日(土)13:30～17:00

(場 所) 仙台弁護士会館4階にて

(内 容) ①基調報告(出資法上限金利見直し問題と国会の動向等)
集会実行委員長 新里宏二弁護士

②宮城県議会請願活動報告・他地域での請願状況等

③市民向け公開講座「弁護士が答える借金トラブルあれこれ」等

◇仙台放送「ヨジテレビ」に出演中のヨジ弁5人がわかりやすく皆さんに語りかけます。

※「ヨジ弁」とは、地元ローカルの情報番組に、曜日違いでレギュラー出演している5人の弁護士の総称であり、番組では、法律クイズのようなコーナーで、軽妙な解説を行っています。ちなみに、昨年末の頃のテーマは「サンタクロースは住居侵入罪にあたるか？」だったそうです。

この度の東北大集会は、一人でも多くの市民の方々と金利の問題について考えていきたいと思い、当日集会では、クイズ形式で、利息制限法、みなし弁済等をレクチャーしていただく予定です。

(入 場 料) 無 料

(参加対象者) 東北各地の司法書士・弁護士・一般市民等

●懇親会の部

(日 時) 2006年1月28日(土)17:30～19:30

(場 所) 仙台ワシントンホテル2階レインボールーム

(懇親会費) 6,000円(予定)

●研修会の部

(日 時) 2006年1月29日(日) 9:30～12:30

(場 所) 仙台弁護士会館4階にて

(内 容) 43条違憲論 ～43条への反論と撤廃を考える
 荏原正道弁護士
 利息制限法 ～過払い訴訟の論点
 荏原洋子弁護士

(参 加 費) 2,000円(当日資料代として)

(参加対象者) 東北各地の司法書士・弁護士を中心に、実務に直結した講義とする

※実行委員会で宿泊の手配はいたしませんので、各自宿泊先を確保してください。

主催:高金利引下げを求める東北集会実行委員会

共催:全国青年司法書士協議会

 高金利引下げを求める宮城連絡会

 みやぎ青葉の会

(正式名称:宮城県クレジット・サラ金問題を解決する会)

※集会に関するお問い合わせは、下記にお願いします。

「高金利引下げを求める東北集会実行委員会」

 事務局長 司法書士 畠山 幸夫

◇司法制度改革の時代を司法書士として生きる

全国青年司法書士協議会 会長 小澤吉徳

～全青司活動現場からのレポート～

全青司「消費者金融業者の広告掲載を中止するよう要請」など

- (1)平成18年1月13日、最高裁判決(対シティズ)が画期的な判断を下したことを受け、全青司では、下記のとおり、消費者金融業者の広告掲載を中止する要請をさせていただきます。

「サラ金業者の広告掲載中止要請書」

《要請の趣旨》

貴社紙面上の利息制限法超過利息を実質年率としているいっさいの消費者金融業者の広告掲載を中止するよう要請する。

《要請の理由》

当協議会は、全国の約2500人の若手司法書士からなる任意団体である。

この度、貸金業者に利息制限法超過利息の取得を認める貸金業の規制等に関する法律第43条第1項の要件のうち、債務者が任意に支払ったこと、という要件につき平成18年1月13日最高裁判決が画期的な判断を下したことを受け、当協議会は要請の趣旨記載のとおり、要請をする。

1 平成18年1月13日最高裁判決について

平成18年1月13日第二小法廷判決(平成16年(受)第1518号貸金請求事件)は、債務者が事実上にせよ強制を受けて利息の制限額を超え る額の金銭の支払いをした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思 によって支払ったものということとはできないということ

前提に、期限の利益喪失特約(元本、利息の支払いを遅滞した場合には、元利金を一括で支払う旨の特約)の下で行われた弁済には、特段の事情がない限り任意性がないと判断した。

2 消費者金融業者の営業の違法性

上記期限の利益喪失特約は、消費者金融業者の契約書には一般的に記載されているものであり、今回の平成18年1月13日最高裁判決と平成17年12月15日最高裁判決により、消費者金融業者が利息制限法超過利息を領収することは事実上不可能となった。よって利息制限法超過利率を前提とした契約自体、違法性があることが明確である。

3 消費者金融業者の新聞広告と世間への影響

新聞紙面上において消費者金融業者の広告を見ない日はないと言っても過言ではないほど連日消費者金融業者の広告が各紙に掲載され、特に月曜日、金曜日の紙面上には異常と思われるほどの広告が氾濫している。これらの広告の一般市民への影響力が大きいことはテレビCM同様今さら言うまでもない。

消費者金融業者は強行法規たる利息制限法に違反する高金利貸付を行なっている。しかし、消費者金融業者の広告においては約定利息が利息制限法に違反していることは一切表示されず、違法・無効な約定利息があたかも適法・有効であるかのように平然と示されており、これらの広告により、市民の大多数が利率について謝った認識を強要されているといっても過言ではない。

4 利息制限法超過利息を実質年率としているいっさいの消費者金融業者の広告掲載中止を求める

新聞各社が真の報道機関であり、国民の知る権利に応えるという社会的使命を負うものであるならば、違法な営業を行う消費者金融業者から広告収入を得、これらの企業があたかも優良な企業であるかのようなイメージを植え付ける広告を掲載することなど許されないはずである。よって当協議会は新聞各社に対し、利息制限法超過利息を実質年率としているいっさいの消費者金融業者の広告掲載を即刻中止するよう要請するものである。

「消費者金融のCM放送中止要請書」

《要請の趣旨》

貴社放送の利息制限法超過利息を実質年率としているいっさいの消費者金融業者のCM放送を即刻中止するよう要請する。

《要請の理由》

当協議会は、全国の約2500人の若手司法書士からなる任意団体である。この度、貸金業者に利息制限法超過利息の取得を認める貸金業の規制等に関する法律第43条第1項の要件のうち、債務者が任意に支払ったこと、という要件につき平成18年1月13日最高裁判決が画期的な判断を下したことを受け、当協議会は要請の趣旨記載のとおりので要請をする。

1 平成18年1月13日最高裁判決について

平成18年1月13日第二小法廷判決(平成16年(受)第1518号貸金請求事件)は、債務者が事実上にせよ強制を受けて利息の制限額を超える額の金銭の支払いをした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということとはできないということを前提に、期限の利益喪失特約(元本、利息の支払いを遅滞した場合には、元利金を一括で支払う旨の特約)の下で行われた弁済には、特段の事情がない限り任意性がないと判断した。

2 消費者金融業者の営業の違法性

上記期限の利益喪失特約は、消費者金融業者の契約書には一般的に記載されているものであり、今回の平成18年1月13日最高裁判決と平成17年12月15日最高裁判決により、消費者金融業者が利息制限法超過利息を領収することは事実上不可能となった。よって利息制限法超過利率を前提とした契約自体、違法性があることが明確である。

3 消費者金融業者CM放送の世間への影響

2003年10月には、民放連において午後5時から9時までの時間帯及び青少年参加型番組については、消費者金融のテレビCMを自粛する措置がとられたが、これによりCMについて量的配慮がなされたとは到底考えられない。

消費者金融各社のCMの内容については動物や女性人気タレントを起用し、消費者金融がいかにもソフトで親しみやすい会社であるかのようなイメージを一般市民に対し繰り返し植えつけるものであり、今やそのイメージ戦略は消費者金融の目論見どおり成功したといえる。

しかしながら、本書で述べたとおり、もはや消費者金融が利息制限法超過利息を領収することは事実上不可能であるにもかかわらず、貴社のテレビCMは一般国民を欺き借金に対する感覚を鈍化させる消費者金融の戦略の一翼を担っているといっても過言ではない。

4 放送各社における放送倫理の欠如と違法行為の助長

テレビCMの一般市民に対する影響力が大きいことは今さら言うまでもなく、問題は放送倫理という自主規制を持つ放送各社が、このような事実をどのように受け止めているのかである。

今般の最高裁判断により、強行法規たる利息制限法に違反する高金利貸付は違法であることが明らかになったにも関わらず、本判断以降も消費者金融のテレビCMにおいては、約定利息が利息制限法に違反していることは一切示されず、違法・無効な約定利息があたかも適法・有効であるかのように示され続けている。

国民の知る権利に応え、国民生活の向上・発展に寄与することを自らの使命としているのであるならば、何故、消費者金融の違法性が報道番組において、ニュースとして大きく取り上げられないのであろうか。

消費者金融が、放送各社のスポンサー企業であるがゆえにこれらの問題を大きく取り上げることができないとするならば、それはもはや報道機関としての責任を放棄していると言わざるを得ない。

かつて、「腎臓、目ん玉売れ。」の報道で世の中を震撼させた日栄による悲惨な被害は、人々の記憶にも新しいところである。この時、放送各社は、そこに達するまでに全国各地で日栄による数々の被害が起きている事実を把握していたにもかかわらず、その被害実態を黙殺し、真実を国民に知らしめる機を遅らせ、より深刻な被害を拡大させた。このことは、とりもなおさず、一般国民の利益よりも自らの利益を優先させた結果の所作であったと言わざるを得ない。

しかしながら、放送各社は、この事実を反省し、苦い経験を生かすこともなく、現在もなお消費者金融から多額の広告収入を得、消費者金融に

よる多重債務被害実態から目を反らし、今また被害を拡大させる手助けをしようとしている。

放送各社が、報道機関としての社会的責任を果たさない限りは、多重債務被害は日々拡大し続けるのである。

放送法第1条第2号には、「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。」と規定されているが、消費者金融をスポンサーとして迎えているような状況にあって、果たして現在の放送各社が国民に対しこの理念を貫き通していると胸を張って明言できるのであろうか。

さらに放送各社が、市民に害悪をもたらす消費者金融の業務実態に目を瞑り、同社のテレビCMを流し続けることは、日本民間放送連盟基準に規定する「13章広告の責任」「広告は、関係法令などに反するものであってはならない。」「15章広告の表現」「視聴者に錯誤を起させるような表現をしてはならない。」「17章金融・不動産の広告」「金融業の広告で、業者の実態・サービス内容が視聴者の利益に反するものは取り扱わない。」「消費者金融のCMは、安易な借入れを助長する表現であってはならない。特に、青少年への影響を十分考慮しなければならない。」等の基準に反し、消費者金融各社の違法、不適正な業務に加担することに他ならない。

また、今や深刻な社会問題となっている多重債務の構造的被害を助長し、ひいては借金を苦に自ら命を絶たざるをえない者や借金を原因とする犯罪をも生み出す要因を作出しているとも言え、極めて重大な問題である。

よって、当協議会としては、放送各社が真の報道機関としての責任を果たすべく、遵法精神を欠く企業に加担することなく、直ちに全時間帯の消費者金融のテレビCMを中止するよう要請するものである。

仮に、直ちに中止できないとしても、日本民間放送連盟基準に照らし、「貸金業者が行う貸付における約定利率は利息制限法に違反している事実、並びに、利息制限法を越える利息の支払い義務はない。」ことを、CMにおいて明記することを義務づけ、これに応じない場合にはCMを一時停止するなど迅速なる対応を要望するものである。

以 上

「消費者金融の広告中止及び適正運用要請書」

《要請の趣旨》

利息制限法超過利息を実質年率としているいっさいの消費者金融業者の宣伝広告につき適正に審議されること、並びに関係各所に対し宣伝広告の中止若しくは改善を検討するよう求めることを要請する。

《要請の理由》

当協議会は、全国の約2500人の若手司法書士からなる任意団体である。

この度、貸金業者に利息制限法超過利息の取得を認める貸金業の規制等に関する法律第43条第1項の要件のうち、債務者が任意に支払ったこと、という要件につき平成18年1月13日最高裁判決が画期的な判断を下したことを受け、当協議会は要請の趣旨記載のとおり要請をする。

1 平成18年1月13日最高裁判決について

平成18年1月13日第二小法廷判決(平成16年(受)第1518号貸金請求事件)は、債務者が事実上にせよ強制を受けて利息の制限額を超える額の金銭の支払いをした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということとはできないということを前提に、期限の利益喪失特約(元本、利息の支払いを遅滞した場合には、元利金を一括で支払う旨の特約)の下で行われた弁済には、特段の事情がない限り任意性がないと判断した。

2 消費者金融業者の営業の違法性

上記期限の利益喪失特約は、消費者金融業者の契約書には一般的に記載されているものであり、今回の平成18年1月13日最高裁判決と平成17年12月15日最高裁判決により、消費者金融業者が利息制限法超過利息を領収することは事実上不可能となった。よって利息制限法超過利率を前提とした契約自体、違法性があることが明確である。

3 消費者金融宣伝広告の世間への影響

2003年10月には、民放連において午後5時から9時までの時間帯及び青少年参加型番組については、消費者金融のテレビCMを自粛する措置がとられたが、これによりCMについて量的配慮がなされたとは到底考えられない。

消費者金融各社のCMの内容については動物や女性人気タレントを起用し、消費者金融がいかにもソフトで親しみやすい会社であるかのようなイメージを一般市民に対し繰り返し植えつけるものであり、今やそのイメージ戦略は消費者金融の目論見どおり成功したといえる。

また、スポーツ新聞をはじめ、新聞各社の紙面においても消費者金融の広告を見ない日はないと言っても過言ではないほど連日消費者金融業者の広告が各紙に掲載され、特に月曜日、金曜日の紙面上には異常と思われるほどの広告が氾濫している。これらの広告の一般市民への影響力が大きいことテレビCM同様今さら言うまでもなく、これによって利息制限法超過利息の支払い義務があるとの謝った認識を市民に植えつけている可能性は極めて高い。

しかしながら、本書で述べたとおり、もはや消費者金融が利息制限法超過利息を領収することは事実上不可能であるにもかかわらず、消費者金融の宣伝広告は一般国民を欺き借金に対する感覚を鈍化させる一翼を担っているといっても過言ではない。

よって、消費者金融大手5社等、1部上場の企業を含め、法令を遵守することなく違法・不適正な業務を行なっている消費者金融の宣伝広告をこのまま継続させることは、今や深刻な社会問題となっている多重債務の構造的被害を助長するばかりか、さらなる多重債務者を生み出し、ひいては借金を苦に自ら命を絶たざるをえない者や借金を原因とする犯罪をも生み出す要因を作出しているとも言え、極めて重大な問題である。

以上のことに鑑み、消費者金融の宣伝広告につき適正に審議されることを要請するとともに、不適正な消費者金融の宣伝広告を直ちに中止するよう関係各所に検討を求めることを要請する。

また仮に、直ちに中止できないとしても、その宣伝広告において、約定利率が利息制限法に違反していること、利息制限法を超過する利息については支払い義務のないこと、借入により破産のおそれのあることを明示して注意喚起するなど、適正な広告がなされるよう

検討を求めることを要請する。

以 上

「ドーム球場の消費者金融会社の広告撤去要請書」

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて貴社は、ドーム球場を運営されておりますが、現在貴球場には、未だ消費者金融会社の広告がなされております。当協議会といたしましては、以下の理由により、ドーム球場の消費者金融広告を直ちに撤去されるよう要請いたします。

《要請の趣旨》

貴社紙面上の利息制限法超過利息を実質年率としているいっさいの消費者金融業者の広告掲載を撤去するよう要請する。

《要請の理由》

当協議会は、全国の約2500人の若手司法書士からなる任意団体である。

この度、貸金業者に利息制限法超過利息の取得を認める貸金業の規制等に関する法律第43条第1項の要件のうち、債務者が任意に支払ったこと、という要件につき平成18年1月13日最高裁判決が画期的な判断を下したことを受け、当協議会は要請の趣旨記載のと通りの要請をする。

1 平成18年1月13日最高裁判決について

平成18年1月13日第二小法廷判決(平成16年(受)第1518号貸金請求事件)は、債務者が事実上にせよ強制を受けて利息の制限額を超える額の金銭の支払いをした場合には、制限超過部分を自己の自由な意思によって支払ったものということとはできないということを前提に、期限の利益喪失特約(元本、利息の支払いを遅滞した場合には、元利金を一括で支払う旨の特約)の下で行われた弁済には、特段の事情がない限り任意性がないと判断した。

2 消費者金融業者の営業の違法性

上記期限の利益喪失特約は、消費者金融業者の契約書には一般的に記載されているものであり、今回の平成18年1月13日最高裁判決と平成17年12月15日最高裁判決により、消費者金融業者が利息制限法超過利息を領収することは事実上不可能となった。よって利息制限法超過利率を前提とした契約自体、違法性があることが明確である。

3 消費者金融業者の広告と世間への影響

多重債務者を生み出す極めて大きな原因の1つは、消費者金融会社の大規模な広報活動にあることは間違いなく、その広告をドーム球場など特に人目につく(テレビ中継がある場合はCMとしての効果は絶大である)場所に掲示することによる一般市民への影響力が大きいことは、テレビCM同様今さら言うまでもない。

消費者金融業者は強行法規たる利息制限法に違反する高金利貸付を行なっている。しかし、消費者金融業者の広告においては約定利息が利息制限法に違反していることは一切表示されず、違法・無効な約定利息があたかも適法・有効であるかのように平然と示されており、これらの広告により、市民の大多数が利率について謝った認識を強要されているといっても過言ではない。当協議会としてはこのような誤った状況を容認することはできない。

4 利息制限法超過利息を実質年率としているいっさいの消費者金融業者の広告掲載中止を求める

ドーム球場は、多くの市民、特に親子連れが足を運び、市民の娯楽として野球観戦を楽しみます。

その結果に、観戦者は、バックネット前等にある消費者金融会社の広告を必ず目にする事になり、サラ金会社が何ら問題のないふつうの企業であると勘違いするおそれがあります。特に、青少年にとって大きな影響を与えるものです。彼らは、消費者金融会社の広告を、実際にあるいはテレビの中継を通じて目にする事により、親近感を持ち、消費者金融会社の問題性に気づかないばかりか、消費者金融会社というものをより身近に感じ、何ら特別視することなく、安易に借金することにもなりかねません。このことによって、将来の多重債務者予備軍を作り出すことになるのです。特に、受動的に情報を得てしまうテレビの影響は絶大です。特に「一等地」といわれる球場

のバックネット下の広告は、野球中継の間、投球のたびにテレビに大きく映し出され、ゴールデンタイムにサラ金CMを流し続けているのに等しい絶大な効果があります。その影響たるや計り知れないものです。特に何らの抵抗力のない青少年には、その影響は重大です。

このような社会的に極めて問題のある消費者金融会社に積極的に関与ないし協力するマスコミを含む一般企業の姿勢は、上記多重債務者問題を広く拡散させるものであり、社会的な非難を浴びてしかるべきものです。特に、テレビコマーシャルや公衆の目に触れる場所での大々的な広告は、それらを見る青少年、善良な勤労者、家庭の主婦等の一般市民に対し、消費者金融の危険性を覆い隠し、取引を開始するに当たっても細心の注意が必要とされる貸金業者への心理的抵抗を完全に奪い去り、多重債務者問題への関心を反らすこととなります。ひいては、多重債務者予備軍を積極的に作り出す元凶となっています。このようなマスコミを含む一般企業の姿勢は、企業モラル及び企業の社会的責任の観点から見ても到底黙視することはできません。

そこで当協議会としては、消費者金融会社の広告を掲示するドーム球場に対し、球場の社会的役割を自覚していただき、広告の即時撤去を求めるものです。

消費者金融各社は、2003年10月以降、午後5時から9時まで、テレビコマーシャル(CM)が放映できなくなっています。日本民間放送連盟が、「子どもや若者の金銭感覚をゆがめる」などとして、この時間帯の自粛を続けているためです。しかし、球場広告は、この抜け穴となっています。

ある消費者金融会社の広報担当者は、球場広告などについて、「(テレビの)キー局でCMが(深夜枠しか)できなかったとき、われわれの業界が工夫し、あみだしたやり方」と、その意図を語っています。

消費者金融会社がドーム球場に広告を出すのは、自分達が強行法規である利息制限法違反で営業している実態を、スポーツのクリーンなイメージで打ち消す狙いがあります。ドーム球場やテレビでは、多くの青少年が目にします。ドーム球場は、その公共的な役割、責任を考えて頂きたいものです。

いま、テレビ局だけでなく、消費者金融会社のCM自粛の動きが

広がっています。日本弁護士連合会は、平成16年5月8日、「消費者金融(いわゆるサラ金)のテレビCMを直ちに中止することを要望する意見書」を採択しました。サッカーのJリーグは、2004年まで残っていた武富士とのオフィシャルスポンサー契約を、2003年12月31日付けで解除しました。

つきましては、市民に愛されるドーム球場としての公共的責任を果たすためにも消費者金融各社との広告契約を解除していただきたく、ここに申し入れるものです。

本書で述べたとおり、違法な営業を行う消費者金融業者から広告収入を得、これらの企業があたかも優良な企業であるかのようなイメージを植え付ける広告を掲載することなど許されないはずです。よって当協議会は各ドーム球状運営責任者に対し、利息制限法超過利息を実質年率としているいっさいの消費者金融業者の広告を即刻撤去するよう要請するものである。

以 上

◇届け！市民の声！～金利引下請願news～no1

～届け！市民の声！～金利引下請願news～no1～

消費者問題対策委員会
委員長 谷崎哲也

会員の皆様、お世話になります。

消費者問題対策委員会委員長の谷崎です。

皆様もご存知のように、2007年1月までに出資法の上限金利の見直しがなされることになっており、本年はその正念場の年であります。

出資法の上限金利はこれまで数度にわたり、改正が行なわれ、除々に引き下げられてきました。

今回の見直しについて、全青司においては、①43条のグレーゾーン撤廃、②出資法上限金利の引き下げ、③日掛・電話担保金融の特例金利廃止を求め、全国の都道府県、市区町村議会の地方議会に対して、先の3つの意見を国会に届けるべく、意見書採択の請願活動を行っております。

全青司会員の一人でも多くの皆様に「今こそ高金利社会を打破するために出資法の上限金利の引き下げが是非とも必要である」との認識を持って頂きたいと考えております。

今から続く後進から「あの時の先輩司法書士は何をしていたの？」と言われられないためにも、今激動の時を生きる、法律家司法書士として、この金利引下請願活動を是非成功に導き、出資法上限金利引下を実現させましょう。

現在の消費者問題対策委員会では、全国各地の情報を集約しております。

皆さんのお持ちの情報がありましたら、是非ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

現在、把握している情報

=<参考>=====

地方議会における金利引き下げ決議状況

(平成18年4月10日現在)

採択済都府県(14)

長野、石川、熊本、大阪、宮城、岡山、秋田、福岡、島根、富山、群馬、兵庫、徳島、東京

請願・陳情済(4)

青森、栃木、静岡、香川

市町村の状況 採択済(233)

請願・陳情済(33)

長野県 採択済(77)

塩尻市、松本市、諏訪市、立科市、川上村、南相木村、岡谷市、佐久市、御代田市、軽井沢町、佐久穂町、小海町、茅野市、飯綱町、高森町、豊丘村、千曲市、小緒市、伊那市、上田市、下諏訪市、南牧村、飯山市、須坂市、北相木村、長野市、信濃町、中野市、東御市、安曇野市、飯田市、信州新町、小布施町、長和町、木曾町、上松町、波田町、池田町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、松川町、阿南町、小川村、高山村、木島平村、野沢温泉村、栄村、青木村、木祖村、大桑村、生坂村、山形村、朝日村、松川村、白馬村、小谷村、南箕輪村、中川村、宮田村、清内路村、阿智村、根波村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、大鹿村、駒ヶ根市、山ノ内町、坂城町、王滝村、筑北村、原村、平谷村、売木村

愛知県 採択済(21)

江南市、岩倉市、稲沢市、愛西市、津島市、犬山市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、日進市、豊田市、岡崎市、碧南市、知立市、西尾市、幸田市
一色町、吉良町、幡豆市、一宮市(議員提案)、東海市(議員提案)

請願・陳情済(2)

名古屋市(6月採択予定)、東郷町(継続審議)

石川県 採択済(17)

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、羽咋市、珠洲市、門前市、安達志水市、中能都町、能都町、志賀市、川北町、内灘町、穴水町

請願・陳情済(3)

津幡町、野々市町、能美市

熊本県 採択済(18)

菊陽町、合志市、富合町、玉名市、荒尾市、宇土市、御船町、南関町、芦北町、山都町、八代市、大津町、水

俣市、熊本市、甲佐町、美里町、人吉市

請願・陳情済(6)

菊池市、阿蘇市、益城町、相良村、あさぎり町、錦町

大阪府

採択済(9)

大阪市、柏原市、岸和田市、堺市、大阪狭山市、富田林市、茨木市、高槻市、守口市

請願・陳情済(8)

羽曳野市、藤井寺市、河内長野市、松原市、高石市、門真市、寝屋川市、枚方市

宮城県 採択済(14)

東松島市、石巻市、多賀城市、古川市、気仙沼市、塩竈市、白石市、仙台市、栗原市、登米市、角田市、岩沼市、名取市、女川町

請願・陳情済(3)

松島市、七ヶ浜町、鳴子町

岡山県 採択済(8)

岡山市、倉敷市、津山市、備前市、笠丘市、井原市、総社市、鏡野市

請願・陳情済(6)

玉野市、新見市、美作市、赤磐市、真庭市、高梁市

群馬県 採択済(18)

高崎市、北橘村、富士見村、吉岡村、東村、吾妻町、草津町、六合村、みなかみ町、大間々町、板倉町、太田市、館林市、富岡市、榛名市、吉井町、東村、長野原町、笠懸町

請願・陳情済(3)

桐生市(継続審議)、榛東村(継続審議)、大泉町(継続審議)

栃木県採択済(10)

宇都宮市、栃木市、鹿沼市、益子町、大平町、藤岡町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那珂川町

請願・陳情済(2)

小山市、さくら市

長崎県 採択済(6)

長崎市、奄岐市、対馬市、佐世保市、諫早市、五島市

請願・陳情済(3)

大村市、島原市、平戸市

静岡県 採択済(6)

掛川市、磐田市、伊豆市、三島市、牧之原市、浜松市、御殿場市

請願・陳情済(2)

静岡県議会、湖西市

茨城県 採択済(5)

日立市、龍ヶ崎市、守谷市、美野里町、大洗町

青森県 採択済(2)

八戸市、弘前市

秋田県 採択済(1)

秋田市

兵庫県 採択済(5)

尼崎市、加古川市、高砂市、小野市、西宮市

請願・陳情済(1)

神戸市

沖縄県 採択済(2)

宮古島市、与那原町

島根県 採択済(4)

安来市、益田市、浜田市、江津市

宮崎県 採択済(1)

日南市

神奈川県 採択済(2)

横須賀市、大和市

佐賀県 採択済(1)

鳥栖市

広島県 採択済(1)

広島市

以 上

◇「届け！現場の声！」

～金利問題最前線、国会議員よ市民の声に耳を傾けよ！～

現在、全青司は「何が出来るのか」ではなく「何をしなければならないのか」(大部会長談)という視点で動いています。

では、今、金利問題では“何をしなければならない”のでしょうか？

金融庁では、現在、金利見直しの議論について、最大の局面を迎えていることはご承知の通りであります。全青司としても、本件には、最大限の力を注いでいるところです。

多重債務者の増大をどうやって防止していくか等、共通認識をもって、①貸付金額の量、②貸付金利、③貸付期間、④参入規制、⑤行為規制についての意見がなされる予定です。また、特に金利については、グレーゾーンの撤廃、上限金利は引下げを提言する方向で、貸金業制度等に関する懇談会では、現在答申案作りに入っているようです。予定では、21日頃(明日)の金融庁懇談会の答申を受けて、今度は、5月に入り、金融財務委員会に舞台を移し、実質ここで上限金利を利限までに下げるのか、あるいは現行利限よりも下げていくのか、逆に22%くらいまで引き上げていくのかの実質的な結論がなされることと思います。

その後、秋の国会に上程されることになるわけですが、私達の中では、最大の山場は、これから、国会に上程されるまでに、国会議員への要請活動、そして、地方議会の請願活動に最大の力を込めていかなければなりません。

そこで、皆さんにお願いがあります。

私達が日々多重債務を抱えた依頼者の方々と向き合う中で感じる高金利がもたらす生活破綻への様々な現象を、現場の法律家として、地元選出の国会議員にお会いして直接会ってお話をさせていただきたいのです。年間の自殺者の中でも経済苦を理由とする数が約9000人にも昇るような異常な高金利は放置すべきでなく、現場を知る私達が、直接国会議員に会って、超高金利社会の現状を熱く語っていただくことを切にお願いいたします。

本当に時間がありません。このまま金利が利限法上限金利よりも上がることになれば、それは法律家の敗北

となります。

過去そして未来を通じて、一生の中でも、このような大きな変革期に巡り合うことはないのではないのでしょうか？今、司法書士として存在していることを感謝し、市民のための法律家として生きられることを喜びに感じ、悔いのないよう、この活動に全力を注ぎましょう。

後に続く後輩司法書士に「あの時の先輩司法書士は何をしていたの？」と言われなかったために、今この激動の時代を司法書士として、そして多重債務問題に関わる、いち法律家として、全青司全体が一丸となって、この金利問題と一緒に真摯に取り組んでいきましょう。

会員一人一人の皆様のご協力を心よりお願いいたします。

(谷崎哲也／福岡)

◇「伊予三島国家賠償訴訟(違法な特定調停に対する国賠訴訟)」の判決に関する声明

ご承知の通り、いわゆる特定調停法は、平成12年に施行され、多重債務の問題解決に向けて最も簡便に利用できる有効な制度として、今まで以上に生活再建に向けて大きな役割を果たすと期待を寄せているところであります。

ところが、伊予三島国家賠償訴訟(違法な特定調停に対する国賠訴訟)は、まさに、調停のあり方を改めて考えさせられる事件であったのではないのでしょうか。

この度、法律家の関与しない全国の全ての簡易裁判所においても、多重債務を負担した皆様の一刻も早い支援及び生活再建の観点に立って特定調停法の立法目的・趣旨に添った運営がなされるように、声明を作りました。

なお、本声明は、全国の簡易裁判所などに郵送にて送ることになりましたことを報告します。

今後、皆さんの地元の調停現場において、債務額確定の際に利息制限法による制限利息ではなく債権者が主張する約定利息による計算を前提としたり、明らかに過払いが発生しているにもかかわらず、過払い金を放棄するように説得されたり、調停成立のために債務者以外の第三者を利害関係人として参加させた上で新たに債務保証を生じさせたりといったことが散見された際は、大部 孝 takashi-nakagawa@nifty.com までご連絡をよろしくお願い致します。

◆「伊予三島国家賠償訴訟(違法な特定調停に対する国賠訴訟)」の判決に関する声明

我々全青司は、多重債務者の権利救済に携わる立場から、平成18年3月24日に言い渡された伊予三島国家賠償訴訟(違法な特定調停に対する国賠訴訟)の判決を受けて以下のとおり強く要請する。

(声明の趣旨)

全国の最高裁判所および簡易裁判所は本件判決を真摯に受け止め、債務弁済調停、特定調停申立人に対し合理的な判断を行うための十分な説明を行い、二度と不当な調停が行われないう、以下の点につき、早急に改善し、適正な調停運用の徹底を求める。

1. 貸金業者について完済分を含め取引当初からの全取引履歴の開示を徹底すること
2. 残債務の確定については利息制限法の制限利率への引き直し計算を徹底すること
3. 調停成立のため本来無関係である親族等を保証人にしないこと
4. 債務者の生活再建を目指す特定調停の趣旨に基づき、調停成立後の将来利息を付さないこと
5. 定期的な研修会の開催等による調停委員の資質向上に努めること

(声明の理由)

1 判決の要旨

本件判決は、国家賠償こそ認めなかったものの、伊予三島簡易裁判所で行われた調停に対し、その付言において「当時の社会的認識で判断しても、裁判官らの行為については不当であるとの批判が当てはまり、特定調停法施行後に現時点における社会の認識に基づき判断すれば、国家賠償法上違法であるとの見方も成り立ちうるような大いに不当であるとの批判が当てはまる」と述べ、伊予三島簡易裁判所に対し、民事調停の改善を求めた。

2 債務弁済調停、特定調停の役割と調停における適正な合意

債務弁済調停、特定調停の制度は、経済的危機に陥った多重債務者が、破産を避けつつ、債務を弁済して経済的再生を図るための手続である。一般に調停は当事者が互いに譲歩することによって合意形成がなされれば成立するが、この合意は、当事者が上記債務弁済調停、特定調停の制度の趣旨に沿った十分な情報提供と自己の自由な意思によって形成されるべきものである。

3 当事者間の交渉力、情報力の格差

ところで債務弁済調停、特定調停に臨む当事者間には、交渉力、情報力に圧倒的な格差が存在する。債権者は自らの意見をはっきり述べることができるが、債務者は自らの意見を十分述べることは難しい。さらに債務者は一般に、裁判所に対して「権威」を感じるため、調停委員や書記官、裁判官の言葉に反論することができず、そのまま受け入れてしまう傾向がある。調停委員、書記官、裁判官はこれらの点について必ず配慮した調停手続を実施しなければならない。

4 利息制限法の原則と債務者の生活再建

利息制限法こそが金利規制の原則であることは、みなし弁済の適用を否定した最近の一連最高裁判決により既に司法の場において確立している。したがって調停の場における債務額の確定は、以前の完済分を含め、借り換えの前後を通して取引当初からの全取引履歴をもとに利息制限法所定の制限利率に引き直しより計算をしたうえで確定させなければならない。

また、債務額確定後の分割弁済について、将来利息を付すことは、債務者の生活再建を目的とした債務弁済調停、特定調停の趣旨に反する結果となることは明らかであるから、たとえ利息制限法制限利率の範囲内であったとしても、将来利息を付すことは許されないことである。

5 親族等を保証人とする問題

本来、債務を負担していない親族等に債務を保証させることは新たな債務者を裁判所という公的な司法の場において、不当に生み出してしまうことになる。また2で述べたとおり、調停委員や裁判官から保証人となることを求められれば、返済に窮している調停申立人はこれを断ることは難しく、自己の意に反して承諾してしまう可能性は極めて高いと言える。

6 調停委員の責務

債務弁済調停、特定調停手続が、その制度趣旨にしたがって適正に行われるためには、調停委員の能力、意識、資質によるところが大きい。調停委員はその責務を自覚し、債務弁済調停、特定調停制度の趣旨、その他関係法令、関係判例に精通し、不当な判断や要求をしないよう、常に自己研鑽をはかり、資質の向上に努めるべきである。

よって、以上のとおり声明を発表する。

◇高金利引き下げと行政の多重債務者対策の充実を求めるシンポジウムin奈良◇

～「笑うサラ金の存在」と「国や行政の怠慢」は、大仏様も絶対許さへんで！～

会長の大部です。

消費者問題対策委員会(委員長谷崎哲也会員)では、今年度金利引き下げ集会を重点事業の一つに掲げており(市民参加型の集会・請願など)、全青司が共催あるいは後援をさせていただく集会については、必ず成功をさせなければなりません、現在奈良集会の動員状況はあまり良くありません。

そのため、特に近畿圏の会員の皆様には出来る限りの集会参加をお願い致します。

金利の情勢もまだまだ不安定であり、今こそ私達が集会に参加し、最先端の情報を受信して、そして一人でも多くの市民の皆さんに金利問題の不当性を訴えていきましょう。

皆様と奈良でお会いできることを楽しみにしております。

.....
高金利引き下げと行政の多重債務者対策の充実を求めるシンポジウムin奈良

～「笑うサラ金の存在」と「国や行政の怠慢」は、大仏様も絶対許さへんで！～

日 時 2006年5月14日(日)13時30分～17時

場 所 奈良県文化会館小ホール(近鉄奈良駅下車徒歩3分)

共 催 行政の多重債務者対策を充実させる全国会議

高金利引下げ全国連絡会
きんき高金利引下げ連絡会
全国青年司法書士協議会

後援 (財)奈良県労働者福祉協議会・奈良県司法書士会

基調報告 小久保哲郎弁護士(大阪弁護士会)

「法律家の目から見たホームレス問題」

リレー報告 神戸女子大学助教授・松崎喜良氏

佛教大学講師 佐藤順子氏

奈良弁護士会・兒玉修一弁護士

(財)奈良県労働者福祉協議会 事務局長 奥西芳三氏

特別報告 新里宏二弁護士(仙台弁護士会)

「金利引下げの最新情勢について」

.....
☆その他のスケジュール☆

午前10時 きんき高金利引下げ連絡会 キャラバン出発式(近鉄奈良駅前広場)

11時～12時 行政対策充実会議 定時総会

17時～18時 奈良クレサラ被害者の会 結成準備会(第1回)

18時30分 懇親会

☆お問い合わせ・連絡先☆

〒638-0812 奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2124番地の1

よしの中央司法書士事務所 司法書士 前川一彦

TEL0747-54-2460・FAX0747-52-5850

5月14日奈良シンポ実行委員会 宛 (FAX 0747-52-5850)

高金利引下げと行政の多重債務者対策の充実を求めるシンポジウムin奈良 参加申込書

所属

氏名

住所

〒

TEL

FAX

なお、先日の代表者会議同様、全青司・谷崎委員長による地方議会請願状況の報告も予定しています。
300人定員のホールですので、動員を頑張らなければならないと、主催者側も気を引き締めております。
以上、よろしくお願ひ致します。

◇高金利引下げ大集会in名古屋 参加のお願い！◇

～サラ金・クレジットの高金利被害をなくそう～

皆さんこんにちは 大部です

現在、全青司請願&集会&デモが大変盛り上がってきております！
消費者問題対策委員会で押し進めている請願マップは、各地の請願担当者の皆様のご尽力により、各地都道府県市町村議会の請願決議がなされています。

そして、もう一つの金利引き下げ活動の柱としての集会&デモ行進企画について、現在のところでは、

6月3・4日 熊本大集会 デモ
6月24日 名古屋大集会 デモ
7月29日 京都の大集会 デモ

において、全青司が関与させていただいています。
(手帳にご記入下さいませ！)

これらの集会の全てを確実に成功に結びつけるべく委員会では、鋭意活動を行っています。

また、今後、地元の集会などを企画しておられましたら出来るだけ早く情報を下さいますようよろしくお願いします。

☆☆☆最大限ご協力をさせていただきますので★★★

さて、6月24日(午後1:30から午後4:00)に、市民参加型の金利引き下げを求める大集会及びデモ行進がご案内の通り、愛知で開催されます。

そこで、全青司としても協力団体として参画する事になりましたので、改めて、皆様に集会&デモ行進に参加いただきたくお願い申し上げます。

500人規模の大集会であり、当日、一人でも多くの皆様の参加をお願いいたします。

特に中部ブロック圏、近畿ブロック圏その他隣県の皆様への参加案内の呼びかけをしていただければ幸いです。

6月に金融庁の有識者懇談会の最終答申が発表される予定でもありますので、非常に重要な集会と位置づけ、全青司全体で本集会に協力をさせていただきたいと思っておりますので、是非ともご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※なお、チラシが必要な皆様は、集会事務局の、福井さんzab40233@mx21.tiki.ne.jp
まで、ご連絡下さい。可能な限り用意いたします。

表 題 高金利引下げ大集会in名古屋
～サラ金・クレジットの高金利被害をなくそう～

高金利引き下げを求める愛知連絡会

代表幹事 弁護士 平 井 宏 和

代表幹事 司法書士 水 谷 英 二

(企画趣旨)

平成19年1月に予定される国会での出資法上限金利見直し審議を控え、
多重債務問題の大きな原因であるサラ金・クレジットの高金利をなくすこ
とを求める国民の声を結集し、多重債務問題の解決の前進を目指す。

(主 催) 高金利引き下げを求める愛知連絡会

(日 時) 平成18年6月24日 午後1:30から午後4:00(午後1:00開場)

(会 場) 中区役所ホール(名古屋市中区栄4-1-8)

(交 通) 市バス「栄」下車 徒歩3分
地下鉄「栄」下車 12番出口東50メートル 徒歩3分

(内 容)

1 開会

2 来賓・国会議員挨拶

3 基調講演 弁護士 宇 都 宮 健 児

4 リレー報告(順不同)

金城学院大学人間科学部助教授 大 山 小 夜

ホームレス自立支援施設生活指導員からの報告

弁護士 森 弘 典

尼崎あすひらく会副会長 橋 詰 栄 恵(高金利被害体験報告)

奄美市市民課主幹兼市民生活係長 禧 久 孝 一(きくこういち)

(行政による多重債務問題への取り組み報告)

地方議会での高金利引き下げを求める意見書採択状況, 署名活動報告

5 集会宣言・閉会

※ 集会閉会后午後4:30頃より【デモ行進】実施(小雨決行)

(参加費) 無料

(集会事務局) 〒491-0912

愛知県一宮市新生4丁目4番7号 サンシャインマンション1階

司法書士 福井武男事務所

【スケジュールなど】

日 時 平成18年6月24日 午後1:30から午後4:00

(午後1:00開場)

会 場 中区役所ホール(名古屋市中区栄4-1-8)

市バス「栄」下車 徒歩3分

地下鉄「栄」下車 12番出口東50メートル 徒歩3分

基調講演 弁護士 宇 都 宮 健 児 氏

NHK「プロフェッショナル」出演

ヤミ金・金利問題のスペシャリスト

スケジュール

午後1:00 開場

1:30~2:30 開会・基調講演

2:40~4:00 リレー報告

報告者 金城学院大学人間科学部助教授 大 山 小 夜 氏 ほか

※集会閉会后、午後4:30頃より【デモ行進】実施(小雨決行)

主 催 高金利引き下げを求める愛知連絡会

参加費 無料

懇親会

会場 「三丸 錦店(さんまるにしきてん)」名古屋市中区錦3-3-21電話052-971-5530

会費 一般3000円, 弁護士・司法書士5000円(飲み放題・食べ放題)

※デモ行進後に開催(雨天の場合は集会閉会后に開催)

◇届け！市民の声！～金利引下請願news～no2◇

消費者問題対策委員会広報担当 田島賢治

会員の皆様もご存知のように、2007年1月までに出資法の上限金利の見直しがなされることになっています。出資法の上限金利はこれまで数度にわたり、除々にではありますが引き下げられてきました。今回の見直しについて、全青司においてはさらなる上限金利の引き下げを求め、全国の市区町村の議会に対して請願活動を行っております。「市場の自由を守る」ことが正義であるとして利息制限法、出資法の金利の引き上げをして、実質的に、貸金業者の権益を守るのか、利息制限法まで出資法の上限金利を引き下げ、2,000万人利用者、200万人とも言われる多重債務者の生活・人権を守るか、法律家としての真の力が試される時期です。全青司会員の皆様にも、今こそ高金利社会を打破するために出資法の上限金利の引き下げが是非とも必要であるとの認識を持って頂き、一人でも多くの会員の方に請願活動にご協力頂きたいと思っております。

地方議会における金利引き下げ決議状況

(平成18年5月12日現在)

(平成18年4月10日発信分)

採択済都府県(14)

長野、石川、熊本、大阪、宮城、岡山、秋田、福岡、島根、富山、群馬、兵庫、徳島、東京

請願・陳情済(4)

青森、栃木、静岡、香川

(平成18年5月12日追加分)

採択済都府県(2)

山口、宮崎

請願・陳情済(2)

沖繩、高知

(平成18年4月10日発信分)

市町村の状況

採択済(227)

請願・陳情済(39)

(平成18年5月12日追加分)

市町村の状況

採択済(265)

請願・陳情済(44)

【長野県】

採択済(69・平成18年4月10日発信分)

塩尻市、松本市、諏訪市、立科市、川上村、南相木村、岡谷市、佐久市、御代田市、軽井沢町、佐久穂町、小海町、茅野市、飯綱町、高森町、豊丘村、千曲市、小緒市、伊那市、上田市、下諏訪市、南牧村、飯山市、須坂市、北相木村、長野市、信濃町、中野市、東御市、安曇野市、飯田市、信州新町、小布施町、長和町、木曾町、上松町、波田町、池田町、富士見町、辰野町、箕輪町、飯島町、松川町、阿南町、小川村、高山村、木島平村、野沢温泉村、栄村、青木村、木祖村、大桑村、生坂村、山形村、朝日村、松川村、白馬村、小谷村、南箕輪村、中川村、宮田村、清内路村、阿智村、根波村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、大鹿村

採択済(8・平成18年5月12日追加分)

駒ヶ根市、山ノ内町、坂城町、王滝村、筑北村、原村、平谷村、売木村

【愛知県】

採択済(21・平成18年4月10日発信分)

江南市、岩倉市、稲沢市、愛西市、津島市、犬山市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、日進市、豊田市、岡崎市、碧南市、知立市、西尾市、幸田市一色町、吉良町、幡豆市、一宮市(議員提案)、東海市(議員提案)

請願・陳情済(2・平成18年4月10日発信分)

名古屋市(6月採択予定)、東郷町(継続審議)

【石川県】

採択済(17・平成18年4月10日発信分)

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、羽咋市、珠洲市、門前市、安達志水市、中能都町、能都町、志賀市、川北町、内灘町、穴水町

請願・陳情済(3・平成18年4月10日発信分)

津幡町、野々市町、能美市

【熊本県】

採択済(18・平成18年4月10日発信分)

菊陽町、合志市、富合町、玉名市、荒尾市、宇土市、御船町、南関町、芦北町、山都町、八代市、大津町、水俣市、熊本市、甲佐町、美里町、人吉市

請願・陳情済(6・平成18年4月10日発信分)

菊池市、阿蘇市、益城町、相良村、あさぎり町、錦町

【大阪府】

採択済(9・平成18年4月10日発信分)

大阪市、柏原市、岸和田市、堺市、大阪狭山市、富田林市、茨木市、高槻市、守口市

請願・陳情済(8・平成18年4月10日発信分)

羽曳野市、藤井寺市、河内長野市、松原市、高石市、門真市、寝屋川市、枚方市

採択済(6・平成18年5月12日追加分)

藤井寺市、河内長野市、高石市、門真市、寝屋川市、枚方市

【宮城県】

採択済(14・平成18年4月10日発信分)

東松島市、石巻市、多賀城市、古川市、気仙沼市、塩竈市、白石市、仙台市、栗原市、登米市、角田市、岩沼市、名取市、女川町

請願・陳情済(3・平成18年4月10日発信分)

松島市、七ヶ浜町、鳴子町

採択済(1・平成18年5月12日追加分)

利府町

【岡山県】

採択済(8・平成18年4月10日発信分)

岡山市、倉敷市、津山市、備前市、笠丘市、井原市、総社市、鏡野市

請願・陳情済(6・平成18年4月10日発信分)

玉野市、新見市、美作市、赤磐市、真庭市、高梁市

【群馬県】

採択済(18・平成18年4月10日発信分)

高崎市、北橋村、富士見村、吉岡村、東村、吾妻町、草津町、六合村、みなかみ町、大間々町、板倉町、太田市、館林市、富岡市、榛名市、吉井町、東村、長野原町、笠懸町

請願・陳情済(3・平成18年4月10日発信分)

桐生市(継続審議)、榛東村(継続審議)、大泉町(継続審議)

【福岡県】

請願・陳情済(4・平成18年5月12日追加分)

福岡市、前原市、志摩町、二丈町

【長崎県】

採択済(6・平成18年4月10日発信分)

長崎市、壱岐市、対馬市、佐世保市、諫早市、五島市

請願・陳情済(3・平成18年4月10日発信分)

大村市、島原市、平戸市

採択済(1・平成18年5月12日追加分)

平戸市

【沖縄県】

採択済(2・平成18年4月10日発信分)

宮古島市、与那原町

請願・陳情済(10・平成18年5月12日追加分)

米島町、那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、沖縄市、うるま市、名護市、宜野湾市、浦添市

【静岡県】

採択済(6・平成18年4月10日発信分)

掛川市、磐田市、伊豆市、三島市、牧之原市、浜松市、御殿場市

請願・陳情済(2・平成18年4月10日発信分)

静岡県議会、湖西市

採択済(7・平成18年5月12日追加分)

伊東市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、西伊豆町、松崎町

【栃木県】

採択済(10・平成18年4月10日発信分)

宇都宮市、栃木市、鹿沼市、益子町、大平町、藤岡町、岩舟町、塩谷町、高根沢町、那珂川町

請願・陳情済(2・平成18年4月10日発信分)

小山市、さくら市

採択済(2・平成18年5月12日追加分)

都賀町、上三川町

請願・陳情済(2・平成18年5月12日追加分)

西方町、壬生町

【茨城県】

採択済(5・平成18年4月10日発信分)

日立市、龍ヶ崎市、守谷市、美野里町、大洗町

採択済(1・平成18年5月12日追加分)

神栖市

請願・陳情済(2・平成18年5月12日追加分)

水戸市、古河市

【高知県】

採択済(13・平成18年5月12日追加分)

高知市、南国市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、西万十市、奈半利町、本山町、土佐町、春野町、仁淀川町、越知町、日高村

【青森県】

採択済(2・平成18年4月10日発信分)

八戸市、弘前市

【秋田県】

採択済(1・平成18年4月10日発信分)

秋田市

【兵庫県】

採択済(5・平成18年4月10日発信分)

尼崎市、加古川市、高砂市、小野市、西宮市

請願・陳情済(1・平成18年4月10日発信分)

神戸市

【島根県】

採択済(4・平成18年4月10日発信分)

安来市、益田市、浜田市、江津市

【宮崎県】

採択済(1・平成18年4月10日発信分)

日南市

【神奈川県】

採択済(2・平成18年4月10日発信分)

横須賀市、大和市

【佐賀県】

採択済(1・平成18年4月10日発信分)
鳥栖市

【広島県】

採択済(1・平成18年4月10日発信分)
広島市

◇「大部タカシの命懸け！全青司ベタ日記」2◇

★第3次国会要請、高金利引き下げ全国連絡会－5月16日(火)

高金利引き下げ全国連絡会の主催により、衆参の議院会館で、弁護士、被害者の会相談員そして司法書士が総勢70名ほど集まり、国会議員の個別要請及び院内集会被催された。

全青司役員からは、小澤吉徳(相談役)、稲本信広(副会長)、村上美和子(副会長)、谷崎哲也(消費者委員長・常任)、荻原世志成(常任)、前川一彦(常任)、若鍋敬治(制度幹事)、中巳出崇(消費者幹事)、和田洋子(消費者幹事)と私の10名出席。

それぞれ、各班に分かれ、各議員の部屋を訪問し、個別要請を行いその後院内集会被行った。

院内集会被では、多くの国会議員を集めて行われ、宇都宮弁護士の報告、議員による意見表明、被害者の声等をお聞きし、最後は、集会被会場全体に響き渡る全体の決意合唱により幕を閉じた。

そして、連絡会に集まった180, 169人の高金利引き下げ署名用紙(推薦議員付き)を国会に届けた。

請願付き署名は、正式に受理され次第、国会に上程される予定。

最高裁の結果が出て、金融庁(有識者懇談会)の中間報告が出された現状において、通常は国会議員もそれらを尊重するはずであるが、まだまだ油断できない状況である。

各地元で個別に選出国会議員に説明をを行うことが、市町村請願と併せて極めて重要な活動であると認識した。

◇「大部タカシの命懸け！全青司ベタ日記」5◇

★誓うー金利引き下げに勝利するためにー5月28日(日)高知役員会にて

【月報全青司から】

全青司は、金利引き下げ活動に向けて最大の盛り上がりを見せている。

いうまでもなく、本年の臨時国会で、グレーゾーン廃止・利限法までの引き下げを求めるため、全国の弁護士、被害者の会、そして各種市民団体と共に大々的に運動を展開している。

そのなかで、ふと全青司(司法書士)とクレサラについての歴史を知りたいと思った。

先達がこれまでどのような労を重ね多重債務問題と向き合ってきたのか、その記録を振り返り残された金利運動の活動契機にしたかった。その視点で過去の月報全青司を手にするとき、過去の壮絶な議論と想像もつかぬほどの力を費やし、積み上げてきたその実績を改めて認識することになる。

1981年10月10日全青司(当時、全国青年司法書士連絡協議会)の神戸全国研修会が神戸市内に於いて開催されている。

その会場発言のなかで、ある会員は、研修会の参加理由として、「高松高裁判決」に関心があったということで、そして民事事件を多く取り扱っており、15社のサラ金を相手に調停申し立てを行ったという、さらに、依頼者のためになればなるほど、司法書士法を超えて弁護士法72条の領域に踏み込んでしまう不安感を感じているという趣旨のコメントであった。

もう一つ紹介したい、1983年9月埼玉県の会員有志による15名がサラ金相談センターを設立した。

当時、埼玉の会員からは、以下の発言を月報全青司に寄せている。

「抵当権設定登記の本人確認である依頼者の自宅に行ったところほんの数十分いただけなのに、サラ金から督促の電話や電報までくる始末、サラ金地獄とは聞いていたが、その実態を肌で感じた」(一月報全青司第244号から引用)

…当時、立法手当がなされていない背景の中で、法律家として何をすべきかという強い考えが、自らの行動を支配し、後に続く活動の原動力になったのではないかと思う。その後は、いうまでもなく全青司でも多重債務問題、とりわけクレジット・サラ金に内在する諸矛盾を明らかにしながら、対外的にも宣明にし、諸活動が本格化する、全国での110番事業や市民法律事業へと発展し、消費者の法的支援を前面に出し、他団体と共にこれまでの活動をさらに発展していくことになる。

同時に、目の前の依頼人をいかに支援していくかという法的なノウハウもさることながら、依頼人の背後にある問題、個人の尊厳に関わる法律家としてのスタンスを明らかにし、多重債務問題の本質を見極めていくことになる。

このように、全青司は、多重債務被害が存する限り、常に職能集団の先頭に立ち活動を行ってきたといっても過言ではない。

そして、金利の法改正議論が浮上するたびに、対外的にも他団体と協調し、金利引き下げ活動を行ってきた。

…今、我に戻る。

20数年の全青司の多重債務に掛ける活動の中で、大きな区切りを迎える、今、私達は司法書士として生きている。

現場において、依頼人が疲弊している姿を放置できないから、年間8000人以上の経済苦を理由とする自殺者の存在、2000万人以上の与信人口の存在、200万人以上の多重債務者の存在、これら不健全な社会を受け入れられないから、日々、労を怒りに変え健全な社会の実現を志向してきた。

そして、真のプロフェッションとして成熟し市民の権利擁護と正義の実現のため、社会的使命を掲げる職能集団として、金利引き下げ議論に必ず勝利するために、会員の皆さんと共に乗り越えていきたいと思う。

連合会も、今後具体的に国会議員への要請活動を本格化するが、連合会との連携をどのように行うか、その具体的な段取りについての詳細な提案が緊急かつ重大な課題である。

全青司としては、連合会との連携を早急に行い、この一月を乗り越える提案を会員各位にも示し、2600人の全青司会員全体で、地に足のついた現場の職能による国会議員への個別要請を行っていきたい。

◇神奈川県貸金業協会の公開質問状について◇

平成18年4月14日近畿財務局が大手貸金業者(アイフル)に対し、行政処分を下した事をうけ、全青司は、平成18年4月24日会発13号で、会長声明を、貸金業者、貸金業協会、金融懇談会参加者、法律新聞、日本金融新聞、金融新聞へ送り、発表した。

その本声明を発表した後、5月12日付で神奈川県貸金業協会から公開質問状なる文書が送られてきたので、早速、5月27日・28日の高知の役員会において検討を行った。

なお、公開質問状については、同協会HP上(<http://www.k-kasikin.or.jp/>)において公開されているので是非確認していただきたい。

役員会ではまず、本件公開質問に回答をすべきなのか否かが議論された。結果、声明文を省み、検討する事も必要であるとの考えも含め、回答をすることとなった。

回答文については、先に述べたとおり声明文の内容を省み、声明文において言い足りないことを含め、当会の立場をはっきりさせた上で、同協会本来の立場である、資金需要者保護を求め回答を行った。

(消費者問題対策委員長 谷崎哲也)

【以下公開質問状に対する回答】

2006年5月31日

社団法人 神奈川県貸金業協会
会長 磯崎 雄光 様

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2
全国青年司法書士協議会
会長 大部 孝

公開質問状について(回答)

前略 貴会におかれましては、貸金業の適正な運営及び不正金融を防止し、資金需要者保護のため日ごろ

から業務の遂行をされておられますことと存じます。

さて、今般、2006年会発第13号2006年4月24日付の当会声明(以下「当会声明」という)について、貴会より質問状を受領しましたので、以下のとおり当会の考えを申し上げます。

なお、回答に先立ち、当会としては、多重債務に陥る根本的な理由として、「高金利」「過剰融資」「過酷な取立」が存在すると考えているところです。

ところで、今般、行政処分の下された貸金業者においては、過剰貸付け等の禁止を規定する貸金業の規制等に関する法律(以下「貸金業規制法」という)13条2項に違反する事実、取立行為の規制を規定する同法21条1項に違反する事実があったことから、今後一層の貸金業規制法及び関係法規の遵守を貸金業者に対して求めるため、「過剰融資」や「過酷な取立」を行わないよう、声明を発表しました。

【質問1に対する回答】

今般、行政処分の下された貸金業者において認められた違反事実は次の点でありました。

①過剰貸付け等の禁止を規定する、貸金業規制法13条2項に反する事実

- i 受任の事実なく、委任状を作成し、資金需要者の公的証明書を取得した。
- ii 補助開始の審判をうけた債務者の補助人から契約を取消す旨の書面を受領したにもかかわらず、債務者に対し取立行為を行った。

②取立て行為の規制を規定する、貸金業規制法21条1項に反する事実

- i 正当な理由なく債務者の勤務先へ執拗に架電し、債務者を困惑させた。
- ii 債務者の母親の居住する実家へ連続して督促書面を送付し、母親に弁済をなさしめるよう不安をあおり、母親を困惑させた。
- iii 第三者弁済を執拗に求め、妻や母親に交渉に参加させるよう執拗に迫り、債務者を困惑させた。

③帳簿の備付けを規定する貸金業規制法第19条に反する事実

- i 上記① ii につき、書面受領の事実を帳簿に記載しなかった。
- ii 上記② ii につき、交渉の事実を帳簿に記載しなかった。
- iii 上記② iii につき、交渉の事実を帳簿に記載しなかった。

さて、当会声明をご覧になれば理解いただけるとは存じますが、当会は、上記貸金業規制法に反する事実(以下「本件違反事実」)が全国約16,000の貸金業者すべてに存在するとは述べておりません。一方、本件違反事実、あるいは年金受給者・生活保護受給者に対する貸付行為や、本件違反事実以上の過酷な取立行為等の類似の事実については、当会会員個々の事務所又は司法書士会・弁護士会が設置する相談窓口において散見される事実であり、それは、今般処分された貸金業者や、特定の貸金業者に対してのみ聞かれるものではなく、多くの貸金業者に対し聞かれるものであり、登録先である都道府県の金融課、あるいは財務局等への苦情も多数寄せられているのも事実であります。

なお、東京都における、平成15年度の法令違反を含む苦情相談は、15,088件でありました(東京都産

業労働局調べ)。

改めて申し述べるまでもございませんが、貸金業規制法の目的は『貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体の適正な活動を促進することにより、その業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること』(貸金業法第1条)であります。しかしながら、本件違反事実やそれに類似する事実は、資金需要者の利益保護とは正に反する事実であることは明白であると言えます。一方、先に述べましたとおり、それらの事実は一部の貸金業者ではなく、多くの貸金業者に対し聞かれるところであります。

当会としましては、このような事実から、今般処分の下された貸金業者のみならず、貸金業界に対し改めて一層の貸金業規制法の遵守等、コンプライアンスの推進の徹底を要請するという趣旨の下で当会声明を発送しています。

【質問2に対する回答】

資金需要者の最初の借り入れのきっかけは、ご質問にもあるとおり多種多様ですが、返済のために借り入れが多くなる事は、多重債務に陥る共通の要因であると、当会会員個々の事務所において又は司法書士会・弁護士会が設置する相談窓口において聴取した事実から裏付けられるところです。

聴取した事実とは、「高金利」ゆえに資金需要者の返済能力を超え、返済が滞れば「過酷な取立」が行われ、やむなく新たな借り入れ先を模索し、借入を申し込んだ際には、資金需要者の返済能力を超えた「過剰な与信」がなされ、雪だるま式に負債が増えていくことにより返済不能へと陥るといった事実、あるいは、借入のきっかけの段階で、資金需要者の返済能力を超えた「過剰な与信」がなされ、「高金利」故に返済が滞り「過酷な取立」を避けるために、新たな借り入れを行い、雪だるま式に負債が増えて行くことにより返済不能へと陥るといった事実です。

貸金業規制法第13条1項では『貸金業者は、資金需要者である顧客又は保証人となろうとする者の資力又は信用、借入れの状況、返済計画等について調査し、その者の返済能力を超えると認められる貸付けの契約を締結してはならない。』と過剰な貸付を禁止してします。しかしながら、金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」においても、『現行の貸金業規制法において、借り手の返済能力を超える貸付は禁じられているが、その違反に対する行政処分が規定されていないため、実効性が必ずしも担保されていないとの意見が多かった』とあり、現在の異常な事態の原因として、「過剰な与信」があることは否めない事実であると考えます。

また、1991年に約4.3兆円だった消費者金融会社の信用供与額が1997年には、約8.3兆円に増大し、2003年には約9兆円超となっており((社)日本クレジット産業協会『日本の消費者信用統計2005年版』より)、いわゆる大手5社の2005年3月時点での一口座平均金額は、金融庁事務ガイドライン3-2-1(1)において過剰貸付けの判断基準の一つとされる50万円を超える、56.3万円となっています(「消費者金融連絡会データ集2005」より)。

一方、自然人の自己破産件数については、1991年度に約2.3万件であったものが、1997年度には約7.6万件を超え、2003年度においては約25万件となっております(最高裁判所「司法統計」より)。さらに、破産事件における債権者数で一番多いのが10名以上20名未満となっていることから(日弁連消費者問題対策委員会「2002年破産事件及び個人再生事件記録調査報告書」より)、過剰融資が多重債務の原因ではないと考える事はおよそ出来ません。

貸金業規制法21条では『貸金業を営む者又は貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債権の取立てについて貸金業を営む者その他の者から委託を受けた者は、貸付けの契約に基づく債権の取立てをするにあたって、人を威迫し又は次の各号に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。』と取立行為についても規制していますが、金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」における中間整理では、『訪問や電話等による取立の弊害が引き続き指摘されている状況を踏まえ、取立について、更に何らかの実効的な規制を設けるべきではないかとの意見があった。また、不適切な取立により回収することを見込んで過剰な貸付が行われている実態があるとの観点から、取立規制を強化すべきとの意見もあった。』と取立行為についても貸金業規制法の趣旨が埋没しているのではないかと疑問を感じざるを得ません。

当会声明で求めた、貸金業者による「過酷な取立」の禁止、「過剰な貸付」の防止など、貸金業規制法を遵守することにより上記のような事情による多重債務に陥る資金需要者は減ると考えているところです。

貴会におかれましては、多重債務に陥る原因につき、当会の考えをご理解の上、貴会会員に対し、今後ともご指導ご監督頂きますようお願いするものであります。

【質問3に対する回答】

昨今の報道等では、利息制限法・貸金業規制法・出資法の説明がなされておりますが、以前においては、そのような指摘は一切ありませんでした。また、今なお、利息制限法超過利率での利息徴収を目的とし、かつその事実を秘したテレビコマーシャル、広告がなされています。このような状況下においては、借主たる多くの一般市民は、貸金業者の貸付利率が強行法規たる利息制限法に違反するという事実を知らされていないため、当該貸金業者による高利の請求が法律上適正なものであって返済すべき法律上当然の義務が存在すると考えており、またそのように考えてもやむを得ない事でありませぬ。

本来、資金需要者は利息制限法超過利息を支払う義務はありません。しかしながら、利息制限法超過利率での返済を当然と誤認している資金需要者は、借り入れの際に、利息制限法超過利率であるという重要事項については何の説明も受けることなく、利息制限法超過利率での契約が当然であるかのごとく、利息制限法超過利率を支払う内容の契約を締結する結果となっております。

貸金業者は、業として金員の貸付を営む者ですから、約定金利については利息制限法の制限利率を超えて設定していることについては熟知しているはずで、それにもかかわらず、利率という契約内容の重要な一

部(＝超過利息の支払いをする必要のないこと)を知りつつあえて借主にこれを告知せず、この不作為により、ほとんどの借主は、利息制限法超過利率による利息を支払わなければ一括請求されると「誤解」していると考えています。

なお、貴会質問状において、利息制限法1条2項につき誤った理解をなされておられると思われるので、以下のとおり、説明します。

最高裁判所は最判昭39. 11. 18において「債務者が利息制限法所定の制限を超える金銭消費貸借上の利息、損害金を任意に支払ったときは、右制限をこえる部分は、民法第491条により残存元本に充当される」と判示し、超過利息の元本充当を認めました。さらに、最判昭43. 11. 13においては、「利息制限法所定の制限をこえる金銭消費貸借上の利息・損害金を任意に支払った債務者は、制限超過部分の元本充当により計算上元本が完済となった時以後に、債務の存在しないことを知らないで支払った金額の返還を請求することができる」とし、元本充当完済後の過払い利息の返還請求を認めています。また、最判昭44. 11. 25においては、「債務者が利息制限法所定の制限をこえた利息・損害金を元本とともに任意に支払った場合においては、その支払にあてる充当に関して特段の意思表示がないかぎり、右制限に従った元利合計額をこえる支払額は、債務者において不当利得としてその返還を請求できると解すべきである。」として利息・元本を一括して支払った場合においても利息制限法所定の制限利率を超過する利息の返還請求を認めています。

すなわち、利息制限法1条2項の規定は、「利息制限法所定の制限利率を超過する利息を任意に支払った場合、返還請求はできないが、当該超過部分の利息契約は無効であるために元本が残存する限り元本に充当される」という意味であることを申し上げます。

以上のとおり、貴会のご質問に対し回答を申し上げます。

なお、本件は公開質問状ということですので、貴会が関係各所へご送付の際には、当会の声明文も合わせてご送付いただきますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴会会長声明につき拝見させて頂きました。貴会におかれましては、貸金業規制法第27条の趣旨に則り、今後とも貴会が資金需要者の利益の保護を第一に考えて頂き、会員貸金業者が適正な営業がなされるよう、今後とも必要な調査、指導、勧告を行っていただきますことを切に希望いたします。 草 々

◇届け！市民の声！～金利引下請願news～no3◇

会員の皆さん お世話になります。
全青司消費者問題対策委員長の谷崎です。

下記のとおり、6月21日沖縄で集会 & デモ行進が開催されます。

現在、沖縄では、高金利引下げ請願活動について、貸金業協会、特に日掛業者からの高金利を維持するための陳情による妨害活動に苦慮しております。

6月21日は那覇市議会で採択されるか否かの決戦の時と聞いております。

もし、議会が相手方貸金業者の陳情に左右されるようなことがあれば一大事であり、今後、各都道府県に飛び火する可能性も否定できません。

この大事な日に、沖縄の地においてデモ行進を行なうことの意義をご理解いただき一致団結して高金利引下げを実現しましょう！！

是非多くの会員の方のご参加をよろしくお願いいたします。

@@

日時 平成18年6月21日(水)午後6時

主催 沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会
協賛 全国青年司法書士協議会

場所 県庁前広場(パレット久茂地向かい)

動員予定 200名(まだまだ足りません。)

内容

挨拶 国会議員・県議員・市町村議員

代表幹事の挨拶(金利引き下げをめぐる情勢などについて)

報告 県貸金業協会の広告・反対陳情への反論を中心に

リレートーク

全国青年司法書士協議会会長 大部 孝(代読)

全青司消費者問題対策委員長 谷崎哲也

NPO法人消費者センター沖縄代表 小那覇涼子

弁護士(結法律事務所) 仲山忠克

県青年司法書士会会長 仲間辰成

沖縄民商県連会長 山川恵吉

その他団体代表・希望者

デモ行進 県庁前から国際通りを経て牧志ウガンまで。

連絡先 沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会

◇「大部タカシの命懸け！全青司ベタ日記」8◇

★事務局会議－6月14日(水)

安河内肇事務局長、濱田なぎさ会計担当、福田哲也事務局次長、祐田真由美事務局次長、田中洋子・柿木高紀事務局の6名と、私で次回(6月後半)の横浜役員会の会議項目の打ち合わせと会則改正に関する検討などを行った。

★高金利苦情ホットライン開催にかかる記者会見－6月15日(木)

東京地裁の司法記者クラブにおいて、荻原世志成・組織対策担当常任、谷崎哲也・消費者問題対策委員会、野村和正・月報発行委員会委員と共に、高金利苦情ホットライン(相談会)を6月の18日に行うにあたり、事前の広報依頼のため記者クラブに赴いた。

主に、荻原・谷崎両常任から、全青司のクレサラ活動の経緯(3年前に全国一斉過払いを行ったことなど)、そして業者事件が多い簡裁の現状と当番司法書士制度の必要性について、約30分説明をさせていただいた。

★日弁連各界懇談会(金利引き下げ)－6月15日(木)

この日は慌ただしく、夕方の日弁連シンポの開催前に、第2回目の金利引き下げの実現を目指す各界懇談会が開催された。

多くの労働団体・消費者団体と共に、連合会の担当者も参加。

なぜか会場を見渡すと司法書士の出席が目立った。おそらく全体の3分の1程は出席していたと思う。

政治的な情勢と日弁連その他の団体の活動報告のあと、新里弁護士からは、議員要請と並行して世論を喚起できる集会などを今後企画することは出来ないかとの提案があった。具体的な協議は来月以降になるが、全青司としては、前向きに検討する必要があると考えている。

★日弁連主催シンポジウム開催(多重債務問題シンポジウム)－6月15日(木)

【平日でありながら、関東圏の皆さんをはじめ、他県から多くの参加をいただき心から感謝申し上げます】

夕方の6時30分より、都内にて、標記シンポが開催された。

会場は500人規模と聞いていたが、結局参加者数は640人となる、まさに「超大集会」であった。

本シンポは、日弁連の会長の挨拶から始まり、被害及び加害の実態報告、国会議員の来賓挨拶、その他に高金利の現状や最高裁を立法運動に生かそうという趣旨の報告等々、参加者にとっては被害の実態や高利の問題についてとても理解しやすいシンポジウムであった。さらに全青司からも、古根村博和副会長により被害の報告、谷崎哲也・消費者問題対策委員長からは地方請願の進捗状況を報告した。

★高金利引き下げ全国連絡会－6月16日(金)

都内で、標記連絡会が開催された。

連絡会事務局の井口鈴子司法書士の進行により、国会議員要請活動についての情勢などを新里弁護士等から報告がなされ、自民党議員への要請の働きかけを強めていくことや、その具体的な段取りについて詳細に打ち合わせが行われた。

★(社)成年後見センター・リーガルサポート総会－6月17日(土)

第7回の通常総会であり、はじめての参加である。

◇届け！市民の声！～金利引下請願news～no5◇

高金利引下げ緊急集会in沖縄

会員の皆さん お世話になります。
全青司消費者問題対策委員長の谷崎です。

2006年6月21日、沖縄で高金利引下げ緊急集会 & デモ行進が行なわれました。

平日の夕方、ほぼ全員沖縄の方々であるにもかかわらず200名近い方々が参加され、動員にどれだけの苦勞をされたかと思うと、沖縄青年の会の底力を見せ付けられたような気がします。

この緊急集会は、沖縄県貸金業協会が、高金利引下請願活動に対して、猛烈な反対陳情を展開しているため、県議会及び今後開催される沖縄県内の地方議会での継続審議を阻止するための威嚇的開催でしたが、集会に先立ち、当日開催されている那覇市議会の委員会で、満場一致で委員会採択(貸金業者側議員2名退席)された旨の報告があり、本集会を盛り上げてくれました。

沖縄県貸金業協会の反対陳情などの強行策を考えれば、那覇市議会の委員会採択は、今後開催される沖縄県内の各市町村議会、県議会に与える影響が非常に大きく、とても重要なものであるといえます。(沖縄の青年の会の皆さん本当にご苦勞様でした。)

集会は午後6時から沖縄県庁前広場で開催され、沖縄クレジット・サラ金被害をなくす会代表の石原さんの挨拶に始まり、その後、全青司消費者委員でもある沖縄青年の会の安里さんが沖縄県の現状報告を熱く熱く語られ、梅雨明けした暑い沖縄の気温をさらに2、3度上ったのではないかと思うくらいに集会を盛り上げてくれました。

また、同委員の太田さんと熊本から駆けつけた野田さんは、この真夏の暑さの中、着ぐるみを着て周囲の方々に手を振って愛嬌をふりまき、老若男女を問わず、県民の皆さんにこの問題をアピールしていました。(太田さん、野田さん、本当に暑いなかお疲れ様でした。)

その後、沖縄県選出の国会議員の方々の激励文やクレサラ問題では全国的に有名なチハラ弁護士からの激励文の紹介があり、議会を終えて駆けつけた多数の議員の方々の紹介と代表挨拶の後、全国のリレー報告で、全青司を代表して大部会長の熱い思いを代読させていただきました。

そして、お待ちかねのデモ行進が始まり、パトカーのサイレンを合図にパトカーの先導のもと全青司の旗も勇ましく、「金利を下げろ！、29.2%は高すぎるぞ！・・・」とのシュプレヒコールを声高らかに三唱する中、観光客や地元の人々であふれるメインストリートを約40分間にわたって行進しました。途中、サラ金の社員が偵察に来ているようでもありましたが、沖縄の方々の熱気に尻尾を巻いて逃げていったようでした。

そして集会もデモ行進も無事終了した時には、すでに辺りは暗くなり、先ほどまでの熱気はどこにいったのか、吹く風も心地良く、見上げれば、沖縄の夜空は満天の星空が広がっていました。

この沖縄の集会は、日司連総会前日ということもあり、全国的な参加が見込めないなか、地元の方々が本当に一生懸命になり、思いがひとつになった大成功の集会&デモ行進だったと思います。

沖縄の皆様、本当にお疲れ様でした。

沖縄県議会での採択心よりお祈りいたします。

◇届け！市民の声！～金利引下請願news～no6◇

高金利引下げ大集会in名古屋

会員の皆さん お世話になります。
またまた、全青司消費者問題対策委員長の谷崎です。

以前からお知らせしておりましたとおり、2006年6月24日名古屋の集会&デモ行進が開催されました。

500名程度の会場に462名の参加があり、地方開催の集会としては最大級の参加人数ではなかったかと思えます。名古屋の皆さんの動員の努力に頭が下がる思いです。
(中心的に準備をなされた福井さん 江里さん 本当にお疲れ様でした。)

そして、山本明彦氏、河村たかし氏、古川元久氏、近藤昭一氏、荒木清寛氏、山本保氏、佐々木憲昭氏など、多くの議員の方々の参加も得られて、集会は大いに盛り上がりました。

集会はまず最初に被害者の方の生々しい体験報告に始まり、議員さんたちの挨拶や激励文の紹介がなされました。なかでも、谷垣財務大臣の激励文は有名な議員の方からのものだけに集会の盛り上りを一層大きなものとしてくれました。

金利規制の問題に関しては、金城学院大学の大山先生の金利撤廃になった韓国の状況や現地視察の報告され、会場には先生の生徒さんと思われる若い女性が多くみられましたが「サラ金とはクレジットカードとは」ということを社会に出る前に知るとても重要なことだと思い、これら社会に出る前の方々への啓蒙活動の重要性を改めて感じました。

地方議会請願状況の報告としては、江里さんが愛知県の状況を、私が全青司代表として全国の請願状況の話をさせていただきました。

(地方議会請願活動にご協力いただいている全国の皆さん本当にありがとうございます。今後ともご協力をよろしく願いいたします。)

そして、宇都宮先生の基調講演となり、地方議会の請願活動についても触れられ、「司法書士さんが中心となって頑張ってくれている」との言葉を頂き、より一層この活動に力をいれるべきだと思いました。最後に集会宣言がなされ、大きな拍手のもと集会は大成功で終了しました。

その後はデモ行進。

集会会場を出てそのままデモ行進がスタートするというのもあって、デモの参加者は200名に及ぶほどの人数で、全青司の旗も彩りを沿え、土曜の夕方両側の広い歩道は人、人、人でごったがえす名古屋のメイン通りを「サラ金は金利を下げろ！……。」とのシュプレヒコールとともに勇壮に行進。途中違法駐車のため、先導している警察官の方がやむなく、4斜線くらいある車道のど真ん中の斜線を進むように指示されたため、何をやっても目立つことこのうえなく、横を通り過ぎるバスの中から覗き込む中年の女性は、旗を見せると「ウン、ウン」とうなずき、笑顔で「がんばって」と手を振ってくれたり、バス停の前では初老の男性が「がんばれー！」と声援を送ってくれたり、名古屋の皆さんは、快くデモ行進を見守ってくれました。デモ行進の途中、たまたま止まった信号の右手2階には、業務停止を受けた某有名なサラ金業者が営業中で、思い余った参加者による予定にない個別名詞のシュプレヒコールまで飛び出していましたが、大きな混乱もなくデモ行進は大盛り上がりで無事終了しました。

本集会&デモ行進は「高金利引下げ“大”集会」という名にふさわしい集会で、本当に大成功だったと思います。

名古屋の皆さん 本当にお疲れ様でした。

また、ご参加いただきました全国の皆さん本当にお疲れ様でした。

◇「大部タカシの命懸け！全青司ベタ日記」10◇

★横浜役員会－6月24・25日(土・日)

2006年度第5回役員会(横浜)が行われた。

出席者は、オブザーバー参加を含めて58名。

地元神奈川会の皆様には改めて感謝申し上げたい。

さて、今回は、役員会議事の内容を数回に分けて掲載したい。

《消費者問題対策委員会所管についての議題》

突然、役員会当日の朝に、(6月24日付け)朝日新聞朝刊の一面記事がとびこんできた。

↓↓

【以下記事の一部】_____

「貸金金利上限15～20% 与党方針灰色部分を撤廃」

「みなし弁済規定を撤廃し、出資法の上限金利を数年で段階的に下げる案が有力。

ただ、少額・短期の融資は多重債務に陥る危険が少ないとして例外を認める可能性が高い。

上限50万円、期間1年以内などの案がある……」

役員会当日の報道でもあり、早速、稲本信広副会長より、実際に自民党の「金融調査会・貸金業制度等に関する小委員

会」で、最近そのような議論がなされていたのか事実調査を行ったところ、具体的な議論の事実は掴めなかった。

小額・短期融資の例外的規定を容認する議論は、上限利息を無意味にさせるおそれがあり、一方、自民党の同委員会の議論が大詰めをむかえていることなどを踏まえ役員会で検討の結果、急遽会長声明を作成することになった(末尾掲載)。

続いて、栗野友康担当常任より、神奈川県貸金業協会の公開質問状について、同質問状に対して回答を行ったところ、さらに同協会から、「催告状」が届いたことについて、今後の対応について協議を行った。

その他、請願状況について、現在、各地から多くの採択の連絡を受けている旨、谷崎哲也委員長より報告があった。

6月27日現在の全国地方議会の請願状況は、以下のとおり。

【請願報告】

都道府県採択済 16

請願・陳情済 17

市町村採択済 421

請願・陳情済 301

また、谷崎委員長より、沖縄(6月21日)・名古屋(6月24日)の金利引き下げ集会参加の報告と、栗野常任より大阪の集会(6月24日)についての報告があった(全青司が後援・または協力団体として関与している集会)。

【以下は、役員会で骨子承認した声明文の抜粋を掲載します】

『出資法上限金利引下げについての緊急会長声明』

我々全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会(以下、「小委員会」という。)における出資法の上限金利見直し等に関するこれまでの議論を鑑み、平成18年6月27日に予定されている小委員会での適正金利の具体的検討に際して、以下の通り緊急声明を発表する。

(声明の趣旨)

1. 出資法の上限金利の検討にあたっては、短期・小口融資制度等、いかなる例外規定も一切認めるべきではない。
2. 出資法の上限金利の検討にあたっては、市場適正金利の確保に向けて、少なくとも利息制限法の範囲にまであくまでも一律に引き下げられるべきであり、今後数年間での段階的な引下げには断固反対する。

(声明の理由)

1. 突然の新聞報道

平成18年6月24日付朝日新聞朝刊の一面における「貸金金利 上限15～20% 与党方針 灰色部分を撤廃」との記事の中で、次のような報道がなされている。「みなし弁済規定を撤廃し、出資法の上限金利を数年で段階的に下げる案が有力。ただ、少額・短期の融資は多重債務に陥る危険が少ないとして例外を認める可能性が高い。上限50万円、期間1年以内などの案がある。」

2. 短期・小口融資制度の危険性

短期・小口融資制度については、これまでの小委員会で議論の俎上にのぼったことがあったとはいえ、具体的な上限金額や期間については言及すらされておらず、あまりにも唐突かつ具体的な提案に困惑する次第である。本制度がもし導入されてしまうと、短期小口を名目とする借り換えによって、長期間に渡り潜脱的に高金利を取り続ける事が可能となり、多くの貸金業者がその制度を悪用するであろうことは容易に予見できる。

このような例外規定を認めることによって「グレーゾーン撤廃」を検討している小委員会において、さらに後世に不明確な「グレーゾーン」を残してしまうという過ちを犯す可能性が極めて高い。

本来、緊急かつ突発的な資金需要に対しては、短期返済を前提としている以上貸し倒れの可能性は極めて低く、少数資金需要者に対して高金利を設定・維持する必要性は全くないと言える。

海外の短期・小口融資制度としては、米国の「ペイデイローン」と英国の「Home credit(訪問貸付)」が代表的であるが、現実に先述の実態が存在しており、多くの高金利被害が発生していることから明らかなように、かような例外は多重債務の被害拡散防止の観点からも一切認めるべきではない。

3. 小泉首相ヤミ金融発言の誤報

平成18年5月18日の参議院行政対策特別委員会での質疑において、小泉首相が「金利を下げるとヤミ金が跋扈する」旨の発言をしたとの報道が多く、マスコミでされことにより、貸金業者はこの報道を奇禍として根拠なきヤミ金流出論を展開している。しかしながら、同年6月13日の参議院財政金融委員会での質疑において、与謝野馨金融担当相は「小泉さんは歴史的な体験の場面を述べた」と回答し、80年代の大蔵金融委員会での議論の様子を紹介したに過ぎず、首相が“ヤミ金が跋扈する”といった発言を否定している。ヤミ金融は、金利の変動に関わりなく、平成8～9年頃より既に組織的に活動していたのであり、平成12年の2.2%への金利引下げによって出現したわけではない。ヤミ金融の規制は、本来刑事面での取締り強化によって対応すべき問題であり、取締りの補完機能を高金利に求めることは論外である。

4. 貸金業界の誤った主張

貸金業界は、「金利を下げると業者が貸せなくなり、借りれない人が増える。」と主張しているが、消費者保護の観点から与信管理や過剰貸付禁止を定めた法制下において、与信管理を怠り信用情報を共有できない貸金業界の体制不備こそ、多重債務社会を惹起した根本的要因のひとつと言えるのであり、貸し倒れを前提に多額の利益を生む高金利という条件を政治が付与している現状は健全とは言えない。本来資金需要者のニーズを満たす社会政策的役割を果たすべきなのは、貸金業界ではなく、生活保護や低所得者向けの公的貸付である生活福祉資金貸付制度の充実をはじめとした行政であり、その行政のセーフティーネットの充実に向けた施策こそ、政治に要求されるものと言える。以上のとおり、当会は、全自由民主党の衆参両議院議員に要望するものである。

◇「自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会」による特例設置に関する要望書◇

皆様 いつも活動にご協力いただきありがとうございます。

5日の自民党小委員会では、激闘の末、みなし弁済規定を廃止し、原則出資法の上限金利を利息制限法まで引き下げとの情報が流れてきております。しかしながら、短期小口などについての優遇を設けるという例外規定に関する検討は、未だ終わっていません。

私達は、市民の側に立つ職能集団として最後の最後まで諦めずに、この運動に積極的に関わっていきたいと思います。

なお、以下は、消費者委員会作成の要望書ですので、参考にさせていただければ幸いです。

(会長 大部孝)

全青司2006年会発第75号

2006年7月5日

「自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会」による特例設置に関する要望書

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2

全国青年司法書士協議会

会 長 大 部 孝

TEL:03-3359-3513/FAX:03-3359-3527

E-mailKYW04456@nifty.com

URL <http://www.zssk.org/>

我々全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会(以下、「小委員会」という。)開催にともない、多重債務問題の現状と全国各地の地方議会(都道府県19議会、市町村議会596議会)での意見書採択状況を鑑み、小委員会において、金利について特例を認めないよう、以下の事項を強く要望する。

(要望の趣旨)

1. 出資法と貸金業規制法の上限利率の検討にあたっては、短期・小口融資制度等、いかなる例外規定も一切認めないこと。
2. 法改正にあたっては、少なくとも利息制限法の範囲内に一律に引き下げ、優良企業特例などを設けないこと
3. 法改正後の利率適用にあたっては、数年間での段階的な引下げ等、法の抜け道となるような特例を設けないこと

(要望の理由)

1. 現状の報道

平成18年7月4日に開催された小委員会はマスコミ等関係者の傍聴を禁じたため、新聞各紙の紙面には、少ない情報により矛盾する報道がなされており、市民に対して適正な情報が提供されていない状況である。

それら報道の中で、出資法の上限金利を数年で段階的に下げる案や少額・短期の融資の特例を認める案、優良企業については多少の利率を付加する案などの特例措置を設けるような報道がなされている。

しかしながら、これらの特例措置を設けた場合、現在の多重債務問題の抜本的な解決とはならず、特例措置を悪用した脱法行為や撤廃したグレーゾーン金利をなおも残す結果となってしまいかねない。

2. 短期・小口融資制度の危険性

短期・小口融資制度については、短期小口を名目とする借り換え契約によって、長期間に渡り潜脱的に高金利を取り続ける事が可能となる。そもそも、多くの貸金業者は初回30万円から50万円の限度額で貸し付け、その後、追加融資や借り換え契約を行い、数年間の長期に渡って利息のみを徴収し続け、債務者は高利であるが故に元金を返済することができず、利息のみの支払いを強制されているのが現状である。

このような例外規定を認めることによって、多くの貸金業者が、高利を取り続けようと、その制度を脱法的に悪用するであろうことは容易に予見できる。

3. 優良企業の特例、段階的引下げについて

「グレーゾーン撤廃」を検討している小委員会において、ある一定の要件を定めた、優良企業に関する特例金利や数年間にわたる段階的な利率の引下げを認めることは、なおも後世に不明確な「グレーゾーン」という制度を残し、あるいは新たに「グレーゾーン」を作ってしまうという、現在の議論及び市民の期待と逆行し、法改正以前と同じ過ちを犯す可能性が極めて高い。

よって当会としては、自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会に対して、金利については特例を認めないよう強く要望するものである。

以 上

◇届け！市民の声！～金利引下請願news～no7◇

高金利引き下げ京都大集会

皆様 お疲れさまです。
全青司消費者問題対策委員長の谷崎と申します。

下記ご案内のとおり、7月29日に、京都で集会とデモ行進が行なわれます。
(デモ行進では全青司の旗を持って行進します。)

自民党の小委員会では一定の方向性は示されたものの、短期小口、特例金利など金利の問題はまだまだ予断を許さない状況です。

皆さんの熱い思いで時代を動かし、高金利引下げを実現しましょう。

皆さんの積極的なご参加をお願いいたします。

+++++

高金利引き下げ京都大集会
～京都からアジアの債務奴隷問題を告発する～

- 平成18年7月29日(土)
- 13時～16時(受付は12時30分から)
- 場所: 京都商工会詰所(京都烏丸線丸太町駅6番出口から直通)
- 参加費: 一般 1,000円
 弁護士、司法書士 3,000円

- 基調講演 韓国民主労働党経済民主化本部本部長 李善根氏
- 韓国・日本の多重債務被害者体験報告
- パネルディスカッション

コーディネーター 弁護士 牧野聡氏
パネリスト 弁護士 宇都宮健児氏
司法書士 皆川容徳氏
ジャーナリスト 三宅勝久氏
消費生活コンサルタント 勝又長生氏(全国労働金庫協会)

※当日、その他のスケジュール

- 1 アイフル被害対策全国会議第5回集会 11時～12時30分(会場同じ)
2. デモ行進 本集会終了後(烏丸丸太町から烏丸通を南下、京都駅付近まで)※雨天決行

●主催:高金利引き下げ全国連絡会、きんき高金利引き下げ連絡会、高金利引き下げ京滋連絡会、アイフル被害対策全国会議、京都クレジット・サラ金問題対策協議会、日栄商工ファンド被害対策京都弁護団、全国青年司法書士協議会、京都青年司法書士会、京都クレジット・サラ金被害者平安の会

●後援:京都司法書士会

●問合せ先 〒611-0021

京都府宇治市宇治池森20-6 MAXビル3階

小野司法書士事務所

実行委員長 司法書士 小野 慶

0744-23-1647(電話)

0744-23-4038(FAX)

【以下 小野慶会員(京都会)からのコメントです】

IMFの圧力により韓国は金利を自由化してしまった。

韓国は、人身売買まで横行する「地獄より悲惨な時代」が到来した。

集会ではこの事実を告発する。

地球上から高金利被害をなくすため国境を越えて連帯していこう！

◇「大部タカシの命懸け！全青司ベタ日記」16◇

★高金利引き下げ全国連絡会－7月8日(土)

釧路で、標記会議が行われた。

当日、議員要請、署名活動、地方請願などの取り組みについての協議が行われた。

署名活動については、現在、約26万件を突破したと報告があった。

地方請願活動については、鹿児島県議会での採択がなされた旨報告があった。

また、市町村議会での採択数も今後さらに増える見込み。

なお、平成18年7月6日付で、自由民主党 金融調査会、公明党 金融問題調査委員会の「貸金業制度等の改革に関する基本的考え方」が公開され(以下掲載)、今後、その論点に沿った検討が進められるだろう。

全青司も秋の国会に向けて、さらに積極的な活動を展開していかなければならない。

貸金業制度等の改革に関する基本的考え方(参考)

<http://www.jimin.jp/jimin/seisaku/2006/seisaku-020.html>

【以下は、6月26日付け声明及び7月5日付け要望書の抜粋】

『出資法上限金利引下げについての緊急会長声明』

我々全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会(以下、「小委員会」という。)における出資法の上限金利見直し等に関するこれまでの議論を鑑み、平成18年6月27日に予定されている小委員会での適正金利の具体的検討に際して、以下の通

り緊急声明を発表する。

(声明の趣旨)

1. 出資法の上限金利の検討にあたっては、短期・小口融資制度等、いかなる例外規定も一切認めるべきではない。
2. 出資法の上限金利の検討にあたっては、市場適正金利の確保に向けて、少なくとも利息制限法の範囲にまであくまでも一律に引き下げられるべきであり、今後数年間での段階的な引下げには断固反対する。

(声明の理由)

1. 突然の新聞報道

平成18年6月24日付朝日新聞朝刊の一面における「貸金金利 上限15～20% 与党方針 灰色部分を撤廃」との記事の中で、次のような報道がなされている。「みなし弁済規定を撤廃し、出資法の上限金利を数年で段階的に下げる案が有力。ただ、少額・短期の融資は多重債務に陥る危険が少ないとして例外を認める可能性が高い。上限50万円、期間1年以内などの案がある。」

2. 短期・小口融資制度の危険性

短期・小口融資制度については、これまでの小委員会で議論の俎上にのぼったことがあったとはいえ、具体的な上限金額や期間については言及すらされておらず、あまりにも唐突かつ具体的な提案に困惑する次第である。本制度がもし導入されてしまうと、短期小口を名目とする借り換えによって、長期間に渡り潜脱的に高金利を取り続ける事が可能となり、多くの貸金業者がその制度を悪用するであろうことは容易に予見できる。

このような例外規定を認めることによって「グレーゾーン撤廃」を検討している小委員会において、さらに後世に不明確な「グレーゾーン」を残してしまうという過ちを犯す可能性が極めて高い。

本来、緊急かつ突発的な資金需要に対しては、短期返済を前提としている以上貸し倒れの可能性は極めて低く、少数資金需要者に対して高金利を設定・維持する必要性は全くないと言える。

海外の短期・小口融資制度としては、米国の「ペイデイローン」と英国の「Home credit(訪問貸付)」が代表的であるが、現

実に先述の実態が存在しており、多くの高金利被害が発生していることから明らかなように、かような例外は多重債務の被害拡散防止の観点からも一切認めるべきではない。

3. 小泉首相ヤミ金融発言の誤報

平成18年5月18日の参議院行政対策特別委員会での質疑において、小泉首相が「金利を下げるとヤミ金が増える」との発言をしたとの報道が多くマスコミでされことにより、貸金業者はこの報道を奇禍として根拠なきヤミ金流出論を展開している。しかしながら、同年6月13日の参議院財政金融委員会での質疑において、与謝野馨金融担当相は「小泉さんは歴史的な体験の場面を述べた」と回答し、80年代の大蔵金融委員会での議論の様子を紹介したに過ぎず、首相が“ヤミ金が増える”といった発言を否定している。ヤミ金融は、金利の変動に関わりなく、平成8～9年頃より既に組織的に活動していたのであり、平成12年の2.9%への金利引下げによって出現したわけではない。ヤミ金融の規制は、本来刑事面での取締り強化によって対応すべき問題であり、取締りの補完機能を高金利に求めることは論外である。

4. 貸金業界の誤った主張

貸金業界は、「金利を下げると業者が貸せなくなり、借りれない人が増える。」と主張しているが、消費者保護の観点から与信管理や過剰貸付禁止を定めた法制下において、与信管理を怠り信用情報を共有できない貸金業界の体制不備こそ、多重債務社会を惹起した根本的要因のひとつと言えるのであり、貸し倒れを前提に多額の利益を生む高金利という条件を政治が付与している現状は健全とは言えない。本来資金需要者のニーズを満たす社会政策的役割を果たすべきなのは、貸金業界ではなく、生活保護や低所得者向けの公的貸付である生活福祉資金貸付制度の充実をはじめとした行政であり、その行政のセーフティーネットの充実に向けた施策こそ、政治に要求されるものと言える。以上のとおり、当会は、全自由民主党の衆参両議院議員に要望するものである。

「自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会」による特例設置に関する要望書

我々全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会（以下、「小委員会」という。）開催にともない、多重債務問題の現状と全国各地の地方議会（都道府県19議会、市町村議会596議会）での意見書採択状況を鑑み、小委員会において、金利について特例を認めないよう、以下の事項を強く要望する。

（要望の趣旨）

1. 出資法と貸金業規制法の上限利率の検討にあたっては、短期・小口融資制度等、いかなる例外規定も一切認めないこと。
2. 法改正にあたっては、少なくとも利息制限法の範囲内に一律に引き下げ、優良企業特例などを設けないこと
3. 法改正後の利率適用にあたっては、数年間での段階的な引下げ等、法の抜け道となるような特例を設けないこと

（要望の理由）

1. 現状の報道

平成18年7月4日に開催された小委員会はマスコミ等関係者の傍聴を禁じたため、新聞各紙の紙面には、少ない情報により矛盾する報道がなされており、市民に対して適正な情報が提供されていない状況である。

それら報道の中で、出資法の上限金利を数年で段階的に下げる案や少額・短期の融資の特例を認める案、優良企業については多少の利率を付加する案などの特例措置を設けるような報道がなされている。

しかしながら、これらの特例措置を設けた場合、現在の多重債務問題の抜本的な解決とはならず、特例措置を悪用した脱法行為や撤廃したグレーゾーン金利をなおも残す結果となってしまうかねない。

2. 短期・小口融資制度の危険性

短期・小口融資制度については、短期小口を名目とする借り換え契約によって、長期間に渡り潜脱的に高金利を取り続ける事が可能となる。そもそも、多くの貸金業者は初回30万円から50万円の限度額で貸し付け、その後、追加融資や借り換え契約を行い、数年間の長期に渡って利息のみを徴収し続け、債務者は高利であるが故に元金を返済することができず、利息のみの支払いを強制されているのが現状である。

このような例外規定を認めることによって、多くの貸金業者が、高利を取り続けようと、その制度を脱法的に悪用するであろうことは容易に予見できる。

3. 優良企業の特例、段階的引下げについて

「グレーゾーン撤廃」を検討している小委員会において、ある一定の要件を定めた、優良企業に関する特例金利や数年間にわたる段階的な利率の引下げを認めることは、なおも後世に不明確な「グレーゾーン」という制度を残し、あるいは新たに「グレーゾーン」を作ってしまうという、現在の議論及び市民の期待と逆行し、法改正以前と同じ過ちを犯す可能性が極めて高い。

よって当会としては、自民党金融調査会・貸金業制度等に関する小委員会に対して、金利については特例を認めないよう強く要望するものである。

以 上

★クレジット・サラ金問題対策協議会 拡大幹事会ー7月8日(土)

同日の午前中には、クレサラ入門実務講座というテーマで、矢野道広会員(熊本会)等による、基礎的な勉強会が行われ、多くの方が参加していた。その後13時から夕方まで拡大幹事会が行われ、多岐にわたる議題についての討議がなされた。

クレサラ対協の拡大幹事会に引き続き、夕方からは行政の多重債務者対策を考える趣旨の集会が開催され、生活保護制度などに関して、以下の皆様が登壇され、大変有意義な集会となった。

(テーマと集会登壇者)

①弁護士から見た生活保護制度

竹下義樹弁護士(京都弁護士会)

②韓国・国民基礎生活保障法について

阪田健夫弁護士(兵庫県弁護士会)

③ドイツにおける生存権保障(雑感)

小久保哲郎弁護士(大阪弁護士会)

④イギリスの最低生活保障事情

馬場秀幸弁護士(新潟弁護士会)

- ⑤多重債務被害者救済に向けた行政の取組み(奄美市)
青山定聖弁護士(熊本弁護士会)

◇届け！市民の声！～金利引下請願news～no8◇

皆さん お疲れ様です。
全青司消費者委員長の谷崎です。

先日は鹿児島被害者の会「くすのきの会」の設立総会 & シンポジウムに参加してきました。
(これで九州各県に全てに被害者の会ができました。)

全国各地からたくさんの方々が参加されており、今なぜ被害者の会なのか、
被害者の会の必要性・各関係機関との連携の重要性などについて考えさせられました。

鹿児島の皆さん 高利に苦しむ市民の方々のため今後も頑張ってください。

最新の地方議会高金利引下意見書採択状況をご報告いたします。

都道府県議会採択済 38議会(岩手県、新潟県、神奈川県、沖縄県、長崎県、京都府が採択されました。)

<岩手県議会>

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0731/teireikai/18-6seigan.html>

<新潟県議会>

<http://www.pref.niigata.jp/gikai/kengikai2/jouhou/18.6/tig1806.htm>

<神奈川県議会>

<http://www.pref.kanagawa.jp/gikai/pg/kaketu/kaketu0606.htm#03>

請願・陳情済 4議会(下記3議会は継続審議となっています。)

<継続審議>

「青森県議会」(何回も継続になってます。青森の皆さんもう一押しお願いします。)

<http://www.pref.aomori.jp/gikai/seigan246.htm>

「栃木県議会」

<http://pref-tochigi.gijiroku.com/VOICES/Srctop.asp?RST=1&FIMODE=98>

「香川県議会」

<http://www.pref.kagawa.jp/gikai/>

市区町村採択済 823議会(1000議会まで、あと177議会！！)

請願・陳情済 192議会 (まだまだ請願中のものがありましたら
お知らせ下さい。めざせ1000議会！！)

皆さん 地元の状況をご確認のうえ、落ちてるものがありましたら
ご連絡をよろしく願いいたします。

金利の問題については特例など、まだまだ予断を許さない状況です。
まだ、まだ、市民の声、現場の声が足りません。

全青司では地方議会全国制覇を目指してます。
9月議会で採択されるためには今月から動き出す必要があると思います。
今後とも全国の皆さんのご協力をよろしく願いいたします。

◇届け！市民の声！～金利引下請願news～no9◇

多重債務問題市民集会in奄美市

皆さん お疲れさまです。
消費者問題対策委員会の谷崎です。

以下の要領により、8月19日に奄美市において
多重債務問題市民集会が開催されます。

奄美市は行政が多重債務問題に積極的に取り組んで
いる全国から注目されている市です。

パネルディスカッションではその活動の中心的役割を
果たしておられる奄美市市民課市民生活係長禧久孝一 氏
が登壇されます。

行政と法律家が連携することの必要性を再認識できる
ことと思います。

是非皆さんの積極的なご参加をお願いいたします。

+++++

多重債務問題市民集会開催案内

行政の多重債務者対策を充実させる全国会議

代表幹事 大橋悦子

事務局担当 隅防俊幸

TEL 072-483-2251 FAX 072-483-8178

表 題	多重債務のない社会の実現を目指して －行政の役割と高金利について－
開催趣旨	平成19年1月に予定される出資法上限金利見直し 審議を控え、高金利が個人、地域にもたらす様々な 弊害に目を向け、行政が多重債務対策を担う意義と 役割を明確にし、高金利の引下げと行政の積極的な 施策による多重債務問題の根本的解決を目指す。
共 催	全国クレジット・サラ金問題対策協議会 全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会 高金利引き下げ全国連絡会 行政の多重債務者対策を充実させる全国会議
後 援	鹿児島弁護士会 鹿児島県司法書士会(依頼中) 奄美市(依頼中) 全国青年司法書士協議会
日 時	平成18年8月19日(土)13時から17時
会 場	奄美サンプラザホテル 鹿児島県奄美市名瀬港町2-1 TEL 0997-53-5151 FAX 0997-53-5161
内 容	1 講演 深刻化する多重債務問題と行政の役割 宇都宮 健児 弁護士 2 講演 金利見直しの現状報告 伊澤正之 弁護士 3 講演 公設事務所と行政の連携について 高橋 広篤 弁護士(奄美ひまわり基金法律事務所) 4 被害者体験報告 5 パネルディスカッション 金利引下げ・多重債務者対策と行政のメリットについて

パネラー 新里 宏二 氏(弁護士)

有川 清貴 氏(奄美市収納対策課長)

禧久 孝一 氏(奄美市市民課市民生活係長)

6 総評 木村 達也 弁護士

挨拶 鹿児島弁護士会・鹿児島県司法書士会・奄美市・
全国青年司法書士協議会

◇届け！市民の声！～金利引下請願news～no10◇

高金利引き下げを求める長崎市民集会

皆さん お疲れさまです。
またまた消費者問題対策委員会の谷崎です。
(いつもお願いばかりで申し訳ありません。)

以下の要領により、8月25日に長崎において
高金利引下げ市民集会及びデモ行進が開催されます。
デモ行進では全青司の旗を持って行進します。
まだ、見たことのない方は是非見に来て、そして
デモ行進に参加してください。

長崎県は単位会がありませんが、高金利引下問題や多重債務問題
全般に積極的に取り組んでおられます。

集会の事務局は平成17年度合格者のフレッシュな入山さんです。
先輩として、また同職として全青司で全面的にバックアップしましょう！！

九州をはじめ、全国の皆さんの積極的なご参加をよろしく願いいたします。

+++++

高金利引き下げを求める長崎市民集会

長崎県金利引き下げ連絡会
事務局 長崎市金屋町9—29
司法書士 入山 和明

Tel・Fax 095-828-4568

主催 長崎県高金利引き下げ連絡会

共催 全国青年司法書士協議会

後援 長崎県弁護士会(予定)

長崎県司法書士会(予定)

長崎あじさいの会(被害者の会)

「高金利引き下げを求める長崎市民集会」

開催目的 クレジット・サラ金・商工ローンの被害の根源となっている
クレジット・サラ金・商工ローンの高金利の引き下げを
消費者・事業者である市民からの声として世に訴える。

日時 平成18年8月26日 土曜日

集会:13時開場 13時30分開始
16時30分終了

デモ行進:17時開始 17時30分終了解散

懇親会:18時より

場所 メルカつきまち ホール(245名収容)
長崎市築町3番18号(メルカつきまち5・6F)
電話 095-823-9333

内容

- 1 主催者挨拶 後援者挨拶
- 2 賛同議員からあいさつ
(県選出国會議員全員と市會議員数名を予定)
- 3 基調講演 高金利による被害の実態・引下げの必要性
木村 達也 弁護士
- 4 現場からのリレー報告
 - ・ヤミ金被害実態(元長崎県警刑事)
 - ・韓国での被害実態(金城学院大学 大山 小夜助教授)

・その他被害報告

5 金利引き下げ活動 特別報告

・国会情勢など(河野 聡弁護士)

・請願状況など(谷崎 哲也司法書士)

6 集会終了後市内デモ行進

<連絡先・問い合わせ先>

長崎県金利引き下げ連絡会

司法書士 入山 和明

◇「大部タカシの命懸け！全青司ベタ日記」24◇

～最後まで諦めずに(日弁連各界懇談会)～

★日弁連上限金利引き下げをめざす各界懇談会－8月2日(水)

都内で、日弁連をはじめ、労働団体・消費者団体とともに、日本司法書士会連合会、全青司(小澤相談役・荻原常任・大部)など約20名以上が出席した。

全体的な情勢の報告を受けて、今後の具体的取り組みが協議された。

全青司の課題事項としては、9月の地方請願に向けて最後の最後まで取り組みを強化していくことであり、会場からも指摘をいただいた。

◇緊急！！今すぐメールを！！

ー市民のための金利引下げ実現を願うー◇

～重要なお願(金利特例への意見のお願い)～

大部です。

大変なお話で恐縮ですが、会員の皆さんに是非協力いただきたいと思いご案内をします。

皆さんもご承知の通り、現在金利問題は大きめを迎えています。

昨今の報道でサラ金の金利は利息制限法まで引き下げられるとの認識で安心されている会員の方々も多いのではないかと思います。昨日今日の報道では、金融庁が自民党に示した貸金業規制「見直し」案によれば、これまでの議論を全く無視した極めてサラ金寄りの特例を設けようとしています。

(各紙の記事は末尾をご参照ください。)

金融庁の懇談会では、既に委員の殆どが特例金利に反対したにもかかわらず、何故か、特例をほぼ容認する意見を自民党に提出すると聞き及んでおり、さらに明日自民党の委員会が開催されるとも聞いております。

全青司では、特例・経過措置について一切認めない例外なしの引き下げを一貫して求めてきましたが、現在の情勢は極めて危険な状況であるといわざるを得ません。

このような法改正は実質的な金利引き上げであり、この改正がなされるとこれまでみなし弁済の要件を満たさなければ利息制限法の引き直し計算ができていましたが、特例により、今後は一切引き直し計算ができず、多重債務者の救済は一切はかられなくなります。

そこで、皆様には大変恐縮ですが、このような最悪の法改正を許さないよう、可能な限り今日中に下記自民党のHPに反対のメール(要請書)を送ってください。

手遅れにならないために是非多くの会員の皆様のご意見をお願いいたします。

【お願いすること】

以下のアドレスの自民党の意見箱に以下内容のメール送信をお願いします。

【自民党意見箱送り先】

送り先は「自民党に物申す」

<http://meyasu.jimin.or.jp/cgi-bin/jimin/meyasu-entry.cgi>

「要請書」

2006年8月30日

住所〇〇〇〇

氏名〇〇〇〇

(要請の趣旨)

- 一. 多重債務被害を根絶するために『特例無き』出資法の上限金利引き下げを求めます
- 二. 短期・小口・事業者融資等のいかなる例外規定も認めるべきではありません
- 三. 経過措置期間もグレーゾーン金利となりますので、いかなる経過措置も認めるべきではありません

現在、金融庁では貸金業の制度見直しの一環として、出資法刑罰金利を利息制限法制限金利まで引き下げる方向での改正法案が検討されており、まもなく貴党に提案されるものと伺っております。ところが金融庁案には短期小口の貸付について特例・例外を設け、高金利の取得を許す抜け道が選択肢の一つとして示されております。このような特例・例外は、グレーゾーン金利を生み出した貸金業法43条の再来となり、新たなグレーゾーン金利を生み出します。これでは貸金業者は特例の適用を前提とした貸付に集中することは火を見るよりも明らかであり、様々な脱法が横行し、金利規制は画餅に帰します。その結果、現在、経済苦による自殺者年約8000人、自己破産者年間約20万人という多重債務被害が存在し、本特例などを容認することにより、今後も同様の被害が続いていくおそれがあります。

そのような中、現在、都道府県議会39議会、市町村議会880の議会で、金利引き下げについての意見書採択が行われており、正に大規模な国民的引き下げ運動の聲が巻き起こっているのです。これは、明らかに国民の「願い」でもあります。

貴党におかれましては、これら市民一人一人の声を国会に確実に反映していただくために、また、多くの市民・消費者を高金利被害から救済するために「特例無き」金利引き下げの実現をよろしく願いいたします。

以上

+++++
特例高金利、恒久化に余地 自民、5年後「見直し」案

<http://www.asahi.com/business/update/0830/046.html>

貸金業の上限金利引き下げ問題で自民党金融調査会は29日、金利を段階的に下げる5年間の経過期間中に、特例の高金利を一定程度認めたいと、特例の延長が必要かどうか改めて判断する「見直し条項」も設ける方向で調整に入った。特例高金利の対象は、個人向けの少額・短期と事業者向けになる見通しだが、見直し条項は、特例の延長が繰り返されて激変緩和が目的の措置が恒久化しかねず、規制を骨抜きにすると批判も強まりそうだ。

政府・与党は出資法の上限(年29.2%)を引き下げ、利息制限法の上限(同15~20%)に一本化し、グレーゾーン(灰色)金利を撤廃する方針を固めている。ただ、急速な金利引き下げで貸金業者の経営が悪化し、借りられなくなる客が出る恐れがあるとして、金融庁に特例を検討するよう求めている。

金融庁が28日に自民党に示した特例で高金利を認める案は、個人向けが「元本30万円以内で期間6カ月以内」と「元本50万円以内で同1年以内」の2案、事業者向けが「元本500万円以内で同3カ月以内」とみられる。いずれも1人1社限りで新規融資に限る。金利は年29.2%を軸に調整している。

金融庁は貸金業者に信用情報機関への登録などを義務付けることで違法な融資は難しくなるとみている。そのため特例を改正法の施行から5年で廃止する案もあったが、自民党金融調査会は、新制度の運用状況を検討した上で特例を見直す余地を残す方向で調整している。

現在も事業者向けの名目で個人に貸し付ける違法行為は多く、抜け穴対策をどこまで厳格に運用できるかは不透明だ。特例延長まで認める可能性が出てきたことに対し、弁護士や被害者団体でつくる「高金利引き下げ全国連絡会」の新里宏二弁護士は「灰色金利も国会では暫定措置として議論されたが常態化した。規制強化を骨抜きにしかねない」と批判を強める。

自民党金融調査会は、新規融資に限るなどの厳しい条件を付ければ、特例の悪用に一定の歯止めはかけられる、との立場だ。来週にも貸金業小委員会を再開し、早ければ9月の臨時国会に、貸金業規制法などの改正案を提出する考えだ。

貸金業の融資上限案、年収の1/3—1/4などで調整

<http://www.yomiuri.co.jp/atmoney/news/20060830i401.htm>

金融庁は29日、貸金業の規制見直しで無担保で保証人を付けない融資の1人当たりの上限額について、年収の3分の1~4分の1、または総額100万~150万円とする案を軸に与党と調整に入った。

1社当たりの上限額は、現行の貸金業規制法ガイドラインの規定と同じ50万円とする方針だ。ただ、年収や資産状況を詳細に審査し、返済能力があると見込める場合

は、上限を超えて貸す余地を残すことも検討している。融資に上限を設けるのは、過剰融資を防ぐ狙いがある。

また、金融庁は、〈1〉過剰融資に対する行政処分の導入〈2〉顧客が求めていないのに融資を勧める行為を規制〈3〉信用情報機関の利用を義務づけ、他社からの借入額が分かるようにする——などの方策を取り、多面的に過剰融資を防ぐ。

また、金融庁は現在の利息制限法が制定された1954年当時の物価上昇を考慮して、元本「10万円未満」で年利20%、「10万円以上100万円未満」で18%、「100万円以上」で15%となっているのを「10万円」を「50万円」に、「100万円」を「500万円」に引き上げる方向で検討している。

金融庁が高金利認める特例案、「30万・半年」など

<http://www.yomiuri.co.jp/atmoney/news/20060829i301.htm>

貸金業の規制見直しを進めている金融庁は28日、出資法と利息制限法とのグレーゾーン(灰色)金利廃止に伴い、少額短期の貸し付けに上限金利規制を緩める特例措置の素案を自民党に内示した。

特例措置の対象範囲を、個人向けでは、返済期限が半年以内の場合は30万円、1年以内の場合は50万円とする2つの案を示し、事業者向けは運転資金などで短期的な資金ニーズが大きい、「返済期間3か月以内、上限500万円」との案を示した。

大手消費者金融の新規平均貸付額は18万7000円となっていることを踏まえ、「1か月5万円程度」を「少額」とするが、特例措置の金利水準については調整中だ。金融庁は、自民党内の協議を経て、今週中にも貸金業規制法などの改正案の大枠をまとめ、9月22日召集の臨時国会への提出を目指している。

民間団体が例外ない低金利水準を訴え

http://news.tbs.co.jp/20060829/headline/tbs_headline3368367.html

多重債務者対策として消費者金融などの金利水準を見直す法改正へ向け議論が進む中、金利引き下げを求める民間団体会見を開き、例外を設けず低い金利水準にするよう訴えました。

消費者金融の金利は、利息制限法で定められた上限の年率20%と、刑事罰が科せられる出資法での上限29.2%との間のいわゆるグレーゾーン金利が問題となっています。

これについて、今月、金融庁は「金利の低い方の上限・年率20%に向けて引き下げるのが望ましい」とする中間報告をまとめ、秋の臨時国会への改正法案提出に向け政府、与党内での調整が本格化しています。

金融被害者や弁護士などが作る「高金利引き下げ全国連絡会」は、現在おこなわれている議論の中で金利の制限に例外を設ける意見が出てきていることを懸念、会見で改正法案には金利水準に特例を設けないようあらためて求めました。

貸金業上限金利、事業者向けにも「特例」・金融庁原案

<http://www.nikkei.co.jp/news/keizai/20060829AT2C2803128082006.html>

金融庁が28日、自民党の一部議員に示した貸金業規制法改正の原案が明らかになった。上限金利の引き下げ問題を巡り、個人向け短期融資に加え、事業者向けの緊急融資にも金利上乗せを認める「特例」を設ける方向性などを盛り込んだ。上限額は300万—500万円、返済期間は3—6カ月の間で調整するもよう。自民党の「貸金業制度等に関する小委員会」はこの案をたたき台に、週内にも議論を再開する。

特例は来年の貸金業規制法改正で、刑事罰を伴う出資法の上限金利を29.2%から利息制限法の上限(15—20%)に引き下げた後も金利の上乗せを認める措置。

消費者金融：1人1社50万円まで…金融庁が融資限度額案

<http://www.mainichi-msn.co.jp/keizai/wadai/news/20060829k0000m020148000c.html>

|

消費者金融の規制強化問題で金融庁は28日、1人に融資できる額を1社当たり最大50万円、複数社の場合、総額で最大100万～150万円とする貸金業規制法改正案の原案を自民党に提示した。また、少額で短期の融資の場合、上限を上回る金利を特例として認めるが、その具体的な内容について「貸出額30万円まで、返済期間半年以内」と「同50万円まで、1年以内」の2案を示した。特例として認める金利は20%台後半までとする。

自民党は週内にも貸金業小委員会を再開し、早ければ9月召集の臨時国会で関連法の改正案提出を目指す。

短期融資の特例については、融資先が事業者の場合、貸出額は500万円まで、返済期間は3カ月以内とする案を示した。事業者は一時的なつなぎ資金への需要が高いためだが、日本弁護士連合会などは「一般の個人と事業者との境界にある借り手もあり、規制の抜け穴になりかねない」と反発している。

消費者金融の貸出上限金利を巡って政府・与党は、出資法の上限(年29.2%)を利息制限法の上限(同15～20%)に引き下げることで一致している。ただし、少額・短期の融資は、借金残高が雪だるま式に膨らまず、返済負担が小さいことから、3年程度の時限措置として金利上乗せの特例を認める方向で検討している。

事業者向け融資については、上限金利の急な引き下げで貸金業者が審査を厳しくした場合、資金的に行き詰まる事業者が多発する可能性があるとして、個人向けよりも特例の範囲を広げることにした。

◇特例と先送りを許すな！！ 金利引き下げ全国集会◇

特例と先送りを許すな！！

金利引き下げ全国集会

主催 神奈川県クレサラ対策協議会、高金利引き下げ神奈川県民会議

後援 全国青年司法書士協議会 全国クレサラ被害者連絡協議会

全国クレサラ問題対策協議会 高金利引下げ全国連絡会

日栄・商工ファンド対策全国弁護士 43条対策会議

神奈川県司法書士会 神奈川県行政書士高金利対策協議会

アイフル対策会議 中央労福協

現在、金融庁と与党では出資法の上限金利を見直す作業が進められています。

しかし、貸金業界の攻勢が大変強く「短期小口」「事業者」に特例を設け、「激変緩和措置」として、事実上の利息制限法の引き上げという改悪が目論まれているほか、長期間、出資法の利息制限法に合わせた引き下げを先送りしようとする動きが活発となっています。しかし、今日も絶望している人がいます。緊急な命の問題です。

私達は、例外のない金利引き下げと、貸金業の規制等に関する法律第43条の完全な即時廃止、そして、出資法の引き下げの速やかな実現を求めています。この集会で、共に、現在の高金利がいかに異常か、例外のない金利引き下げを即時に実現する必要性を広くアピールし、世論喚起しましょう。皆様の声と行動と力とお貸し下さい！

皆様方の参加を心よりお待ちしております！

日時：9月16日（土） 18時30分から20時30分

場所：情報文化センターホール（横浜市中区日本大通11番地）

申込不要 参加費：500円 会場の電話045-664 -3737

集会内容

1 請願活動報告 神奈川県司法書士会

2 金融庁懇談会委員の意見と、金融庁が自民党に提示したもの。

原早苗氏（金融庁貸金業制度懇談会委員・埼玉大学非常勤講師）

高橋伸子氏（金融庁貸金業制度懇談会委員・生活経済ジャーナリスト）

3情勢分析 新里宏二弁護士(日栄・商工ファンド対策全国弁護団副団長)

4高金利被害報告(事業者、兄を失った人、高齢者、保証人)

5商工ローン被害と事業者特例・特例と長期経過措置の問題点

北健一氏(ジャーナリスト)

6各界意見表明

神奈川県商工団体連合会 中央労福協

全国クレサラ被害者連絡協議会 事務局長 本多良男

横浜南クレサラネット市民の会 真喜志 健

高金利引下げ全国連絡会 事務局長 井口鈴子

全国青年司法書士協議会 会長 大部孝

日栄・商工ファンド対策全国弁護団 団長 木村達也

日弁連高金利引下げ実現本部 本部長代行 宇都宮健児

問い合わせ先

司法書士 松岡 均(松岡・長坂司法書士事務所)

◇届け！市民の声！～金利引下請願news～no11◇

－行政の役割と高金利について－ in奄美報告

2006年8月19日鹿児島県奄美市のサンプラザホテルにおいて「多重債務のない社会の実現を目指して－行政の役割と高金利について－」の集会被開催された。

前日九州に台風が来ていたこともあり、どうなることかと心配であったが当日は離島であるにも関わらず140名近い参加者で会場は熱気で包まれた。

集会は、まず宇都宮弁護士の「深刻化する多重債務問題と行政の役割」と題する講演から始まった。私自身、宇都宮弁護士の話は何度も拝聴させていただいているが、基本は同じながらいつも新たな情報が盛り込まれており、現在の多重債務問題の動きの激しさに毎回驚かされている。余談ではあるが宇都宮弁護士がホームレス問題や夜逃げなどの問題を話されている中で、映画「夜逃げ本舗」の話となり、宇都宮弁護士がこの映画の法律関係の監修をなされているということにも驚かされた。

そして新里弁護士より、本年の最大の問題である「高金利引き下げをめぐる情勢」についての現状の報告があり、短期小口の特例問題、保証料問題だけではなく、未だ基本である

「グレーゾーンの撤廃」、「金利の利限法までの引き下げ」自体が予断を許さない状態であり、まだまだ危機的状況であることが示され、この問題については、今一度気を引き締める必要があることを力説された。

次に「公設事務所と行政の連携について」と題して、公設事務所の高橋弁護士から離島という司法過疎地での多重債務問題撲滅活動について報告がなされた。その中で、この人口7万人の島においてもヤミ金問題が多発していることに驚かされた。

これら報告の後、被害者の体験報告があった。この報告は多重債務に陥り、市役所に行って相談して解決したとの内容であったが、胸を詰まらせ涙ながらにお話をされる被害者の話しの中で、本集会のパネリストでもある奄美市市民課の禧久さんが司法

過疎地で市民に密着して孤軍奮闘して頑張っている姿が目には浮び、私も負けてはいられないとの思いを強くした。

そして休憩の後、伊澤弁護士、有川奄美市出納対策課長、禧久市民生活係長によるパネルディスカッションが始まった。この中でやはり注目すべきは禧久さんの話であった。禧久さんによると「借金問題は法律家に頼めばある程度解決するが本来はその他の問題が重要。役所がこれに関わるのは当然であり、母子手帳ができた時、いわゆる生まれる前から亡くなった後まで面倒を見るのが役所の仕事なのだ」という考えの基の活動であるとの話に感銘を受けた。そして会場から沖縄での同じような行政の取り組みの報告がなされた。過払い金による税金等の滞納の解消については、破産などで免責されない債務の問題として私たち司法書士も検討しなければならない問題であると感じた。

パネルディスカッションの後、稲本副会長より全青司が取り組む地方議会請願活動の報告があり、滋賀県の逆転採択の報告時には会場から拍手が起こった。

そして最後は木村達也弁護士による総括で締めくくられて本集会は閉会した。

本集会は、離島ではあったが、クレサラ問題の最前線で活動されている宇都宮弁護士に始まり、木村弁護士で締めくくるといって、とても贅沢な集会だったのではないかなと思う。

また、弁護士、司法書士、クレサラ対協、被害者の会のみならず行政の方々の参加も多く、今後はこれらの関係機関との連携の必要性を再認識させられる集会であった。

◇「大部タカシの命懸け！全青司ベタ日記」32◇

～金利活動－9月10日～19日～

★金利活動－9月10日(日)～19日(火)

現在、金利情勢は「利息制限法の区分変更の問題－実質上の引き上げ及び特例」が現在の最重要論点となっているが、全青司では、自民党の金融調査会などの合同部会が継続されていた期間に、何度も議員会館に足を運び、一人でも多くの議員に例外なき引き下げの賛同を呼び掛けた。また、クレサラ対協等の団体とともに、3回にわたり、自民党本部前で街頭宣伝及びビラ配りを行い、自民党議員が消費者側の声を受け入れてくれると信じて高利の状況を訴えた。

さらに、金融庁の貸金業制度に関する懇談会の議論と逆行する金融庁の方向付けに対し、合計で2度ほど金融庁へ抗議文を持参し抗議を行った。法務省へも利息制限法の所管であるとして訪問し、利限区分の引き上げについて、その引き下げを求める要請を行った。これに呼応するかのようにほぼ同時期に後藤田正純議員が、金融庁政務官を辞任している。

全青司では、都内の運動と並行して市町村議会等の議会採択を求めて活動を行ってきたが、おかげで、39の都道府県と約900の市町村の採択を得るに至った(9月27日現在)。これらが最後の砦として、なによりも引き下げを願う多くの市民を守ってくれると確信している。

◇「大部タカシの命懸け！全青司ベタ日記」34◇

～金利引下げ実現緊急対策本部(特別委員会)設置～

★2006年度第9回役員会(福岡)－9月23・24日(土・日)－議長:古根村
副会長

－今回も連続シリーズで報告－

9月2度目の役員会を開催した。

今回の役員会では、特に今年度前半を振り返り後半につなげるための各委員会活動
について、役員間で具体的な協議を行ったので、ピックアップして報告したい。

【議題:金利引下げ実現緊急対策本部(特別委員会)設置承認の件】

なお、承認された特別委員会設置の詳細は以下のとおり

金利引下げ実現緊急対策本部(特別委員会)設置承認の件

平成18年9月23日(土)

提案者 大 部 孝(全青司会長)

(名称)

金利引下げ実現緊急対策本部(会則上は特別委員会)

(設置の趣旨)

利限引き上げ・特例・経過措置など、当会の求める提案とかけ離れた改正が現在検
討されていること、またこれらの情勢が日々変化することなどから、当会として迅速に
対応するためにも、情報の収集・研究・企画・実践等、速やかな処理を進める必要が
あり、ひいては市民のためのあるべき上限金利政策の実現を目指すために全青司会則
第15条2項に基づき本特別委員会を設置する。

(処理事務)

金利引き下げに関する、情報の収集・研究・企画・実践など

(委員の選任)

本部長(委員長)－大部孝

本部長代行－稲本信広

副本部長－谷崎哲也

副本部長－荻原世志成

部 員

－井上幸介

－松岡均

－粟野友康

－中山貴博

－入山和明

－小澤吉徳

－秋山淳

－若鍋敬治

－前川一彦

なお、部員は委員長が随時選任するものとする。

(予算)

印刷費・通信費・名刺作成費など

組織対策特別委員会から30万円を上限に項目間流用

◇債務整理の実務・保証料問題シンポジウムin松山◇

全青司消費者委員長の谷崎です。
(問い合わせが何件かありましたので再送します。)
以下の要領により、消費者シンポジウムを開催いたします。

「債務整理の実務・保証料問題シンポジウムin松山」

～ サラ金・日掛金融の対応～

日 時 平成18年10月28日(土)13時～17時
平成18年10月29日(日) 9時～13時

会 場 リジェール松山 ゴールドホール
〒790-8555 松山市南堀端2-3 JA愛媛
TEL 089-948-5631 Fax 089-948-6632
(定員約120名)

参加費 資料代 ¥2,000円

<シンポの目的>

秋の臨時国会には、出資法上限金利の引き下げを含む貸金業制度の改正法案が提出される見込みである。みなし弁済規定・グレーゾーン・日掛金融特例の廃止は確定的であるが、一方で特例金利、経過措置等の問題が浮上している。

本案内が会員各位のお手元に届くころには、これらの政治上の議論も一応の結論が出されていると思われる。しかし、更に新たな問題が生まれてくることはほぼ間違いないであろう。

我々は、違法な利息を取り続けられ苦しんできた市民の早急な救済に日々尽力する中で、新たに生じる問題に対しても迅速に対応する知識を身につけていかなければならない。

今後、貸金業者は利率の問題をすり抜けて日掛金融に顕著に見られる保証料の取得等という脱法的な手法を使用するであろうことも容易に推測できる。

そのため、現段階で市民の経済的生活再建のための債務整理を通じた過払金・保証料の取得について検討し、貸金業者の違法な行為を撲滅するため、本シンポジウムを開催する。

また、金利議論の推移を見ながら新しい視点からの活動も展開していきたいと考える。

1日目 「債務整理・過払金返還請求の実務」

講師 井上勉(熊本県)、田島賢治(熊本県)

2日目 「保証料問題等」

講師 稲本信広 副会長(熊本県)

「これからの金利議論について」

講師 谷崎哲也 委員長(福岡県)

懇親会 [千年和食] 銀次郎

愛媛県松山市二番町3-7-15

089-986-6060 <http://r.gnavi.co.jp/s014200/>

懇親会費 ¥5,000円

◇利息制限法改正に関する私たちの考え◇

利息制限法改正に関する私たちの考え

「年間1600億円以上の利用者負担増加と貸金業者への利益転嫁を許しません。」

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2
全国青年司法書士協議会
金利引き下げ実現緊急対策本部
本部長(会長) 大 部 孝

私たち全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として以下のとおり利息制限法改正について以下のとおり考えております。

『考えの要旨』

利息制限法の制限利率は引き下げるべきであり、区分変更による実質的金利に引き上げには絶対に反対します。

『理 由』

1. 貸金業制度等の改革の議論の現状

現在、金融庁が与党自民党に提出した原案をもとに出資法・貸金業規制法の改正を中心として、貸金業制度全般の見直しが議論されています。

本来ならば、これらの貸金業制度の改正は、深刻化する多重債務問題を、消費者・経済的弱者保護の立場から根本的に解決するためになされなければなりません。しかしながら、9月19日に公表された自民党「貸金業法の抜本改革の骨子」によれば、利息制限法の制限金利について、下記のとおり金利区分を変更する提案がなされています。

上限金利	【現行】	【改正案】
------	------	-------

20パーセント：10万円未満	50万円未満
18パーセント：10万円以上100万円未満	50万円以上500万円未満
15パーセント：100万円以上	500万円以上

現行利息制限法の金利区分について「10万円」を「50万円」に、「100万円」を「500万円」に引き上げるとすれば、消費者金融の貸付の大半を占める10万円以上50万円未満の貸付については実質2%の利上げ、100万円以上については実質3%の金利引き上げとなります。

平成18年9月5日に公表された金融庁原案によると、

- ①利息制限法制定当時(昭和29年)以来見直しがなされていないこと
- ②当時と現在の物価の上昇

などをこの金利区分の変更理由としていますが、一番大切な現在の市中金利と利息制限法の金利水準乖離の問題や、一般市民の生活を破壊しない金利水準について全く議論がされていません。

利息制限法制定当時(昭和29年)の銀行貸出金利は年9パーセント強の水準ですが、以降低下の一途を辿り、平成18年8月時点の国内銀行の貸出約定平均金利は年1パーセント半ばとなっています。(下記平成18年7月28日貸金業懇談会に金融庁資料28P参照)

http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kasikin/siryou/20060727/18-04.pdf

また利息制限法制定当時の政府は、その提案理由において「金融機関一般の金利の実情及び動向を参酌して利息の限度を改めた。」と述べています。

言うまでもなく、利息制限法の制定趣旨は、高金利に苦しむ庶民金融利用者の保護であり、経済的強者である貸金業者・貸金業界の保護ではありません。

利息制限法の制限利率は、社会実態や市場金利と見合う利率、市民の生活を破綻に導かない利率でなければなりません。

2. 利用者の負担増加貸金業者への利益転嫁

平成16年消費者向け無担保貸付残高は「10兆6221億円」、クレジット・信販・流通カード系の貸付残高の合計は「6兆0820億円」(上記金融庁資料31P)あり、その多くは利息制限法の上限金利を含むグレーゾーンでの貸付となっております。(なお、平成17年消費者金融白書によると、一人当りの平均貸付残高についての15万円から50万円までの割合合計が「85.7パーセント」です。)

実質2パーセントの利上げとなる(10万円～50万円)貸付総残高についての資料が無く、正確な数値は算定できませんが、仮に50パーセント程度に影響があるとすれば以下のとおりとなります。

「10兆6221億円」+「6兆0820億円」
=「16兆7041億円」×50パーセント×2パーセント=1670億円

消費者金融を利用する市民に対しては、実に年間1000億円以上の負担増を強いることになり、一方銀行系消費者金融機関を含む消費者金融機関は同金員が新たな利益となります。この問題は、特例金利・経過措置の議論に隠れてあまり注目をされてはいませんでした。

よって当会は、速やかに出資法の上限金利を現行法の利息制限法に一致させることを強く望むとともに、利息制限法の制金利区分を変更し、実質的な利上げをすることに絶対に反対します。

◇自由民主党「貸金業法の抜本改正の骨子」に対する修正及び規制強化・改革推進を
求める要請書◇

自由民主党「貸金業法の抜本改正の骨子」に対する修正及び規制強化・改革推進を求
める要請書

国 会 議 員 各 位

全青司2006年会発第115号

平成18年10月3日

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2

全国青年司法書士協議会

金利引下げ実現緊急対策本部

本部長(会長) 大 部 孝

TEL:03-3359-3513/FAX:03-3359-3527

E-mail:KYW04456@nifty.com URL <http://www.zssk.org/>

我々全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、1年余に渡
る金融庁有識者懇談会の議論を受けて平成18年9月19日に自由民主党により取り
まとめられた「貸金業制度に関する改革骨子」について、以下のとおり意見提言す
る。

はじめに

今般提出された改革骨子は、改革の目的として「借り手の保護を大前提に、深刻化
している多重債務問題を抜本的に解決するために有効と考えられるあらゆる施策を実
施する。」と述べている。

元来、貸金業者と資金需要者間で結ばれる貸金契約については、貸金業者が圧倒的
に優越的な地位に立っているため様々な弊害が生じやすい構造となっている。そこ
で、資金需要者を保護するためには法律によって貸金業者に対して諸規制を定め、ま
た実効性を担保することにより「業務の適正な運営を確保」することが望まれる。

しかしながら、「深刻化している多重債務問題」を見るとおり、貸金業規制法はその目的を達していないばかりでなく、その他法制の不備とも相まって、「多重債務問題」の深刻化、構造化の要因ともなっている。

われわれは、多重債務に苦しむ市民の目線に立った多重債務被害の早期・根本的解決を目指し、その声を代弁すべく今般の改革骨子に対し、真に目的を達成するためには次のとおり問題点が存在することを指摘するとともに、問題点の早急な修正と真の目的実現のための更なる規制強化・改革推進を強く要望する。

I 「貸金業の適正化」について

(修正・更なる改革を進めるべき要点)

1 貸金業協会の自主規制強化にあたっては協会運営の透明性、中立性を確保するための措置を講じること。

2

(1) 行為規制の強化にあたっては、その実効性を確保するための違反行為に対し民事上のペナルティを課すこと。

(2) 貸金業者が債務者から公正証書作成囑託委任状を取得することを禁止すること。

(3) 「自動契約機」による新規契約を禁止すること。

(4) 借り手の同意がある場合でも、書面交付の電子化は認めないこと。

3 監督手法の強化にあたっては、貸金業者の不当な業務に対し監督官庁が早期にこれを把握することを可能にするための措置を講じること。

(理由)

貸金業は市民の資金需要に応える役割を担っているが、金銭は生活のための基本的な経済的手段であり、貸付行為が取引相手方とその家族の生活に与える影響は大変大きい。

貸金業は利用者の生活向上、国民経済の適切な運営に資するために営まれるべきものであり、貸金業者は、自らの利益追求のみを求めることなく、その社会的責務を自覚しなければならない。

改革骨子は貸金業の適正化のため、参入規制、貸金業協会に対する自主規制機能強化、行為規制の強化、監督規制の強化、刑事罰の引き上げ、新設の5点を挙げているが、以下の点につき、さらなる適正化策を講じるべきである。

1 貸金業協会の自主規制機能強化

自主規制機能強化は貸金業協会の運営の透明性、中立性が十分に確保されることが前提である。協会の組織運営の情報公開を義務付けると共に市民や法律家の関与の仕組みを整備することが必要である。

2 行為規制の強化

(1) 勧誘規制、取立規制の強化、契約内容その他の説明書面交付の義務付けは基本的に妥当であるが、その実効性を確保するためこれらに違反する行為があった場合には行政処分その他厳しい民事上のペナルティーを科すべきである。

たとえば、取立規制違反に対しては請求権制限を設けるべきであり、同規制違反行為にかかる金銭消費貸借契約については借主側に契約の取消権を創設すべきである。

(2) 「公正証書作成嘱託委任状」を貸金業者が取得する際に、単に「書面を交付して説明することを義務付け」したとしても、形式的に契約時に交付する書面が増えるだけであり、貸金業者による、債務者の真意に基づかない「委任状」の取得及び公正証書の作成が今後も横行することは明らかである。

契約時において、貸主と借主間には圧倒的な力関係の違いが存在するが、優位な地位にある貸金業者の行為を規制することによって、実質的に平等な立場での契約が可能となる。貸金業者が自らの優越的地位を利用して、「公正証書作成嘱託委任状」を取得することを禁止することによってはじめて真の「借主保護」が図られるものと考えられる。

(3) 「契約内容を説明する書面を事前に交付することを貸金業者に義務付け」することには賛成するが、実効性を担保するためにも新規契約時は対面による契約を原則とし、説明義務を十分に果たすことが困難であり、また過剰融資の原因となっている「自動契約機」による新規契約については、これを厳しく規制すべきである。

(4) 本骨子では、いわゆる「グレーゾーン」が三年乃至五年程度温存されることとなる。「グレーゾーン」の温存自体、大きな問題であり到底容認することはできないが、仮に温存された場合には適用利率を巡って従来と同様の法的紛争が生じる危険性も否定できない。仮に紛争になった際に、交付された書面は重要な証拠となる。また、現行法では貸金業者に対して厳しく書面交付を義務付け、また最高裁判所も同義務に対しては厳格に解釈している

よって、少なくとも「グレーゾーン」の廃止までは電子書面ではなく、従来どおりの書面を交付をすべきである。

仮に借主の同意を条件とした場合でも、前述のとおり優越的な立場にある貸主の意向とおりになるだけであり、「借主の真意に基づかない可能性の高い同意」による書面の電子化は「借主保護」に資さない。

3 監督手法の強化

業務改善命令の導入など、基本的には妥当である。貸金業者の不当な業務に対し監督官庁が早期にこれを把握することを可能にするための制度が不可欠である。具体的には市民、法律家等からの情報収集体制を整備、充実する必要がある。

II 「ヤミ金融対策の強化」について

(修正・更なる改革を進めるべき要点)

- 1 ヤミ金融による被害情報が速やかに警察当局に伝わる体制を整備すること。
- 2 ヤミ金融による貸付金については元本の請求が出来ないこと、ヤミ金融に対する返済金は全額返還を請求できることの2点を改正法に明記すること。

(理由)

- 1 ヤミ金融に対する罰則の強化、取締りの強化徹底については異論はない。
高金利、無登録営業は明確な犯罪行為であり、民事不介入といった考え方が生じる余地はない。警察当局による取締り、摘発強化に不可欠な被害情報をより収集しやすくするため、法律家及び各種相談窓口と警察当局の連携体制を整備する必要がある。
- 2 ヤミ金融により貸し付けられた金員は、不法原因給付であるから返還の義務はない。(民法第90条、708条)また、ヤミ金融に支払った金員は不当利得であるからについては返還義務はない。(民法703条、704条)
以上の点を改正法に明記し、ヤミ金融業が経済的に非合理的な事業であることを知らしめ、ヤミ金融の発生を抑える必要がある。

III 「過剰貸付の抑制」について

(修正・更なる改革を進めるべき要点)

- 1 過剰貸付抑制策の実効性を確保するため、規制違反行為に民事上のペナルティを科すこと。
- 2 カウンセリング体制を充実させるため、日本支援センターの連携先として、家計管理指導を行う団体のみならず福祉関係機関や経営相談窓口、金融支援機関も加えること。

(理由)

- 1 多重債務問題の原因のひとつに過剰貸付が挙げられる。改革骨子は過剰貸付を抑制するため、指定信用情報機関の創設、貸金業者に対する返済能力調査の義務化、過剰貸付の禁止、支払額・返済期間の適正化、カウンセリング体制の充実の必要性を指摘しており、基本的には妥当である。

さらに実効性を確保するため、過剰貸付規制に違反した場合、行政処分を課すことはもちろんのこと民事上のペナルティを科す必要がある。

たとえば、

- ① 過剰貸付でないことの立証責任を貸金業者に課したうえで、

② 過剰貸付でないことを立証できない場合、当該貸金契約については

i) 無効である。

又は

ii) 借主は取り消すことができる。

との民事上の規定を創設することにより、「過剰融資規制」の実効性をあげることが可能となる。

2 先にまとめられた金融庁原案が指摘するとおり、日本司法支援センター（法テラス）が家計管理指導を行う団体との連携を図りカウンセリング体制を充実させることも必要と考える。

また法テラスには生活困窮者や、中小零細事業からの相談が寄せられることが予想されるため、これらの人々のためのセーフティネットを担う福祉関係機関や経営相談窓口、金融支援機関との連携を更に図る必要がある。

IV 「金利体系の適正化」について

（修正・更なる改革を進めるべき要点）

利息制限法の制限利率は引き下げるべきであること。

利息制限法の元本区分については現行法を堅持すること。

（理由）

みなし弁済制度の廃止、出資法の上限金利を20パーセントに引き下げることにについてはおおむね妥当であるが、利息制限法の元本区分を改革骨子のとおり変更することは到底認められない。

貸金業制度の改正は、深刻化する多重債務問題を、消費者・経済的弱者保護の立場から根本的に解決するためになされなければならない。現在の市中金利と利息制限法の金利水準乖離の問題や、一般市民の生活を破壊しない金利水準についての議論を十分に尽くすべきである。

なお、我々は現行の利息制限法所定の利率自体、市民生活にとっては異常な「高利」であり、「利息制限法所定の利率の引き下げ」が必要であると考えている。（詳細は「利息制限法改正に関する私たちの考え」参照）

その他日賦貸金業者特例の廃止、金利の概念に関してはおおむね妥当である。

V 「多重債務問題等に対する政府を挙げた取組み」について

（修正・更なる改革を進めるべき要点）

多重債務対策本部においては、法的セーフティネット（救済ネット・予防ネット）の構築に積極的に努めること。

また、セーフティネットへのアクセスを保障する制度を構築すること。

(理由)

多重債務者対策本部の設置に異論はない。多重債務問題の解決のためには、関係省庁及び関係者の一致した取り組みが必要である。

法的セーフティネットの構築に関しては制度の充実はもとより、制度へのアクセス強化策を具体的に構築することが重要である。このセーフティネットには、多重債務に陥ってしまった方のためのセーフティネット(救済ネット)と陥らないためのセーフティネット(予防ネット)との2種類のネットが必要となる。予防ネットによって、生活困窮者を援助することこそ、憲法25条による生存権保障の実現となる。

現在、この予防ネットを担う制度のひとつに生活福祉資金貸付制度(厚生労働省)が挙げられる。同制度は、「低所得者層に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その世帯の経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活を可能にする制度」とされているが、「必要な援助指導」が不十分なため、「安定した生活を可能とする」という目的が十分達成されておらず、予防ネットとしての機能を果たしているとは言い難いのが現状である。家計管理指導を行う団体との連携により、予防ネットとしての機能強化を図るべきと考える。

また、単に制度のみを充実するだけでは不十分であって、これらの制度に誰もが容易にアクセスできる体制を構築すべきである。

資金供給者として、資金需要者の生活や事業を破壊させない責務を負う貸金業者は、万が一既存の顧客に延滞等の事態が生じた場合又はまた新規借入希望者に対し、過剰融資禁止を理由として融資を断る際には、速やかに顧客である債務者の生活再建に協力すべき義務を果たすべきであり(水際作戦の必要性)、具体的には以下のとおり法律で義務付けすべきである。

①適切な法定機関(例えば法テラスの専用窓口等)を紹介すること。

②ヤミ金融等の犯罪業者・悪質業者の情報を伝え、注意を喚起すること。

さらにすでに多重債務状態にある者に関しては、法的処理により速やかに生活再建、再挑戦へ取り組むことが出来るよう、民事法律扶助制度を充実させる必要がある。法律扶助の援助決定要件の緩和や償還金の免除要件の緩和、給付制の導入など、「法律扶助の特例措置」を行うべきである。

VI 「経過措置」について

(修正・更なる改革を進めるべき要点)

一切の特例を設けることなく、改正法施行後速やかに上限金利を引き下げること。
直ちに貸金業規制法第43条を廃止すること。

(理由)

上限金利引下げまでの経過措置及び少額短期特例貸付けは、その目的と副作用を鑑みれば、実施の必要はない。(詳細は「金利規制の特例・経過措置導入に反対する緊

急会長声明」参照)上限金利を改正法施行後直ちに引下げ、同時に貸金業規制法43条(グレーゾーン金利)を廃止すべきである。近年の相次ぐ最高裁判決は、事実上、同法第43条の適用場面がないほどその要件を厳格に解釈し、適用を否定し続けてきた。これは、「金利規制の原則は利息制限法の制限金利であり、同法第43条は借り手の保護に欠けるものであって本来適用すべきではない」との司法によるメッセージである。経過措置を設け、改正法施行後、利息制限法を越える金利については支払義務がない旨を契約書面に記載することによって利息制限法超過利息を認めるとの考え方は、上記最高裁判例の趣旨を根本から誤って理解していると言わざるを得ない。

以上

◇貸金業法等改正の概要に関する会長声明◇

会 長 声 明

2006年10月25日

全青司2006年会発第131号

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-2

全国成年司法書士協議会

金利引下げ実現緊急対策本部

本部長(会長) 大 部 孝

TEL:03-3359-3513 / FAX:03-3359-3527

E-mail:KYW04456@nifty.com

URL:<http://www.zssk.org/>

我々全青司は、多重債務被害救済に取り組む現場の法律実務家として、このたびの自由民主党による貸金業法等改正の概要につき以下のとおりの声明を発表する。

第1 「貸金業法等改正の概要」について

本日、自由民主党により「貸金業法等改正の概要」のとおりの改正骨子が発表され、これが同党合同部会により了承された。

この骨子案は、多重債務に苦しむ一人一人の市民の声をすくい上げ、平成18年9月19日付「貸金業法の抜本改正の骨子」(以下前骨子)を修正したものである。前骨子においては、上限金利を利息制限法所定の金利水準まで引き下げるとしたものの、

- ① 少額短期の貸付については年25.5%の特例金利を認める
- ② 利息制限法の金額刻み区分を引き上げる

とされており、グレーゾーンを温存し、また一部の貸付においては事実上の利上げとなる内容であった。この前骨子は多重債務に苦しむ市民の目線に立った多重債務被害の早期・根本的解決にはほど遠い貸金業者よりの改正案であるとの批判が強く、当会においても改正案おける特例金利及び利息制限法の金額刻み区分の変更に対して、全

面的に反対の意思を表明していたものである。

しかし、本日の改正骨子は少額短期特例及び利息制限法の金額刻み区分を引き上げを見送り、多重債務者救済につながる効果的改革に踏み切ったものとなった。

当会は、今回の自由民主党の改正骨子が、多重債務者救済に主眼を置いたものであり、民意を組み取った形で取りまとめられたことに対し、高く評価するものである。また、多重債務問題の解決という制度改革の真の目的のためにご尽力いただいた関係者の方々に深く敬意を表するものである。

第2 今後の課題

前骨子では「借り手の保護を大前提に、深刻化している多重債務問題を抜本的に解決するために有効と考えられるあらゆる施策を実施する。」と述べられているとおり、法改正後においても、あらゆる角度から多重債務問題の抜本的解決に向け充実した制度構築を目指さなければならない。

抜本的解決とは「新たな多重債務者を生まない」「ヤミ金を増やさず撲滅する」「現在、多重債務に苦しむ市民を迅速に救済する」ことであり、今後内閣官房に設置が予定されている「多重債務者対策本部」の果たすべき役割（例えば相談体制の確立・セーフティーネットの整備等）は非常に重要であると考えます。当会においても、それらに対し全面的な協力をする所存である。

さらに今回の金利議論の中で、市民にとって生活を破壊しない金利水準、事業者にとって事業が破綻しない金利水準である「適正金利とは」という根本的な課題が浮き彫りになったことは明白である。今後は、資金需要者にとっての「適正金利」について更なる充実した議論と研究を深めていかななければならない。

加えて、今回議論の対象とならなかった、銀行による貸付への諸規制、割賦販売における過剰融資規制等消費者信用全般についての在り方に関する議論も更に進めるべきである。

第3 まとめ

多重債務問題は根の深い社会問題である。これを市民社会全体の問題として捉え、債務を原因として生じるあらゆる不幸を限りなくゼロに近づけるために、そして市民の家計の安全を確保するためにも、改正骨子による法案を速やかに本臨時国会において成立させるべきであると考えます。

また我々全青司も改革の真の目的達成に向けて全力で取り組むことをここに決意し声明する。

以上

全国地方議会請願活動のご報告

～全国津々浦々にあまねく存在する青き若獅子の皆様へ～

全国青年司法書士協議会 会長 大部 孝
同消費者問題対策委員長 谷崎 哲也

2006年10月25日、自民党合同部会において、貸金業等改正の概要が示されました。

私達全青司を含む多重債務問題の抜本的解決を目的とする諸団体が掲げてきた

- ① 出資法第5条の上限金利を、利息制限法第1条の制限金利まで引き下げること
- ② 貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること
- ③ 出資法における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること
- ④ 利息制限法の改悪阻止

は、この概要の中では、すべて網羅され一応の決着がついたと思われま

この結果を導いたのは、全青司が先導して、全国都道府県43議会、市町村議会1132議会の地方議会で採択がなされた金利引下意見書による功績は大きいと確信しております。

この今までに例を見ないほどの数の意見書採択は、まさに、市民の声、現場の声を国会に届け、法改正を導いたといっても過言ではないでしょう。

金利の問題は一応本国会で決着がつくと思われま

私達全青司は、今後も多重債務問題の抜本的解決に向けて活動していきます。

一人でも多くの市民の法的ニーズに応えるため、全青司会員全員が一丸となって協力し、戦い続けてくことを確認し、改めてここに誓いたいと思います。

本活動にご尽力いただいた全国津々浦々にあまねく存在する青き若獅子の皆様、今後も全青司活動を支えていただき、ともに戦っていただきますよう、ご協力をよろしくお願

最後に、まだこのままの状態

そして、本当に、本当にありがとうございました。

全国地方議会請願活動終了のお知らせとお礼
～全国津々浦々にあまねく存在する青き若獅子の皆様へ～

全国青年司法書士協議会 会長 大 部 孝
同消費者問題対策委員長 谷 崎 哲 也

2006年12月13日、参議院本会議において「貸金業の規制等に関する法律の一部改正」の法案が満場一致で可決され、貸金業法が成立しました。

附帯決議に記載されている問題等は、まだまだ山積みですが、私達全青司を含む多重債務問題の抜本的解決を目的とする諸団体が掲げてきた高金利引下げは一応の決着がついたと思います。

そのため、現在まで会員の皆様にご協力をお願いを続けていた高金利引下げ全国地方議会請願活動は本法案の成立をもって終了させていただきます。

この法案成立には、全青司会員の皆様が先導してきた全国地方議会請願活動の功績が大きかったと確信しております。

この今までに例を見ないほどの数の意見書採択は、まさに、市民の声、現場の声を国会に届け、正しい法改正を導いたといっても過言ではないでしょう。

この功績は全国津々浦々で地道な活動を続けていただいた会員の皆さん一人一人の努力の賜物だと心より感謝申し上げます。全青司会員が意識を共有して本気で取り組めば、政治を社会を変えることも可能なのです。

私達全青司は、今後も一人でも多くの市民の法的ニーズに応えるため、会員が一丸となって協力し、多重債務問題の抜本的解決に向けて闘い続けていくことをここで宣言し、皆様への感謝の気持ちに変えさせていただきます。

全国津々浦々にあまねく存在する、青き若獅子の皆様、本活動にご尽力いただき本当にありがとうございました。

今後とも市民のため、全青司活動を支えていただきますよう心よりお願いいたします。

<活動結果 2006.12.14 現在>

都道府県議会 43 議会採択 市町村議会 1136 議会採択